

8 災害救助基準

令和 5 年度 災害救助基準

令和 5 年 6 月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から1ヵ月以内 (教科書) 15日以内 (文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 219,100 円以内 小人 (12歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

県内市町別災害救助法1号適用基準一覧表

令和2年国勢調査による

市区名	人口(人)	適用基準世帯数	市名	人口(人)	適用基準世帯数	郡名	町名	人口(人)	適用基準世帯数	郡名	町名	人口(人)	適用基準世帯数	
22100_静岡市	693,389	150	22203_沼津市	189,386	100	賀茂郡	22301_東伊豆町	11,488	40	榛原郡	22424_吉田町	28,919	50	
22101_静岡市葵区	249,297	100	22205_熱海市	34,208	60		22302_河津町	6,870	40		22429_川根本町	6,206	40	
22102_静岡市駿河区	213,026	100	22206_三島市	107,783	100		22304_南伊豆町	7,877	40	周智郡	22461_森町	17,457	50	
22103_静岡市清水区	231,066	100	22207_富士宮市	128,105	100		22305_松崎町	6,038	40					
22130_浜松市	790,718	150	22208_伊東市	65,491	80		田方郡	22306_西伊豆町	7,090	40				
22131_浜松市中区	235,240	100	22209_島田市	95,719	80			22325_函南町	36,794	60				
22132_浜松市東区	129,356	100	22210_富士市	245,392	100	駿東郡	22341_清水町	31,710	60					
22133_浜松市西区	108,160	100	22211_磐田市	166,672	100		22342_長泉町	43,336	60					
22134_浜松市南区	99,769	80	22212_焼津市	136,845	100		22344_小山町	18,568	50					
22135_浜松市北区	92,688	80	22213_掛川市	114,954	100									
22136_浜松市浜北区	98,779	80	22214_藤枝市	141,342	100									
22137_浜松市天竜区	26,726	50	22215_御殿場市	86,614	80									
			22216_袋井市	87,864	80									
			22219_下田市	20,183	50									
			22220_裾野市	50,911	80									
			22221_湖西市	57,885	80									
			22222_伊豆市	28,190	50									
			22223_御前崎市	31,103	60									
			22224_菊川市	47,789	60									
			22225_伊豆の国市	46,804	60									
			22226_牧之原市	43,502	60									

【 災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準 】

市町村人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30
5,000～14,999人	40
15,000～29,999人	50
30,000～49,999人	60
50,000～99,999人	80
100,000～299,999人	100
300,000人以上	150

20-2-1 静岡県大規模地震災害対策基金条例

(県財政課)

静岡県大規模地震災害対策基金条例をここに公布する。

昭和 59 年 3 月 23 日

静岡県知事 山本 敬三郎

静岡県条例第 25 号

静岡県大規模地震災害対策基金条例

(設置)

第1条 大規模な地震による災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため、静岡県大規模地震災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額の総額は、700 億円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第5条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(静岡県庁舎建設基金条例の一部改正)

2. 静岡県庁舎建設基金条例(昭和 42 年静岡県条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県土地開発基金条例の一部改正)

3. 静岡県土地開発基金条例(昭和 44 年静岡県条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、第6条の規定により、この基金の処分が行われたときは、基金の額は処分相当額減少するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第6条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県財政調整基金条例の一部改正)

5. 静岡県財政調整基金条例(昭和 45 年静岡県条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県県債管理基金条例の一部改正)

6. 静岡県県債管理基金条例(昭和 54 年静岡県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てる必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

地震・津波対策等減災交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023の減災目標である「令和7年度までに想定犠牲者を9割減少し、その後も減災効果を維持」と「被災後生活の質的向上による被災者の健康被害等の最小化」の達成に向け、市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が実施する地震・津波対策等に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地震・津波対策等減災交付金」とは、市町等が策定し、知事が受理した令和5年度から令和7年度までの地震・津波対策等の取組に関する計画(以下「地震・津波対策等減災三箇年計画」という。)に位置付けられた事業の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところにより、知事が交付する交付金をいう。

2 この要綱において「交付対象メニュー」とは、市町等が、地震・津波対策アクションプログラム2023の減災目標の達成に向け、静岡県第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023を踏まえて策定した地震・津波対策の行動計画である「市町アクションプログラム」に基づいて行う地震・津波対策で、別表1に掲げるメニューのうち、地震・津波対策等減災三箇年計画に記載されたものをいう。

(メニュー、交付率及び交付上限額)

第3条 メニュー名、交付率及び交付上限額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、第5項の規定による認定を受けた市町は、別表1の「津波対策がんばる市町認定」欄に○印が記されたメニューについて、当該メニュー欄に対応する交付率、交付上限額が適用されるものとする。また、別表1の「わたしの避難計画持続化メニュー」は、第8項の規定による認定を受けた市町に適用する。

なお、第5項及び第8項の規定に基づく認定を受けた市町は、認定の時期を問わず、認定を受けた年度以降に着手した関連事業の全てを交付率嵩上げの対象とする。

2 メニューの交付対象は、別表2に定めるとおりとする。ただし、本要綱及び別表2で特に定めるものを除き、国庫補助金及び国の交付金で採択された事業は、交付対象外とする。

3 資機材整備メニューについては、別表4に定めるとおりとする。ただし、別表4に掲げる資機材名に記載のないものについても、この交付金の趣旨の範囲内であれば交付対象とする。

- 4 交付に当たり、メニュー毎に算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 知事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす市町を「津波対策がんばる市町」として認定するものとする。
 - (1) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の規定に基づく津波災害警戒区域又は同法第72条第1項の規定に基づく津波災害特別警戒区域の指定を受けた区域を有する市町
 - (2) 今後も津波対策の推進が見込まれる市町
- 6 前項の規定による認定を受けようとする市町は、次の各号に掲げる書類を、知事宛て提出するものとする。
 - (1) 津波対策がんばる市町認定申請書(様式第1号) 1部
 - (2) 実施予定事業の概要等の補足説明資料 1部
- 7 知事は、前項の規定による申請を受理した場合は、内容を確認・調整し、適当と認めるときは様式第2号により市町に通知するものとする。
- 8 知事は、「わたしの避難計画」による住民の早期避難意識の向上及び維持に持続的に取り組む市町を、「わたしの避難計画がんばる市町」として認定するものとする。
- 9 前項の規定による認定を受けようとする市町は、次の各号に掲げる書類を、知事宛て提出するものとする。
 - (1) わたしの避難計画がんばる市町認定申請書(様式第3号) 1部
 - (2) わたひな持続化計画(様式第4号) 1部
- 10 知事は、前項の規定による申請を受理した場合は、内容を確認・調整し、適当と認めるときは様式第5号により市町に通知するものとする。

(地震・津波対策等減災三箇年計画の提出等)

第4条 別表1に定めるメニューを活用しようとする市町等は、次の各号に掲げる書類を、知事宛て提出するものとする。

- (1) 地震・津波対策等減災三箇年計画書(様式第6号) 1部
 - (2) 三箇年計画事業総括書(様式第7号) 1部
- 2 知事は、市町等から前項各号に掲げる資料の提出を受けた場合には、内容を確認・調整のうえ、受理するものとする。
 - 3 前2項の規定は、地震・津波対策等減災三箇年計画を変更する場合に準用する。

(交付申請)

第5条 市町等は、別に定める日までに、知事に対し、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第8号) 1部
- (2) 事業計画総括書(様式第9号) 1部
- (3) 事業計画個別書(様式第10号) 1部

- 2 知事は、市町等から交付申請書の提出を受けた場合には、内容の審査を行うとともに、適当と認めたときは様式第 11 号により交付の決定を市町等へ通知するものとする。

(交付の条件)

第 6 条 市町等の地震・津波対策等を一層推進するため、交付決定後に、この交付金の趣旨の範囲内で、メニュー間の相互の流用をすることは認める。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定通知書に記載された交付決定の金額を増額しようとする場合
- (2) 交付決定を受けた全ての事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 新たにメニューを追加しようとする場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

3 市町等は、交付決定を受けた事業が期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市町等は、交付決定を受けた事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物について、知事の承認を受けずに、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 県は、交付決定を受けた事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を知事の承認を受けて処分することにより市町等に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

6 市町等は、交付決定を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7 市町等は、地震・津波対策等減災交付金を財源の全部又は一部として当該市町の補助金等を交付する場合は、前 4 項に規定する事項を条件として付さなければならない。この場合において、前 4 項中「知事」とあるのは「市町長」と、第 5 項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

8 市町等は、前項の規定による読替え後の第 3 項の規定による指示又は第 4 項の規定による承認をする場合、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

9 県は、第 7 項の規定による読替え後の第 5 項の規定について、市町等に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(変更承認申請)

第 7 条 市町等は、前条第 1 項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を知事へ提出するものとする。

- (1) 変更承認申請書(様式第 12 号) 1 部
- (2) 変更事業計画総括書(様式第 9 号) 1 部
- (3) 変更事業計画個別書(様式第 10 号) 1 部

- 2 知事は、市町等から変更承認申請書の提出を受けた場合には、内容の審査を行うとともに、適当と認めるときは様式第 13 号により変更の承認を、様式第 14 号により交付決定の変更を市町等へ通知するものとする。

(繰越の報告)

第 8 条 市町等は、第 6 条第 3 項の規定により、交付決定を受けた事業が期間内に完了しないことを報告し、事業を翌年度に繰り越す場合、別途知事が定める書類を知事へ提出するものとする。

(実績報告等)

第 9 条 市町等は、交付決定を受けた全ての交付対象事業が完了(中止、廃止を含む。)した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を知事へ提出するものとする。ただし、知事が別に日を指定したときは、その日までとする。

- (1) 実績報告書(様式第 15 号) 1 部
- (2) 事業実績総括書(様式第 9 号) 1 部
- (3) 事業実績個別書(様式第 10 号) 1 部

- 2 前項の規定は、交付決定があった日の属する県の会計年度が終了した場合に準用する。

(交付金の額の確定等)

第 10 条 知事は、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告書を受理したときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、様式第 16 号により市町等へ通知するものとする。

- 2 知事は、前条第 2 項による実績報告書の提出があったときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは受理するものとする。
- 3 知事は、市町等が概算払いを受けている場合において、交付確定により、市町等が確定額を超える交付金の交付を受けていることが判明したときは、市町等に対し返還請求書(様式第 17 号)により交付金の返還を求めるものとする。

(交付金の支払)

第 11 条 交付金は、前条の規定により交付すべき額の確定をした後に支払うものとする。

ただし、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 市町等は、交付額確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日までに、請求書(様式第 18 号)を知事へ提出するものとする。
- 3 市町等は、第 1 項ただし書きの規定により交付金の支払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 18 号)、資金状況調べ(様式第 19 号)、支出額が分かる

もの(支出負担行為伺や契約書の写し等)、事業内容がわかるもの(仕様書等)を知事へ提出するものとする。

(交付金の経理)

第 12 条 市町等は、交付金について経理を明らかにする帳簿や領収書等の関係書類を整理し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出先)

第 13 条 この様式に基づき提出すべき書類は、市町にあっては所在地を管轄する地域局に、一部事務組合にあっては危機管理部消防保安課に提出するものとする。

ただし、地震・津波対策等減災交付金審査会が認めた事業については、市町にあっては危機管理部危機政策課に提出するものとする。

(事前着手)

第 14 条 事業着手は原則として交付決定後とするが、市町等が様式第 20 号による事前着手届書を提出し、知事が受理した事業は、事前着手することができるものとする。

ただし、知事が受理したことをもって交付の決定が確約されるものではない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第 15 条 市町等が消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)上の課税事業者であり、かつ消費税法第 60 条第 4 項の規定による地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用されない場合において、交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請にかかる消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等が明らかでない場合はこの限りではない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかな場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を交付金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した場合において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第23号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

（交付金の運用等）

第16条 地震・津波対策等減災交付金審査会の設置、採択基準のほか、この交付金の運用に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

（適用）

- 1 この要綱は、令和5年度から令和7年度分の交付金に適用する。
（地震・津波対策等減災交付金交付要綱の廃止）
- 2 この要綱の適用に伴い、地震・津波対策等減災交付金交付要綱（平成31年4月1日付け危機管理部長通知危政第12号。以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。
（旧要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 旧要綱に基づき「津波対策がんばる市町」に認定された市町の取扱い及び令和5年度に繰り越した事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の交付金から適用する。

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

平成18年4月3日制定

令和7年3月25日最終改正

第1 趣旨

知事は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する市町及び同事業を実施する者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業」とは、別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「既存建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築された建築物（住宅を除く。以下同じ。）及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家等対策特別措置法」という。）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) この要綱において「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して利用するものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) この要綱において「既存マンション」とは、昭和56年5月31日以前に建築されたマンション及び同日において工事中であったマンションをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (5) この要綱において「既存建築物等」とは、既存建築物、既存住宅及び既存マンションをいう。
- (6) この要綱において「静岡県耐震診断補強相談士」とは、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (7) この要綱において「危険なブロック塀等」とは、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (8) この要綱においてブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）における「建替え」とは、ブロック塀等を除却し、フェンス等の安全な塀（組積造及び補強コンクリートブロック造の塀を除く。）に造り替えるものをいう。
- (9) この要綱において「既存天井」とは、平成26年3月31日以前に施工された天井及び同日において工事中であった天井をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (10) この要綱において「既存エレベーター」とは、平成26年3月31日以前に施工されたエレベーター及び同日において工事中であったエレベーターをいう。ただし、国、地方公共団体そ

の他公の機関が所有するものを除く。

- (11) この要綱において「耐震シェルター」とは、住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する箱型の構造物で、知事が認めるものをいう。
- (12) この要綱において「防災ベッド」とは、住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でもベッド内の居住者の安全を守る機能を有するベッド型の装置で、知事が認めるものをいう。
- (13) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の2の規定に基づく同法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に定める旅館業を営む者をいう。
- (14) この要綱において「住宅相談員」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に対応する者をいう。
- (15) この要綱において「専門家」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に高度な専門知識と豊かな経験に基づき対応する者（静岡県耐震診断補強相談士等）をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、事業ごとに県の補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

- エ 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分書（様式第4号）
- オ がけ地近接危険住宅移転事業費内訳（様式第5号及び様式第6号）
- カ 危険住宅位置図（様式第7号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

- (3) 交付の決定の効力は、交付決定日から生じるものとする。ただし、真にやむを得ない理由がある場合には、交付決定日にかかわらず、その効力を4月1日から生じさせるものとする。また、4月1日から交付決定の効力を生じさせる必要がある場合は、(1)アの交付申請書にその理由を明記すること。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の減額変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（交付決定を受けた事業間の補助金の流用で、流用

先の補助金の額の3割(当該流用先の補助金の額の3割に相当する額が300万円以下であるときは300万円)以内の変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) がけ地近接危険住宅移転事業で危険住宅除却等の跡地については適正な管理を行うこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第8号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更収支予算書(様式第3号)

第7 状況報告

本事業を行う市町は、毎月別に知事が定める方法により事業の実施状況報告書を提出するものとする。

なお、がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記のとおり書類を提出する。

(1) 提出書類 1部

状況報告書(様式第9号)

(2) 提出期限

当該会計年度の各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに当該期間経過後10日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第10号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 収支決算書(様式第3号)
- エ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業一覧表(別紙1~26号)

住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業(住宅相談支援、専門家派遣)、わが家の専門家診断事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。

オ 委託契約書等の写し

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

カ 県費補助金受入調書(様式第11号)

キ 図面及び写真(写真は原則として施行前のもの及び施行後のものとする。)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

ア 概算払承認申請書（様式第13号）

イ 概算払補助金請求内訳書（様式第14号）

ウ 工事費等支出状況明細表（様式第15号）

エ 資金状況調（様式第16号）

オ 請求書（様式第12号）

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2関係）

	事業の区分	補助事業 細目	補助事 業者	事業 主体	事業内容	国の要綱	
1	住宅の耐震化 の計画的実施 の誘導に係る 事業	住宅相談 支援	—	市町	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震化未実施の既存住宅に対して意向調査の実施及び住宅相談員を派遣し、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに導くための事業	(12)①3. 第一号ニ	
		専門家 派遣	—	市町	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震化未実施の既存住宅に対して専門家を派遣し、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに導くための事業		
		地域 耐震化 推進	—	市町	民間 組織		国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業
2	わが家の 専門家診断 事業	—	—	市町	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅に静岡県耐震診断補強相談士を派遣し、耐震診断及び耐震相談を実施する事業	(12)①3. 第一号イ	
3	非木造住宅の 耐震診断事業	—	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震診断する事業	(12)①3. 第一号イ
4	非木造住宅の 補強計画 策定事業	—	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションの補強計画を策定する事業	(12)①3. 第一号ハ
5	木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画一 体型)	補強計画 及び耐震 改修	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定し、耐震改修する事業	(12)①3. 第三号イ
						国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定する事業（やむを得ず耐震改修を断念し、補強計画の策定のみ実施する事業（高齢者のみが居住する住宅等に限る。））	(12)①3. 第一号ハ
6	木造住宅の 建替え・除却 事業	建替え 又は除却	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅を建替え又は除却する事業	(12)①3. 第三号ロ
7	木造住宅の 移転事業	—	—	市町	所有者 又は 居住者	県内の木造の既存住宅から耐震性のある住宅等へ住み替える事業（高齢者のみが居住する住宅等に限る。）	—

8	非木造住宅の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①3. 第三号ロ
9	建築物の耐震診断事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震診断する事業	(12)①3. 第二号イ
10	建築物の補強計画策定事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物の補強計画を策定する事業	(12)①3. 第二号ハ
11	建築物の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①3. 第四号
12	避難所等の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、避難所等を耐震改修又は建替える事業	(12)①3. 第五号
13	特定天井の耐震改修事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存天井を耐震改修する事業	(12)①3. 第六号
14	既存エレベーターの防災対策改修事業	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存エレベーターを防災対策改修する事業	(12)①3. 第七号
15	ブロック塀等の安全確保事業 (避難路沿道等)	耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を耐震改修する事業	(12)①3. 第十二号
		建替え	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を建替える事業	
		除却	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を除却する事業	
16	危険なブロック塀等の除却事業	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱（効果促進事業）に基づき、危険なブロック塀等を除却する事業	第6.二. ロ
17	屋根の耐風診断及び耐風改修事業	耐風診断	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐風診断する事業	(12)①3. 第十一号
		耐風改修	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐風改修する事業	

18	耐震シェルター 整備事業	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱（効果促進事業） に基づき、木造の既存住宅の1階 に耐震シェルターを整備する事 業	第6.二. ロ
19	防災ベッド 整備事業	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱（効果促進事業） に基づき、木造の既存住宅の1階 に防災ベッドを整備する事業	第6.二. ロ
20	要緊急安全 確認大規模 建築物の 耐震化事業	補強計画	市町	所有者又 は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急 安全確認大規模建築物の補強計 画を策定する事業	第3 第1項 第一号イ
		耐震改修	市町	所有者又 は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急 安全確認大規模建築物を耐震改 修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第一号ロ
21	要安全確認 計画記載 建築物の 耐震化事業	補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全 確認記計画載建築物の補強計画 を策定する事業	第3 第1項 第二号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全 確認計画記載建築物を耐震改修、 建替え又は除却する事業	第3 第1項 第二号ハ
22	建築物等の 耐震化事業 （緊急輸送道 路沿道）	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸 送道路沿道の既存建築物等を耐 震診断する事業	第3 第1項 第六号イ
		補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸 送道路沿道の既存建築物等の補 強計画を策定する事業	第3 第1項 第六号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸 送道路沿道の既存建築物等を耐 震改修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第六号ハ
23	建築物等の 耐震化事業 （避難路沿道 等）	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路 沿道等の既存建築物等を耐震診 断する事業	第3 第1項 第七号イ
		補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路 沿道等の既存建築物等の補強計 画を策定する事業	第3 第1項 第七号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路 沿道等の既存建築物等を耐震改 修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第七号ハ

24	避難所等の耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等を耐震診断する事業	第3 第1項 第三号イ
		補強計画	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第三号ロ
		耐震改修	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等を耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第三号ハ
25	マンションの耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションを耐震診断する事業	第3 第1項 第四号イ
		補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションの補強計画を策定する事業	第3 第1項 第四号ロ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションを耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第四号ハ
26	建築物の耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震診断する事業	第3 第1項 第五号イ
		補強計画	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第五号ロ
		耐震改修	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第五号ハ
27	特定天井の耐震改修事業 (避難場所)	—	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所の既存天井を耐震改修する事業	第3 第1項 第八号
28	既存エレベーターの防災対策改修事業 (避難場所)	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所の既存エレベーターを防災対策改修する事業（ただし、国の補助金要綱に基づくリスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能を追加する工事を除く。）	第3 第1項 第九号

29	がけ地近接 危険住宅 移転事業	移転	市町	居住者	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅を移転する事業	(12)③ 7.
		事業推進	—	市町	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進する事業	

(注1) 国の交付金要綱：社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16- (12) 又はロ-16- (12)
ただし、16 危険なブロック塀等の除却事業、18 耐震シェルター整備事業及び19 耐震ベッド整備事業は、社会資本整備総合交付金要綱第6. 二. ロ効果促進事業

(注2) 国の補助金要綱：地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱

(注3) 2わが家の専門家診断事業、5木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）（耐震改修）及び29がけ地近接危険住宅移転事業を除き、地方自治法第252条の19で規定する指定都市は補助の対象外とする。

別表第2（第3関係）

	事業の区分	補助事業 細目	補助率（額）
1	住宅の耐震化 の計画的実施 の誘導に係る 事業	住宅相談 支援	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		専門家 派遣	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		地域 耐震化 推進	1組織ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1組織につき75,000円を限度とする。
2	わが家の 専門家 診断事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費の8分の3以内とし、1戸につき17,690円を限度とする。
3	非木造住宅の 耐震診断事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
4	非木造住宅の 補強計画 策定事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
5	木造住宅の 耐震改修事業 （補強計画一 体型）	補強計画 及び耐震 改修	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費の2分の1と30万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向けの耐震改修融資への利子補給制度）を利用する場合は、1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費と30万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 また、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が補助額を割り増す場合に限り、市町が割り増す額から当該割増額に係る国庫補助額を差し引いた額の2分の1と10万円とを比較していずれか少ない額を加えた額とする。
			補強計画の策定のみ実施するものについては、1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額と同額の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
6	木造住宅の 建替え・除却 事業	建替え 又は除却	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
7	木造住宅の 移転事業	—	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
8	非木造住宅の 耐震化事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
9	建築物の 耐震診断事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
10	建築物の 補強計画策定 事業	—	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

11	建築物の耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
12	避難所等の耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
13	特定天井の耐震改修事業	—	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
14	既存エレベーターの防災対策改修事業	—	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
15	ブロック塀等の安全確保事業 (避難路沿道等)	耐震改修	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき6,400円以内とする。
		建替え	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき9,730円以内とする。
		除却	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき3,330円以内とする。
16	危険なブロック塀等の除却事業	—	1件ごとに、当該事業に要する経費の8分の1以内、及び国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、危険なブロック塀等の長さ1メートルにつき2,300円以内とする。
17	屋根の耐風診断及び耐風改修事業	耐風診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐風改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
18	耐震シェルター整備事業	—	1件ごとに、当該事業に要する経費の6分の1以内、及び国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1件につき10万円を限度とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が補助額を割り増す場合に限り、当該事業に要する経費の24分の5以内、及び国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1件につき12万5千円を限度とする。
19	防災ベッド整備事業	—	1台ごとに、当該事業に要する経費の6分の1以内、及び国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1台につき10万円を限度とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が補助額を割り増す場合に限り、当該事業に要する経費の24分の5以内、及び国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1台につき12万5千円を限度とする。

20	要緊急安全 確認大規模 建築物の 耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、ホテル・旅館の用途については、中小企業者が事業主体に限り、1棟ごとに、市町が補助するのに要する経費の当該事業に要する経費に対する比率（以下、「市町補助率」という。）が56.3%以下の場合は、当該事業に要する経費に11.5%を乗じた金額とし、市町補助率が56.3%を超える場合は、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
21	要安全確認 計画記載 建築物の 耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
22	建築物等の 耐震化事業 (緊急輸送道 路沿道)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
23	建築物等の 耐震化事業 (避難路沿道 等)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
24	避難所等の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	

25	マンションの 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	
26	建築物の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	
		耐震改修	
27	特定天井の 耐震改修事業 (避難場所)	—	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
28	既存エレベーターの防災 対策改修事業 (避難場所)	—	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
29	がけ地近接 危険住宅 移転事業	移転	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		事業推進	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

備考 ※共同住宅（マンションを含む）、長屋等は1棟を1戸とみなす。

別表第3（別表第2関係）

種別		床面積	基準額
一戸建住宅	木造		144,000円（図面がある場合）
			259,000円（図面がない場合）
	木造以外		1,800,000円
一戸建住宅以外		～1,000㎡未満	3,000,000円
		1,000～2,000㎡未満	4,800,000円
		2,000～3,000㎡未満	6,000,000円
		3,000～5,000㎡未満	7,200,000円
		5,000～10,000㎡未満	9,000,000円
		10,000㎡～	10,800,000円

20-2-4 コミュニティ助成事業実施要綱

(県危機情報課)

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ. 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

(5) 地域づくり助成事業

ア. 共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。

イ. 活力ある地域づくり助成事業

地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業。

(7) 地域国際化推進助成事業

多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。(第2の1(6)は除く)
- (3) 令和7年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

(2) コミュニティセンター助成事業

市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

(3) 地域防災組織育成助成事業

第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織

イ. 消防団を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合

ウ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合

エ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合

オ. 女性消防隊を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合

カ. 少年消防クラブを有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合

(4) 青少年健全育成助成事業

市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

(5) 地域づくり助成事業

第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市（区）町村

イ. 市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

市（区）町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会

(7) 地域国際化推進助成事業

市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市（区）町村となる場合は、各事業（第2の1（3）、（5）は各事業区分）につき1件に限るものとする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

2. コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。

3. 地域防災組織育成助成事業

第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 30万円から200万円まで

イ. 50万円から100万円まで

ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。

エ. 40万円まで

オ. 100万円まで

カ. 100万円まで

4. 青少年健全育成助成事業

30万円から100万円まで

5. 地域づくり助成事業

第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。

イ. 200万円まで。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業

500万円まで

7. 地域国際化推進助成事業

200万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
2. 次のものは助成対象外の経費とする。
 - (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書（別記様式第1号）を、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申請書（別記様式第2号）を、理事長に提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。
2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。



学校の 危機管理マニュアル作成の手引き

静岡県教育委員会
(令和7年2月改訂)

目次

1章 マニュアルの基本事項		
1	危機管理マニュアルの目的と位置づけ	1
2	危機管理の基本方針	2
3	危機管理マニュアルの運用方法	3
2章 体制整備と事前の備えについて		
1	学校の状況	7
2	教職員名簿	9
3	教職員の参集基準	10
4	教育活動の実施基準	13
5	教職員の配備体制	16
6	情報の収集方法	18
7	緊急時の連絡体制	19
8	緊急時持出品・文書等の整理・管理	21
9	備品・備蓄品	22
10	避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修	23
11	施設設備安全点検	26
12	避難所対応	30
13	特別支援学校における留意事項	33
3章 災害対策について		
(1) 火災対策		
1	火災予防対策	35
2	火災発生時の対応	36
(2) 地震対策		
1	地震対策の基礎知識	38
2	地震災害における教育活動の実施基準	39
3	地震発生時の対応	40
4	緊急地震速報の基礎知識	44
5	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	45
(3) 津波対策		
1	津波対策の基礎知識	51
2	津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	53
3	津波避難における留意事項	54

(4) 風水害対策	
1 気象情報の基礎知識	57
2 気象警報、注意報発表時における教育活動実施基準	61
3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予定される場合）	65
4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	67
(5) 原子力災害対策	
1 原子力災害対策の基礎知識	68
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画	72
3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	74
(6) 火山災害対策	
1 火山災害の基礎知識	78
2 警報発表時及び噴火発生時の対応	79
3 富士山火山災害対策が必要な学校	83
4 伊豆半部火山群災害対策が必要な学校	88
(7) 国民保護対策	
1 国民保護対策の基礎知識	91
2 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応	92
(8) その他	
1 大規模停電発生時における学校の対応	94
2 児童生徒の引渡し及び待機	95
3 校外活動における危機未然防止対策	97
4章 傷病者発生時の対応について	
1 傷病者発生時の基本の対応	99
2 頭頸部外傷発生時の対応	102
3 熱中症の防止対策及び発生時の対応	104
4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応	108
5章 交通事故対応について	
1 交通事故発生時の対応	115
6章 犯罪被害対応について	
1 不審者侵入事案の対応	117
2 登下校時の不審者事案	119
3 学校への犯罪予告への対応	123
7章 学校再開について	
1 教育活動の再開に向けた流れ	125
2 心のケア	128

1章 マニュアルの基本事項

1. 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ 危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載していること。 □ 消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合、その旨を記載していること。 □ 学校安全計画、消防計画等、他に定めている学校安全関連の各種計画、マニュアル類と危機管理マニュアルの相互関係を記載していること。
-------	--

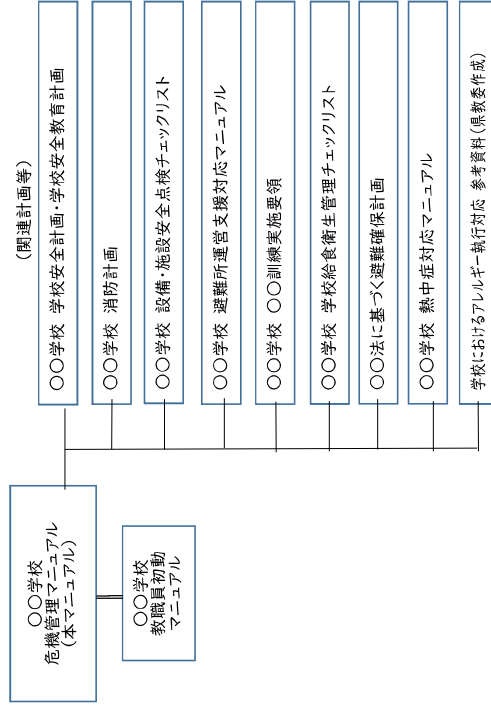
●本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童生徒及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

●関連計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。

◎本校における関連計画・マニュアル等との関係（例）



3. 危機管理マニュアルの運用方法

	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 全ての教職員が危機管理マニュアルの内容を確実に理解し実践するため、研修等の具体的な周知方法を定めていること。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの内容を周知すべき児童生徒等、保護者、地域住民、関係機関等について、具体的な周知の対象者と周知方法を定めていること。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの保管場所・保管方法を、事故・災害等の発生時に生じる状態に配慮して、具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの見直し・改善について、その時期・手順等を具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの改訂履歴を管理し、記載していること。
Point	

◎教職員・関係者等への周知方法（例）

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、全ての教職員（非常勤職員等の本務職員以外を含む）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図らねばならない。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
<input type="checkbox"/> 年度当初のマニュアルの読み合わせ研修	<input type="checkbox"/> 本マニュアルに定める事項全般 <input type="checkbox"/> 各教職員の役割
<input type="checkbox"/> 新任・異動職員に対する研修	<input type="checkbox"/> 学校所在地における自然災害リスク <input type="checkbox"/> 発生事象別の避難場所、避難経路
<input type="checkbox"/> 職員会議等における周知	<input type="checkbox"/> 季節（時期）ごとの注意点 <input type="checkbox"/> 他校での事故事例等の共有
<input type="checkbox"/> 異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上訓練での周知	<input type="checkbox"/> 発生事象別の緊急対応手順 <input type="checkbox"/> 発生時の各教職員の役割

◎児童生徒・保護者への周知方法（例）

校長は、児童生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童生徒	<input type="checkbox"/> 新学期開始時のH R活動 <input type="checkbox"/> 各種防災訓練 <input type="checkbox"/> 防災教育の学習 <input type="checkbox"/> 日常のH R活動（特に季節に応じた内容）	<input type="checkbox"/> 想定される事故・災害等 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして行うべき事項 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の発生時に児童生徒が取るべき行動
保護者	<input type="checkbox"/> 新入生保護者説明会 <input type="checkbox"/> 入学式後の保護者説明会 <input type="checkbox"/> P T A総会	<input type="checkbox"/> 想定される事故・災害等 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき行動

◎本校における学校安全に関する計画等（例）

策定すべき計画計画	根拠となる法令	策定（改訂）時期
危険等発生時対応要綱	学校保健安全法第29条第1項	令和〇年〇月
学校安全計画	学校保健安全法第27条	令和〇年〇月
消防計画	消防法第8条第1項	令和〇年〇月
※避難確保計画（洪水）	水防法第15条の3第1項	令和〇年〇月
※避難確保計画（土砂災害）	土砂災害防止法第8条の2第1項	令和〇年〇月
※避難確保計画（津波）	津波防災地域づくり法第71条第1項2	令和〇年〇月
※避難確保計画（火山）	活火山法第8条第1項	令和〇年〇月
.....	令和〇年〇月
.....	令和〇年〇月
.....	令和〇年〇月

※避難確保計画については、市町の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に指定された学校が、市町の指示により作成する。

2. 危機管理の基本方針

Point	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合でも、教職員が適切な判断を下せるよう危機管理の基本方針を記載していること。
-------	---

◎危機管理の基本原則（例）

- 児童生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体としての組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◎危機管理の基本方針（例）

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修を通じて各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（P T A）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童生徒や、その保護者等への継続的な支援を行う。

	<input type="checkbox"/> 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動 (児童生徒の引渡し方法など) <input type="checkbox"/> 災害発生における教育活動の実施判断基準
--	--

◎防災教育推進のための連絡会議実施内容(例)

地域と連携した防災教育の実施や防災体制の整備等について協議するため、学校・地域(自主防災組織)・市町防災担当課等で構成される「防災教育推進のための連絡会議」を実施する。

実施時期	構成者	協議内容
○月頃	<input type="checkbox"/> ○○市防災危機管理課 <input type="checkbox"/> ○○地区町内会(自主防災組織) <input type="checkbox"/> ○○中学校 <input type="checkbox"/> ○○小学校 <input type="checkbox"/> ○○幼稚園 等	<input type="checkbox"/> 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルに対する関係者からの指導助言 <input type="checkbox"/> 学校と地域が連携した防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 学校が避難所となる場合の対応

◎危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法(例)

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管・配付する。

①印刷製本版

保管場所・配布対象	配付対象
<input type="checkbox"/> 校長室	1部
<input type="checkbox"/> 職員室(管理職席の後方)	1部
<input type="checkbox"/> 事務室(事務長席の後方)	1部
<input type="checkbox"/> 各教職員	各1部(概要版の配布も考えられる)
<input type="checkbox"/> 非常用持出袋(職員室入口)	1部

②電子データ版

保管場所
<input type="checkbox"/> NESの文書共有DB
<input type="checkbox"/> グーグルドライブ
<input type="checkbox"/> グーグルクラスルーム
<input type="checkbox"/> C-learning

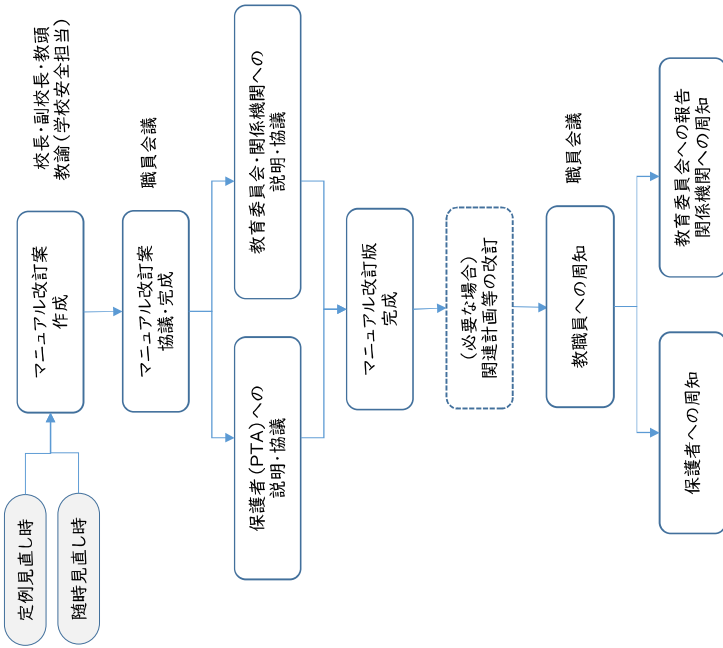
【参考】

・学校外においても確認できるよう、対応フローや災害時における教職員の役割を抜粋した概要版マニュアルを作成することも、有益である。
 (個人情報扱いに留意すること)

◎危機管理マニュアルの見直しの時期及び内容(例)

本マニュアルは以下のとおり見直しを行い、継続的にこれを改善することで、学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	随時見直し
<input type="checkbox"/> 毎年度当初及び人事異動があったとき <input type="checkbox"/> 各種訓練・研修会等を実施した後 <input type="checkbox"/> 防災教育推進のための連絡会議において関係機関と協議したとき	<input type="checkbox"/> ○○市の地域防災計画等の改訂があったとき <input type="checkbox"/> 各種ハザードマップの改訂があったとき <input type="checkbox"/> 教育委員会からの通知に基づく改訂を入手したとき <input type="checkbox"/> 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき <input type="checkbox"/> 他校等含め、事故等が発生したとき



2章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

Point	項目		内容					
<ul style="list-style-type: none"> □ 学校の立地環境や規模、在籍する児童生徒等の状況、地域の人的状況や関係機関の状況について整理していること。 □ 危機事象のうち自然災害について、関係機関の公表するハザードマップを参考に、想定される被害状況を整理していること。 	◎地域・学校・児童生徒の現状 (例)							
	区分	住所						
学校所在地の特徴	住所	海岸からの距離						
	海抜	近隣の河川						
	周辺の地形							
学校の被害想定	最大震度	震度○ (南海トラフ基本ケース) 震度○ (相模トラフ想定)						
	津波浸水	1～3 m						
	液状化	発生の可能性が高い						
	土砂災害 (警戒区域等の指定)	学校裏山が警戒区域						
	洪水浸水 (想定区域等の指定)	1～3 m (○○川氾濫)						
	原子力発電所との位置関係	PAZ or UPZ						
	火山避難対象エリア	第○次避難対象エリア (富士山)						
	その他の災害							
児童生徒の状況	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	児童生徒数 (人)	幼稚園						
		小学部						
		中学部						
		高等部 (全)						
		高等部 (定)						
		高等部 (通)						
	通学範囲	居住市町	○○市	△△市	□□市	★★町	●●町	■市
		東端	○○市					
		西端	△△市					
		南端 (沿岸)	□□市					
		北端	★★町					
	津波浸水エリア内居住児童生徒数	50人 (○○中学校区)						
	UPZ・PAZ内居住児童生徒数	50人 (牧之原市) 20人 (御前崎市) 100人 (藤枝市)						
	火山避難エリア内居住児童生徒数	50人 (第3次エリア) 20人 (第4次エリア)						

2 教職員名簿

◎教職員名簿(例)

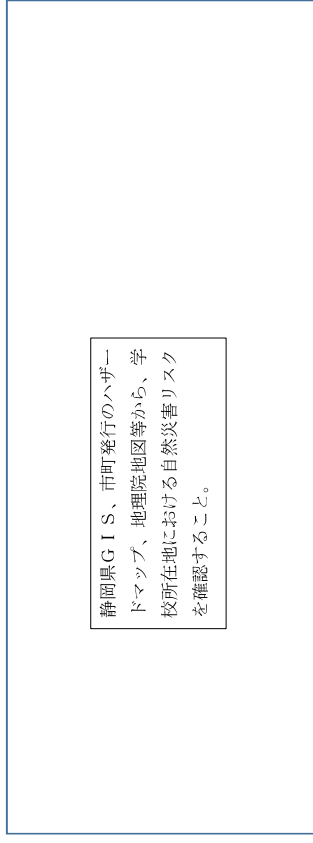
指 揮 金 令 順 位	班 名	職 名	氏 名	応 急 対 策 要 員	勤務時間外に自校に参集 できない場合の対応		緊急連絡先
					自校以外の 参集先への 参集基準 (※)	自校以外の 参集先	
1		校長	〇〇 〇〇	〇			
2		副校長	△△ △△	〇			
3		教頭	▽▽ ▽▽	〇			
4		事務長	□□ □□	〇			
5		教諭	〇〇 〇〇		D	●●学校	
		養護教諭	△△ △△		D	〇〇学校	
8			▽▽ ▽▽	〇			
			□□ □□		C	■□学校	
			〇〇 〇〇		B	▲▲学校	
			△△ △△		C	▼▼学校	
7		栄養教諭	▽▽ ▽▽	〇			
			□□ □□		C	■□学校	
			〇〇 〇〇		B	▲▲学校	
6		主任	△△ △△	〇			

※参集基準：大規模災害発生時等における教職員参集先一覧表参照（毎年度当初に県教委から通知）

参集先への距離	A	B	C	D	E
2km未満	6km未満	10km未満			
徒歩により概ね30分程度で参集可	自転車により概ね30分程度で参集可	原付・自動二輪に より概ね30分程度で参集可	左記以外で参集する学校まで概ね1時間程度で参集可		A～D以外

通学方法（人）	自転車	JR	〇〇 鉄道	路線バス	スクールバス	送迎	その他
避難所の指定							
指定避難場所	食物アレルギー一症状あり	〇人	〇人	〇人	〇人		
指定避難所	歩行障害あり	〇人	〇人	〇人	〇人		
福祉避難所	指定されている	〇〇自治会	〇〇自治会				
	指定されている						

●ハザードマップ



◎災害種別ごとの避難場所(例)

火災	一次避難場所	グラウンド
	二次避難場所	市町指定の学校近隣の広域避難所
地震・津波	一次避難場所	グラウンド
	二次避難場所(ある場合)	校舎上層階(垂直避難)や学校近隣の津波避難タワー
土砂災害	一次避難場所	崩壊の恐れのある山や崖から一番離れている校舎
	二次避難場所(ある場合)	〇〇
洪水浸水	一次避難場所	校舎上層階(垂直避難)
	二次避難場所(ある場合)	〇〇
原子力災害	一次避難場所	屋内退避(被爆を避ける)
	二次避難場所	〇〇公民館
	学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合同所	※市町の原子力災害広域避難確保計画により確認
火山噴火	一次避難場所	屋内退避(火山灰を避ける)
	二次避難場所(ある場合)	〇〇
雷・竜巻	一次避難場所	屋内退避

	噴火警戒レベル3	避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保
	噴火警戒レベル4		
	噴火警戒レベル5 (噴火前)		
	噴火警戒レベル5 (噴火後)		

※ 各学校、児童生徒の事情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※ 自らの身の安全の確保を優先すること

● 安全確保等の優先

参集先は所属校を基本とするが、道路の閉鎖等により所属校へ参集できない場合は、年度当初に設定した県立学校へ参集する。

なお、参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し、無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。特に、津波浸水域にある学校は、津波警報又は津波注意報が解さされるまでは参集しない。

◎ 非常参集時の持ち物 (例)

動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。また、教日間勤務に当たることを想定した持ち物を準備しておく

<input type="checkbox"/> 身分証明書	<input type="checkbox"/> 携帯電話、スマートフォン	<input type="checkbox"/> 携帯充電器	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 携帯できる食料
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 現金 (小銭)	<input type="checkbox"/> 笛 (ホイッスル)	<input type="checkbox"/> 小型のライト	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> メモ、筆記用具	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー	<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> メガホン	

● 指揮命令系統

事故・災害等発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、教職員名簿の「指揮命令順位」とし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。

なお、事故・災害等発生時に校長不在の場合には、代理者から事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。

◎ 勤務時間外に参集した場合等の対応 (例)

<input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設	<input type="checkbox"/> 地震や被害に関する情報収集	<input type="checkbox"/> 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告	<input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認	<input type="checkbox"/> 施設の安全点検	<input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認	<input type="checkbox"/> 電気、水道等のライフラインの確認	<input type="checkbox"/> 授業等実施の判断 → 児童生徒・保護者・教職員への連絡	<input type="checkbox"/> 避難者対応の支援 (学校が避難所となった場合)
------------------------------------	--	--	--	----------------------------------	--------------------------------------	---	--	--

3. 教職員の参集基準

Point	<p>□ 教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者等を具体的に定めていること。</p> <p>□ 参集途上における教職員の安全を確保するための留意点等について、具体的に定めていること。</p> <p>□ 管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めていること。</p>
-------	--

◎ 勤務時間外における災害発生時の参集基準 (例)

夜間休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に、学校施設の被害状況や教育活動実施の可否等の判断のため、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

	状況	応急対策要員	その他の職員
地震	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき	所属校へ参集
		学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生したとき	所属校へ参集
津波	南海トラフ地震臨時情報	「調査中」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		「巨大地震注意」が発表されたとき	校長等の指示により参集
		「調査終了」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
風水害	津波	津波注意報が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		津波警報が発表されたとき	避難安全確保後に校長等の指示により参集
		大津波警報が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
火山噴火	噴火	警戒レベル3相当 (大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		警戒レベル4以上 (校区内の地区に避難情報 (例: 避難指示) 発令)	避難安全確保後に校長の指示により参集
		火山の状況に関する解説情報 (臨時) が発表されたとき; (富士山) 伊豆半島の地震活動の見通しに関する情報が発表されたとき; (伊豆東部火山群)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保

◎津波浸水域に位置する学校の津波浸水域外の学校への参集 (例)

- 教職員の参集を実施する場合は、浸水域に位置する学校への参集を避け、近隣の浸水域外への学校 (災害時協力校) に参集し、災害対策本部等を設置する。
- 事前に近隣校へ参集する場合の基準を定めておく。
- 近隣校での災害時連携を定めておく。

※ 津波以外の災害においても、参集する学校が災害により参集が不可となる場合を想定し、積極的に近隣の学校と連携し、参集先を変更しても良い。

◎災害時協力校 (例)

参集先	住所	電話番号
〇〇〇〇学校応接室		
参集基準	① 学校所在地区で震度5弱以上の地震が発生し、沿岸地域に津波注意報・警報が発表されるとき ② 本県以外で南海トラフ地震による津波が発生したとき (伊豆地区では、相模トラフ地震による津波発生も含む) ③ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき	
実施業務	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設 <input type="checkbox"/> 地震や被害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認	
協力校との災害時連携	<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校応接室を災害対策本部として利用 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に、電話1回線、インターネット使用環境のPC1台提供 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に、ホワイトボード、マーカー、マグネット、筆記用具、A3用紙提供 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校事務室の所定場所に、本校職員連絡先一覧と本校危機管理マニュアル、本校正門及び玄関開錠キーを常備 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校管理職と協力して、県教育委員会、〇〇市危機管理課への対応を行う。 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校職員と協力して、周辺避難所への児童生徒避難の状況確認を行う。	

4 教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準 (例) ※詳細は3章 (2) 地震対策を参照

状況	教育活動実施基準
地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止
南海トラフ地震臨時情報	調査中 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	巨大地震注意 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	巨大地震警戒 事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照 (1週間程度の休校) <input type="checkbox"/> 登校前・登校時 <input type="checkbox"/> 休校 <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校) <input type="checkbox"/> 原則通常授業
調査終了	<input type="checkbox"/> 原則通常授業

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること
 (<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準 (例) ※詳細は3章 (3) 津波対策を参照

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 <input type="checkbox"/> 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校
大津波警報	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準 (例) ※詳細は3章(4)風水害対策を参照

情報	授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	<input type="checkbox"/> 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) <input type="checkbox"/> 午前〇時の時点で△△市または居住市町に警報が発表されている場合は、午前●時まで自宅待機 <input type="checkbox"/> 午前●時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 <input type="checkbox"/> 午前●時の時点で警報が解除されている場合は、安全を確認した上で、午後の授業に間に合うように登校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
	暴風	<input type="checkbox"/> 安全を確認した上で登下校 <input type="checkbox"/> 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校の留め置き、休校
警報	大雨 洪水	<input type="checkbox"/> 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) <input type="checkbox"/> 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校の留め置き、休校
	その他 気象警報	<input type="checkbox"/> 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) <input type="checkbox"/> 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校の留め置き、休校

※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検断が必要

◎原子力災害発生時の教育活動実施基準 (例) ※詳細は3章(5)原子力災害対策を参照

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
P A Z 内学校	<input type="checkbox"/> <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <input type="checkbox"/> <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止	<input type="checkbox"/> <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <input type="checkbox"/> <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止	<input type="checkbox"/> <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <input type="checkbox"/> <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止
U P Z 内学校	<input type="checkbox"/> <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <input type="checkbox"/> <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止	<input type="checkbox"/> <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <input type="checkbox"/> <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止	<input type="checkbox"/> <登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <input type="checkbox"/> <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止
U P Z 外学校	<input type="checkbox"/> 通常授業	<input type="checkbox"/> 通常授業	<input type="checkbox"/> 通常授業

◎噴火警報レベルに応じた教育活動実施基準 (例) ※詳細は3章(6)火山災害対策を参照

噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	レベル	教育活動実施基準	下校・引渡しのルール
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル5 レベル4	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <在校時> <input type="checkbox"/> 休校措置
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル3 レベル2	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 原則として休校 <在校時> <input type="checkbox"/> 原則として速やかに休校措置 <input type="checkbox"/> 通常授業	<input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 通常どおり
噴火予報	レベル1	<input type="checkbox"/> 通常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり

◎特別警報発表時の教育活動実施基準 (平成27年2月24日付教総健第558号)

種別	対応
気象等	県内全域又は学校所在地の特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒及び教職員の安全確保を徹底する。 学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合であっても、児童生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。
(対応方針)	・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・児童生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。

6. 情報の収集方法

災害関連情報 (NHK)		台風情報 (気象庁)		土砂災害危険度分布 (気象庁)	
洪水危険度分布 (気象庁)		雨量情報 (静岡県土木防災情報)		キョウクル (気象庁)	
静岡県GIS (静岡県)		重ねるハザードマップ (国土地理院)		静岡県総合防災アプリ (静岡県)	
富士山ハザードマップ					

7. 緊急時の連絡体制

Point	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先として把握すべき関係機関を整理しておくこと。 <input type="checkbox"/> 林校等の連絡を確実且つ速やかに行うため、停電や回線の混雑等も予想し、予め複数の連絡手段を確保すること。 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者に対し、学校からの連絡方法について周知しておくこと。
-------	---

◎関係機関連絡先 (例)

関係機関 (例)	電話	FAX	備考 (メールアドレス等)
教育施設課	054-221-3128 054-221-3126	054-221-3362	kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp
高校教育課	054-221-3114 054-221-3110	054-251-8685	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
特別支援教育課	054-221-2090 054-221-2942	054-221-3558	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
健康体育課	054-221-2740 054-221-3677	054-273-6456	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp 〇災害時の被害報告法 県立高校・中学校 kyoui_kougou_saigai@pref.shizuoka.lg.jp 県立特別支援学校 kyoui_shiten_saigai@pref.shizuoka.lg.jp
近隣校	000-000-0000	000-000-0000	〇〇高等学校
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	〇〇特別支援学校
警察・消防	000-000-0000	000-000-0000	危機管理課
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇課
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇警察署
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇交番
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇消防署
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇病院
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇医院
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇眼科
	000-000-0000	000-000-0000	〇〇耳鼻科
業者	000-000-0000	000-000-0000	〇〇機械警備

<input type="checkbox"/> 電気(株)		
スマホ	学校防災スマホ	000-000-0000

◎保護者への緊急連絡・通信手段(例)

保護者への緊急連絡は以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度当初に保護者に伝達する。

通信手段	説明・留意事項
一斉メール配信○○システム (例：○○メール)	・・・
学校Webサイト	・・・
オンライン授業システム○○ (例：C-ラーニング)	・・・
SNS	・・・
災害用伝言ダイヤル(171)	・・・
災害用伝言(web171)	・・・

◎教職員の緊急連絡・通信手段(例)

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は電話連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)を活用する。

通信手段	説明・留意事項
緊急電話連絡網	・・・
一斉メール配信○○システム (例：○○メール)	・・・
オンライン授業システム○○ (例：C-ラーニング)	・・・
LINEのオープンチャット	・各参加者は他の参加者の個人連絡先を、知ることができないため、プライバシー性が高い。 ・参加者個人間での直接の連絡はできないが、参加者全員に情報を伝達することに長けている。

8. 緊急時持出品・文書等の整理・管理

Point	<input type="checkbox"/> 緊急時持出品の内容、保管場所、持担当者について具体的に定めること。 <input type="checkbox"/> 災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めること。
-------	---

- ・避難する際の緊急時持出品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう持ち出し品袋にまとめ、○○室□□棚に備える(個人情報を含むため、管理を厳重にすること)。
- ・保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。
- ・自然災害等(津波・浸水・土砂災害)のリスクを抱える学校は、保管場所について留意すること

◎○○室緊急時持出品(例)

区分	内容
避難に用いる物品	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 懐中電灯、ヘッドランプ □ ヘルメット <input type="checkbox"/> 携帯型ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク、ホイッスル <input type="checkbox"/> 電池 等
応急手当に用いる物品	<input type="checkbox"/> 救急用品セット(ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾 等)
名簿・各種連絡先	<input type="checkbox"/> 児童生徒緊急連絡用名簿 <input type="checkbox"/> 引渡しカード <input type="checkbox"/> 関係機関の緊急連絡先一覧 等
各種図面	<input type="checkbox"/> 各種防災設備の配置図 <input type="checkbox"/> 校内地図、図面(電気配線図など) 等
各種様式	<input type="checkbox"/> 行方不明者記入様式(児童生徒・教職員) <input type="checkbox"/> 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 等
重要書類	<input type="checkbox"/> 指導要録、公印、通帳 等

●緊急時持出品の担当者順位

順位①	順位②	順位③
副校長：○○ ○○	教頭：○○ ○○	事務長：○○ ○○

◎各学級緊急時持出品(例)

- ・各学級には、以下の物品を入れた「緊急時持出袋」を配置する。
- ・毎年度初めに各学級担任は内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

区分	内容
学級用緊急時持出袋	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル □ クラス名簿 □ 懐中電灯、ヘッドランプ、ヘルメット <input type="checkbox"/> ハンドマイク、ホイッスル □ 電池 □ 携帯型ラジオ

9. 備品・備蓄品

Point	<p>□ 事故・災害等に備えた備蓄品・備品について、内容・保管場所等を整理・管理すること。</p> <p>□ 備蓄品・備品の定期的な確認・更新について定めること。</p>
-------	---

・自然災害等（津波・浸水・土砂災害）のリスクを勘える学校は、保管場所について留意すること

◎備品・備蓄一覧（例）

品目	員数	保管場所	消費期限等	確認日
非常食				
飲料水				
災害用トイレ				
防寒シート				
非常用発電機				

【参考】必要な物資（例）

区分	品名等
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> 防災頭巾 <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイスル <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 電池式ランタン <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油
救助に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバー
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> パケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 紙皿 <input type="checkbox"/> 古新聞 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 段ボール <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> ラップ
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架

10. 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修

Point	<p>□ 静岡県第4次地震被害想定において、30cm以上の津波浸水が想定される学校は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、津波避難に関する訓練及び防災教育を実施することが義務付けられている。</p> <p>□ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域内において、市町から要配慮者利用施設の指定を受けている学校は、水防法又は土砂災害防止法により、土砂災害、洪水災害時の活動方針を定めるとともに、避難訓練及び防災教育の実施や訓練結果の報告を市町に行うことが義務付けられている。</p> <p>□ 火山災害警戒地域内において、市町から避難促進施設の指定を受けている学校は、避難確保計画の作成が義務付けられている。</p> <p>□ 収容人員50人以上の学校は消防計画の作成が義務付けられている。</p>
-------	---

◎本校における訓練・学校安全教育計画（例）

実施日	内容
○月○日	地震発生を想定した避難訓練を実施
○月○日	水災発生を想定した避難訓練を実施
○月○日	静岡県総合防災訓練や地成防災訓練への児童生徒の参加
○月○日	土砂災害（浸水）発生を想定した避難訓練を実施
○月○日	交通安全協会の指導員を招いた交通安全教室を実施
○月○日	心肺蘇生法（AED）の講習会を実施
○月○日	火山噴火を想定した避難訓練を実施
○月○日	原子力災害事故発生を想定した避難訓練を実施

◎防災教育計画（例）

実施日	内容
○月○日	○年生を対象に、静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施
○月○日	○年生を対象に、静岡県地域局職員によるHIG演習を実施
○月○日	土砂災害や水害について、静岡県土木事務所による講座を実施
○月○日	富士山の噴火について、〇〇市危機管理担当課による講座を実施

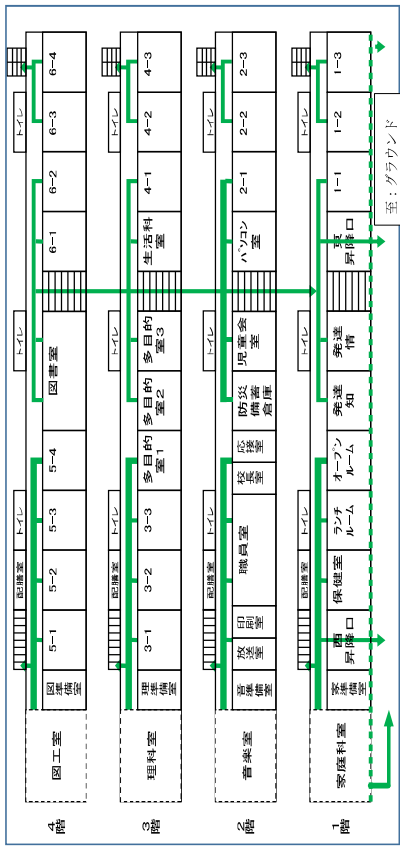
●教職員研修

学校安全を推進し、児童生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識や技能を身につけることが不可欠です。そのため、研修・訓練等を計画的に実施する必要があります。

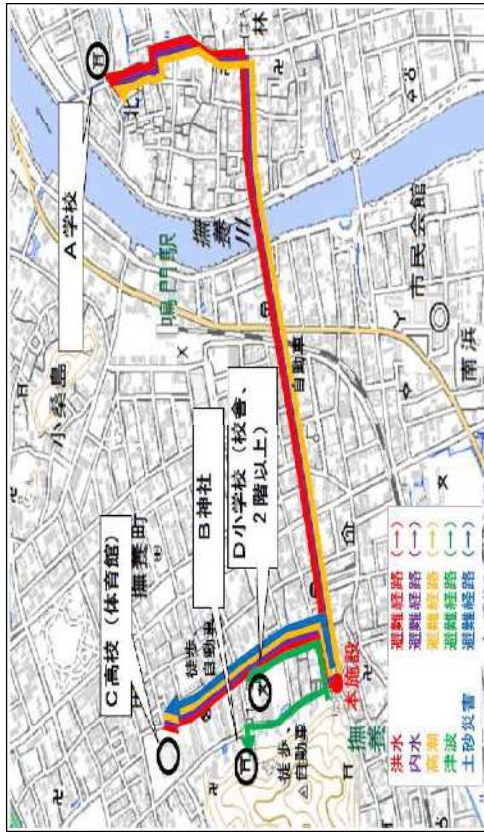
◎教職員研修計画（例）

実施日	内容
○月○日	危機管理マニュアル読み合わせ（災害リスクの把握、災害時の避難経路の確認等）
○月○日	避難訓練の実施
○月○日	AEDの使用法訓練
○月○日	エビヘンの使用方法訓練
○月○日	不審者対応訓練
○月○日	地域防災訓練への参加

◎避難経路図（各種災害を想定した学校構内の避難経路図を掲載）（例）



◎学校周辺地図（学校外の避難先や避難方法・経路を記載）（例）



◎避難誘導方法（避難場所までの経路、避難方法を記載）（例）

- ・洪水発生時は、○○通りにてC高校体育館へ避難。又は、○○橋を通過してA学校へ避難する。
- ・土砂災害発生時は、○○通りにてC高校体育館へ避難する。
- ・津波災害発生時は、○○通りにてB神社へ避難。又は、○○通りにてD小学校2階へ避難する。
- ・避難する際は、徒歩にて避難する。

◎土砂災害警戒区域の学校における災害発生時の活動方針（例）

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	台風情報 大雨注意報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	大雨警報（土砂災害） 避難準備・高齢者等避難	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	土砂災害警戒情報 避難指示、緊急安全確保	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

◎洪水浸水想定区域の学校における災害発生時の活動方針（例）

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	洪水注意情報 ○○川氾濫注意情報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 ○○川氾濫警戒情報	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難指示 ○○川氾濫危険情報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

◎洪水浸水想定区域内の学校における自衛水防の組織と任務分担（例）

役割	役割分担	任務内容
統括管理者	校長	自衛水防隊の各係員に対し、指揮・命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	班長：○○主任 班員：○○学年部	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	班長：○○主任 班員：○○学年部	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

◎火山災害警戒地域内の学校における災害発生時の活動方針（例）

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	火山の状況に関する解説情報（臨時）	情報収集	災害対策本部
警戒体制	警戒レベル3	休校措置 要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	警戒レベル4, 5	緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

11 施設設備安全点検

Point	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校保健安全法に基づき、定期・臨時・日常の3種類の計画的な安全点検について定めている。 <input type="checkbox"/> 危険箇所の抽出方法として、関係者との合同点検や事故事例、ヒヤリ・ハット報告を活用することを定めている。 <input type="checkbox"/> 学校内外の危険箇所を洗い出すための点検方法について具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 安全点検等の結果に基づき抽出された危険箇所の分析・管理の方法について具体的に定めている。
-------	---

●危険箇所の把握

安全点検等の対象施設・設備等、実施時期、様式、担当は以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合は様式への記入に加え、写真や簡単な図等を追加しておく。

◎施設設備安全点検実施体制(例)

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ※ 毎月点検対象：△△ ※ 毎学期点検対象：非構造物材の劣化状況、□□ ※ 衝動籠等が固定され、落下の恐れがないか要確認	○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室等の安全点検表 ・ プールの安全点検表 ・ 運動場・校地の安全点検表 ・ 遊具等の安全点検表 ・ 避難経路・避難場所の安全点検表 ・ 体育用具の点検表 ・ ○○○の安全点検表 → 安全点検集計表で集計
臨時点検	家具の耐震性の点検 ※ 年1回実施 校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 ※ 全て毎学期実施対象	○○	
日常点検	学校行事前後(校内施設・設備) 災害時(校内施設・設備)	○○	
日常点検	通常の授業日(授業で使用する施設・設備)	全教職員	

【参考】学校保健安全法施行規則で定める3種類の安全点検

種類	具体例	対象	法的根拠
定期点検	<input type="checkbox"/> 毎学期1回以上 <input type="checkbox"/> 計画的に、また教職員全員が組織的に実施 <input type="checkbox"/> 毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	<input type="checkbox"/> 児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等 <input type="checkbox"/> 児童生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、給食室、ペランダ、屋上等	学校保健安全法施行規則第28条第1項 毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
臨時点検	<input type="checkbox"/> 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 <input type="checkbox"/> 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 <input type="checkbox"/> 近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)等の発生時	<input type="checkbox"/> 必要に応じて設定	同第28条第2項 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	<input type="checkbox"/> 毎授業日	<input type="checkbox"/> 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	同第29条 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【参考】避難経路・避難場所の点検

点検の観点
<input type="checkbox"/> 分かりやすい案内や表示があるか <input type="checkbox"/> 避難経路に障害物がないか <input type="checkbox"/> 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか <input type="checkbox"/> 児童生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか <input type="checkbox"/> 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか <input type="checkbox"/> 実地見分を行っているか <input type="checkbox"/> 学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか

※学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省)

【参考】非構造部材の点検

	教職員の点検項目
天井	<input type="checkbox"/> 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか
照明器具	<input type="checkbox"/> 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか
窓ガラス	<input type="checkbox"/> 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか <input type="checkbox"/> 開閉可能な窓の鍵はかかっているか
外壁（外装材）	<input type="checkbox"/> 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか
取納棚等	<input type="checkbox"/> 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

●ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、児童生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

- 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
- 潜在的なリスクに気づいた。

ヒヤリ・ハット、気付き報告様式（例）	
報告者	<input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 地域住民
	<input type="checkbox"/> 関係機関（ ）
報告者名（代理報告者名）	年 月 日（ ） 時 分頃
発生日時	発生場所
発生動向 事象、気付き の内容	
事象、気付き に対する措置	

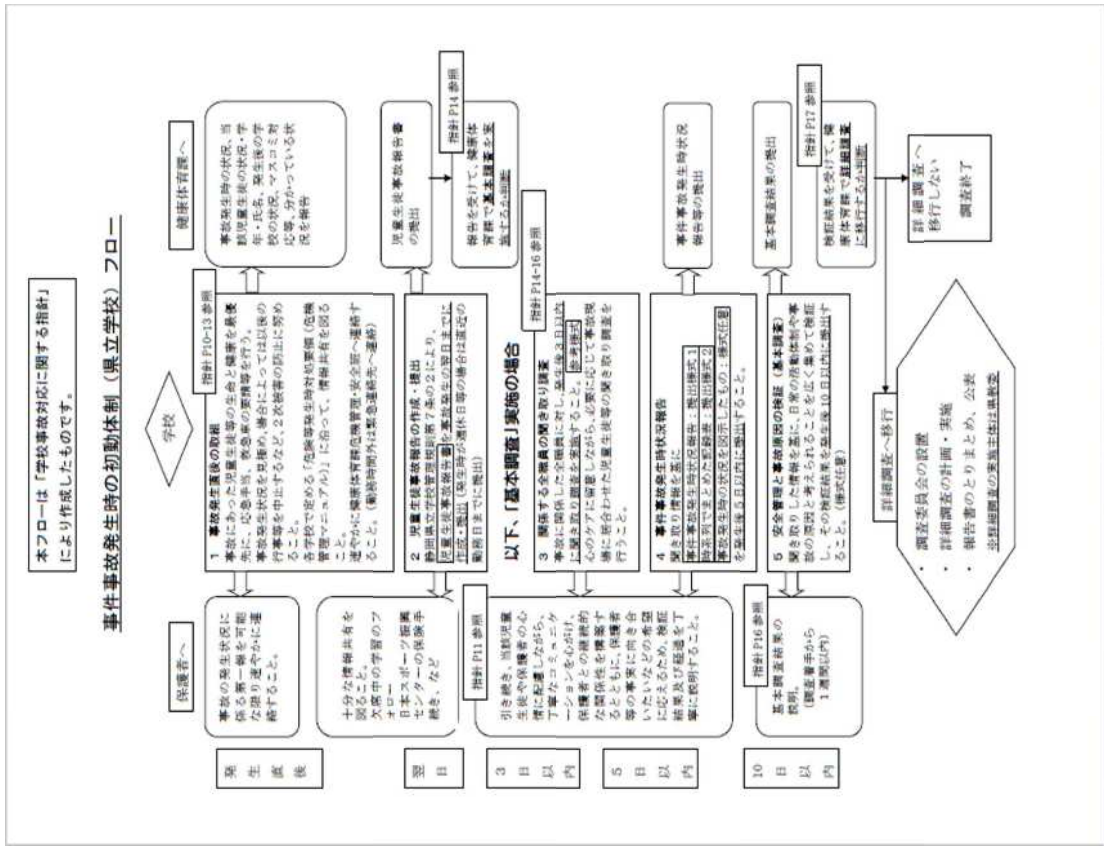
【参考】

- 児童生徒や教職員等からのヒヤリ・ハット事例の収集については、グループフォームを利用するなど、ICTを活用し行うと効果的である。また、職員衛生委員会の場等の活用も考えられる。
- 危険箇所の分析・管理
把握した危険箇所については、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

- 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。
- 想定結果が重大なことから優先的に対応を取る。

●事故報告書の提出

事件事故が発生した場合は、児童生徒事故報告書を県教育委員会に提出する。また「学校事故対応」に関する指針（文部科学省）を参考に適切に事故対応すること。（NES「教育委員会要綱・要領」D.B参照）



12. 避難所対応

Point	<input type="checkbox"/> 年1回以上、市町防災担当、自主防災組織等と避難所運営における役割分担等について、「防災教育推進のための連絡会議」等を活用し話し合うこと。 <input type="checkbox"/> 避難所利用者による避難所運営を支援しつつ、教育活動の早期正常化（学校再開）を図ること。
-------	---

避難所運営に関する避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりとする
 (詳細は市町や施設により異なる)。

組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営主体 ・ 地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所立ち上げを主導する(通互、「避難所運営組織」に体制を移行する)。 ・ 避難所や地域住民への情報伝達 ・ 在宅避難者の把握及び支援 ・ 地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町職員と連携し、施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・ 施設管理
市町職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営支援(主に施設、備品) ・ 施設管理者と協力した避難所の開設・解消(閉鎖) ・ 市町本部との連絡調整 ・ 避難所の運営支援

※「避難所運営マニュアル」(静岡県危機管理部) <https://www.pref.shizuoka.jp/boosai/kyoku/sonae/manual/1029982.html>

◎避難所の施設管理者として確認すべきこと(例)

<input type="checkbox"/> 自主防災組織、施設管理者(学校等)と市町防災部局との連絡先(勤務時間外を含む) <input type="checkbox"/> 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材 <input type="checkbox"/> 避難所用備蓄品・機材等の保管場所(市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供) <input type="checkbox"/> 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先 <input type="checkbox"/> 避難所施設の耐震性や避難者来所時における対応
--

【参考】避難所運営に関する話し合い確認事項(施設(学校)管理者用)(例)

1 施設について

名称	
住所	
連絡先	
TEL:	FAX:
避難所利用者の居住地区名	想定避難者数

2 関係者連絡先

担当者氏名	連絡先①(勤務時間内)	連絡先②(勤務時間外)
施設管理者①		
施設管理者②		
市町防災担当課		
避難所派遣職員		
地域住民①		
地域住民②		

3 避難者生活スペース、備蓄品、機材について(施設管理者として提供できるものを記載)

避難者生活スペース (トイレ等も含む)	
避難者へ提供できる機材等	
備蓄品・資機材保管場所 (備蓄品・資機材は市町準備)	

4 避難所開設について

氏名	氏名	連絡先
避難所を開設する担当者	施設管理者	
	市町担当者 地域住民	
その他、避難所施設の鍵を持っている人	施設管理者	
	市町担当者 地域住民	

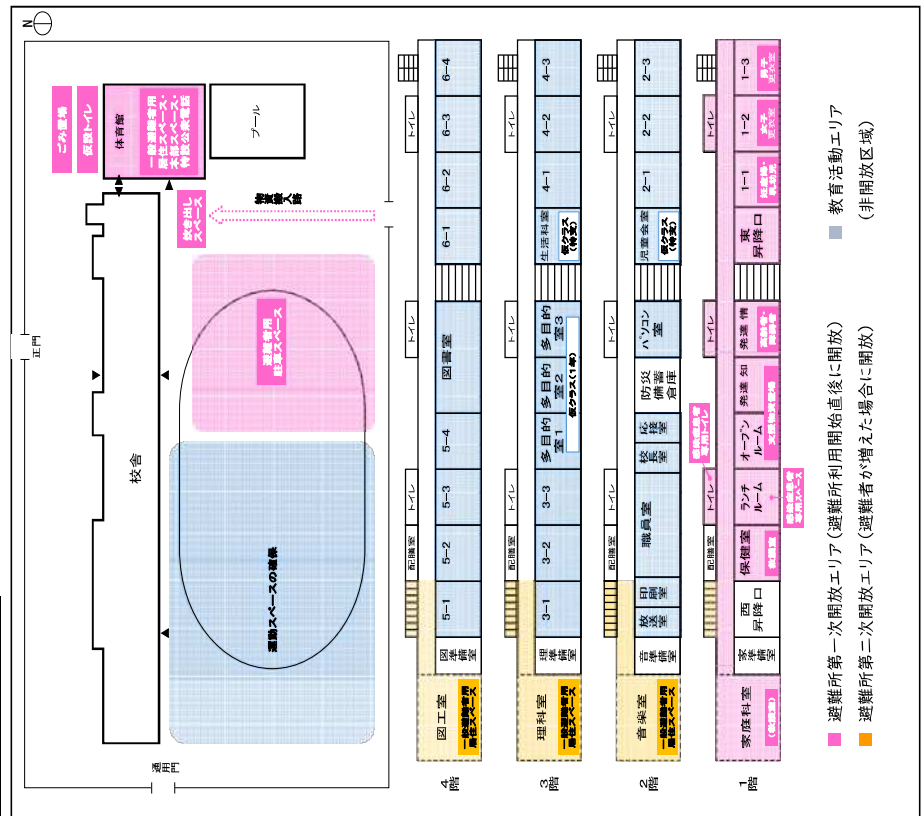
校門・体育館の鍵の管理票(例)

鍵番号	管理者	備考
1	本校教頭 ()	
2	〇〇市役所△△課長 ()	
3	〇〇自治会長 ()	避難所運営協議会長
1	本校教頭 ()	
2	〇〇市役所△△課長 ()	
3	〇〇自治会長 ()	避難所運営協議会長

校内の非開放区域 (例)

非開放区域	非開放の理由
校長室、職員室	個人情報管理のため
放送室、コンピュータルーム	機器管理のため
理科室	機器・薬品等管理のため
：	：
：	：
：	：

学校構内図 (避難所対応) (例)



13 特別支援学校における留意事項

Point
<ul style="list-style-type: none"> □ 障害のある児童生徒に予想される状況を確認すること。 □ 障害種別に応じた支援体制と対応計画を構築すること。 □ 分校・分教室は、本校と危機管理体制について共通理解を図ること。

◎障害のある児童生徒が陥りやすい状況 (例)

情報の理解 や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。 ・全体への緊急情報伝達だけでは、情報伝達漏れが生じやすい。 ・自分の意思を伝えることが困難なことがある。 ・自分の状況 (けが・病気等) を的確に訴えることができず、周囲に気付かれにくい。
危険回避 行動	<ul style="list-style-type: none"> ・危険の認知や落下物等からの危険回避が遅れることがある。 ・風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある。
生命・生活 維持	<ul style="list-style-type: none"> ・薬や医療用具の不足や機器の不具合等により、生命・生活の維持が困難となる。 ・避難時の天候や気温によって生命の危機が生じる。
非日常への 適応	<ul style="list-style-type: none"> ・経験したことのない場面や急激な環境の変化に対応できない。 ・不安な気持ちが増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。

◎特別支援学校の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点 (例)

障害特性に 応じた備蓄	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難行動時の使用物品 <ul style="list-style-type: none"> 担架 (毛布等代用品含む) / 車椅子 / 避難車 / 誘導ロープ / メガホン / 絵カード □ 避難生活時の使用物品 <ul style="list-style-type: none"> マッシャー・調理はさみ・とろみ剤 / 紙オムツ・おしり拭き・ビニール袋・手袋 / 筆談ボード / ラジオ / 一人用テント
医療ニーズ に応じた備 蓄	<ul style="list-style-type: none"> □ 医療ニーズ <ul style="list-style-type: none"> 呼吸管理 (気管切開等) / 経管栄養 / アレルギーマネジメント / 体温管理 / 服薬 □ 備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> 吸引・経管等の医療機器や医療器具 / 医療機器のバッテリー / 毛布・カイロ・防寒着 / 扇風機 / 医療機器の指示書 / 災害時預かり薬 / 発電機 (医療機器等の電力供給) / 燃料 / 簡易コンロと鍋 (経管栄養の加温用)
送下校中を 想定した準 備	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童生徒の通学経路と時間の目安 (経路上の避難場所や交番等) <ul style="list-style-type: none"> □ 津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの避難場所・経路 □ 通信手段の途絶時に安否確認や情報伝達を行う地区別担当者の設定 □ 災害用児童生徒名簿 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急連絡先 ○自宅以外の避難予定先 ○放課後ケア等の利用状況

3章 災害対策について

(1) 火災対策

Point

- 火災の予防対策について、必要な事項を定めていること。
- 火災が発生した場合の対応について、簡潔・具体的に定めていること。

1. 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、以下のような事項が挙げられる。

- ・ 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- ・ 建物等の自主検査
- ・ 教職員等の遵守すべき事項（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 消防用設備等の法定点検の実施
- ・ 火災等の災害に対する自衛消防活動
- ・ 教育訓練
- ・ 消防機関への報告・連絡

危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とする（重複記載の必要はない）。

消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について、以下のとおり具体的な内容を記載する。

- ・ (別途、消防計画を定めている場合) 火災予防対策について、消防計画を参照
- ・ (別途、消防計画を定めていない場合) 火災予防のために必要な事項
- ・ 防火管理者の役割分担
- ・ 建物、消防用設備等の検査
- ・ 教職員の役割（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 火災発生時の自衛消防活動の体制（通信連絡担当、消火担当、避難誘導担当）
- ・ 防火及び火災発生時に備えた教育訓練
- ・ 消防機関との連携

消防計画を別添作成している場合は、本マニュアルと共に保管すること

保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害時の対応や連絡方法等に関する共通理解 <input type="checkbox"/> 登下校中の発災時における自力通学児童生徒の捜索・保護の依頼 <input type="checkbox"/> 避難場所・必要物品等の確認 <input type="checkbox"/> 保護者による送迎時における連絡体制の確保
---------	--

◎発生時～事後の危機管理（例）

初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 簡潔な言葉や手話・絵カード等で今の状況を理解させ、これからの見通しを持たせる。 <input type="checkbox"/> 避難の際には、肯定形で指示を出す。 「押さない、走らない」→「落ち着いて・歩きます」
引渡しと待機	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 安否確認後、保護者への引渡しを実施する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の状況（パニックの有無、健康状態等）や、自宅の被災状況等によっては、保護者とともに学校に待機させることも検討する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通学中の発災の場合、各経路に教職員を派遣し、保護者の協力を得ながら通学経路に沿って児童生徒を捜索し、保護する。
状況把握と心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 学校再開まで時間を要する場合は、登校可能日を設けるなど、児童生徒が学校で過ごす時間を確保することも検討する。 <input type="checkbox"/> 大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒への対応を検討する。 <input type="checkbox"/> 必要があれば専門家の助言を受ける。
寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 夜間等、寄宿舎での生活時間帯で災害が発生した際の避難方法や場所等を定めておく。 <input type="checkbox"/> 寄宿舎での生活時間帯で災害が発生したことを想定した避難訓練を行う。

2 火災発生時の対応

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取るようになるため、予め避難訓練や消火訓練等を通じて身に付けておく。

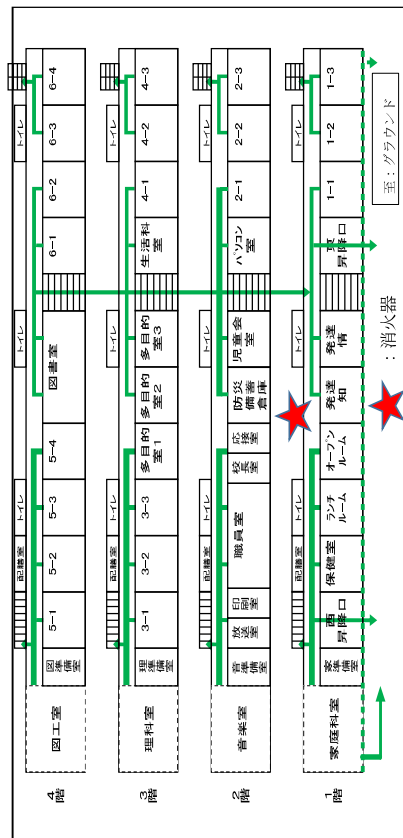
特に、火災発生時の初期段階に取るべき対応については、以下の内容を簡潔・具体的なフロー図の形で整理し、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用する。

<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器作動時の対応（火元確認等） ・火災発見者の取るべき対応（大きな声を知らせる、火災報知ボタンを押す等） ・初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準等） ・消火への通報 ・避難指示（判断者、指示内容文案等） ・避難誘導、避難行動（授業中・休憩時間中等、発生タイミングに応じて取るべき行動） ・避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う等） ・緊急時特出品 ・担当者 ・避難場所

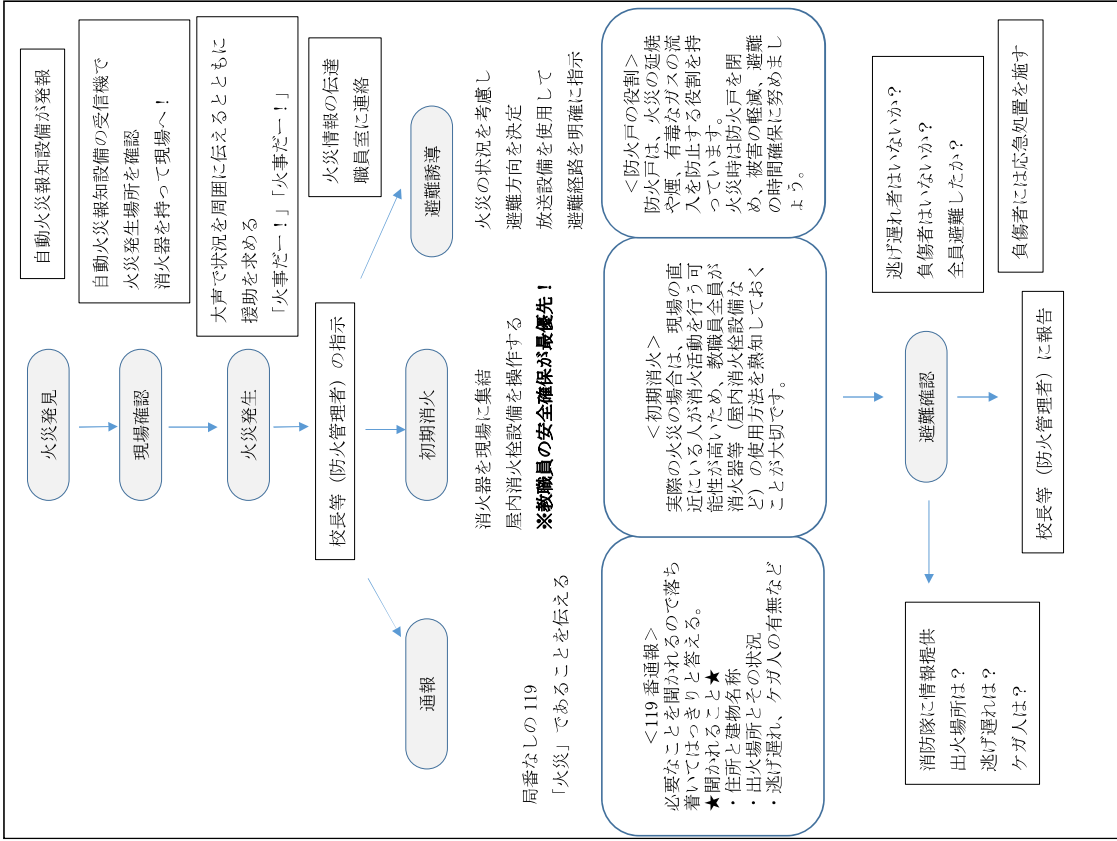
●火災発生時の避難場所

一次避難場所	グラウンド
二次避難場所 (ある場合)	○○ (市町指定の学校近隣の広域避難所)
三次避難場所 (ある場合)	○○

●火災発生時の避難経路図(例)



◎火災発生時の対応フロー(例)



※盛岡地区広域消防組合消防本部作成資料を参考に県教育委員会健康体育課編集

(2) 地震対策

1. 地震対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100～150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	死者数：約16,000人 (うち津波：約9,000人)	死者数：約105,000人 (うち津波：約96,000人)
相模トラフ沿い	死者数：約3,000人 (うち津波：約2,900人)	死者数：約6,000人 (うち津波：約5,700人)
電	発生直後は県内需要の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続(応急復旧には1週間程度が必要)	発生直後は県内需要の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま(応急復旧に1～2週間程度必要)
電話	固定電話は被災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま(応急復旧に1～2週間程度必要)	固定電話は被災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま(応急復旧に1～2週間程度必要)
水道	発生直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続(応急復旧には4～6週間程度が必要)	発生直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続(応急復旧には4～6週間程度が必要)
下水道	発生1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生(応急復旧に2～5週間程度必要)	発生1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生(応急復旧に2～5週間程度必要)
都市ガス	発生直後の県内停止率が7～8割程度(応急復旧に4～6週間程度必要)	発生直後の県内停止率が7～8割程度(応急復旧に4～6週間程度必要)
LPGガス	発生直後に3～4割程度の需要家庭で機能支障が発生(点検後早期の復旧が可能)	発生直後に3～4割程度の需要家庭で機能支障が発生(点検後早期の復旧が可能)

●地震・津波対策アクションプログラム2023

県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り減らすため、2013年「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」、2023年に「アクションプログラム2023」を策定した。

基本理念(10年後の目指す姿)	減災目標
犠牲者の最小化・被災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現	令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。

2. 地震災害における教育活動の実施基準

Point
<ul style="list-style-type: none"> □ 実施基準について、児童生徒及び保護者と共通理解を図ること。 □ 授業中止等の決定を児童生徒及び保護者に伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数を確保しておくこと。

◎地震発生時の教育活動実施基準(例)

状況		教育活動実施基準
地震	調査中	<ul style="list-style-type: none"> □ 原則通常授業
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> □ 原則通常授業
南海トラフ地震 臨時情報	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> □ 原則通常授業
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> □ 原則通常授業
南海トラフ地震 臨時情報	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> □ 原則通常授業
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> □ 原則通常授業

※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

3. 地震発生時の対応

Point	<input type="checkbox"/> 地震を感知（又は緊急地震速報を受信）したと同時に安全確保のための初期対応をとること。 <input type="checkbox"/> 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始すること。
-------	---

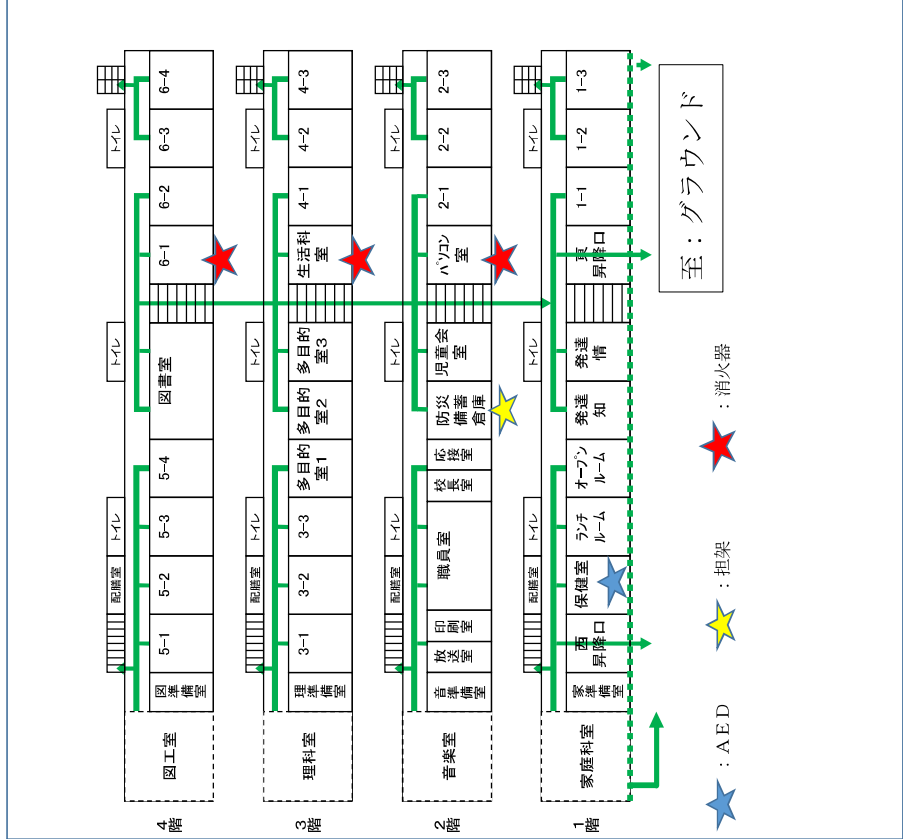
◎大規模地震発生時の対応（例）

	対応例		
発災直後の安全確保	<p><登校前・登校時></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 休校する場合は一斉メール等で保護者に連絡する。 <p><在校時></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、防災頭巾やヘルメットを着用するなどし、頭部を保護するよう、冷静で明確な指示を出す。 <table border="1"> <tr> <td>頭を守る</td> <td> 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる 机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない 廊下・階段 ガラスに注意して中央で伏せる 体育館 落下物に注意して中央で伏せる グラウンド 校舎から離れ中央で伏せる </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 火気の消火（電源を切り、ガスの元栓を閉める） <input type="checkbox"/> 出入口を確保する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、明確な指示を出す。 <p>【押さない】「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童生徒を安全な場所に誘導する。 <input type="checkbox"/> 普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に配慮する。 <input type="checkbox"/> 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。 <input type="checkbox"/> 校内にいる人員の状況を把握する（点呼、欠席者、負傷者等）。 <input type="checkbox"/> 2次災害等の危険が予想された場合は、ただちに安全な場所に避難する。 <input type="checkbox"/> 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。 <p>事後対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市町等から出される避難情報に留意し、通学路等の安全を確認したうえで、保護者への引渡しや下校の可否を判断する。 <input type="checkbox"/> 状況に応じて、学校に留め置くことも検討する。 	頭を守る	「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる 机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない 廊下・階段 ガラスに注意して中央で伏せる 体育館 落下物に注意して中央で伏せる グラウンド 校舎から離れ中央で伏せる
頭を守る	「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる 机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない 廊下・階段 ガラスに注意して中央で伏せる 体育館 落下物に注意して中央で伏せる グラウンド 校舎から離れ中央で伏せる		

●地震発生時の避難場所

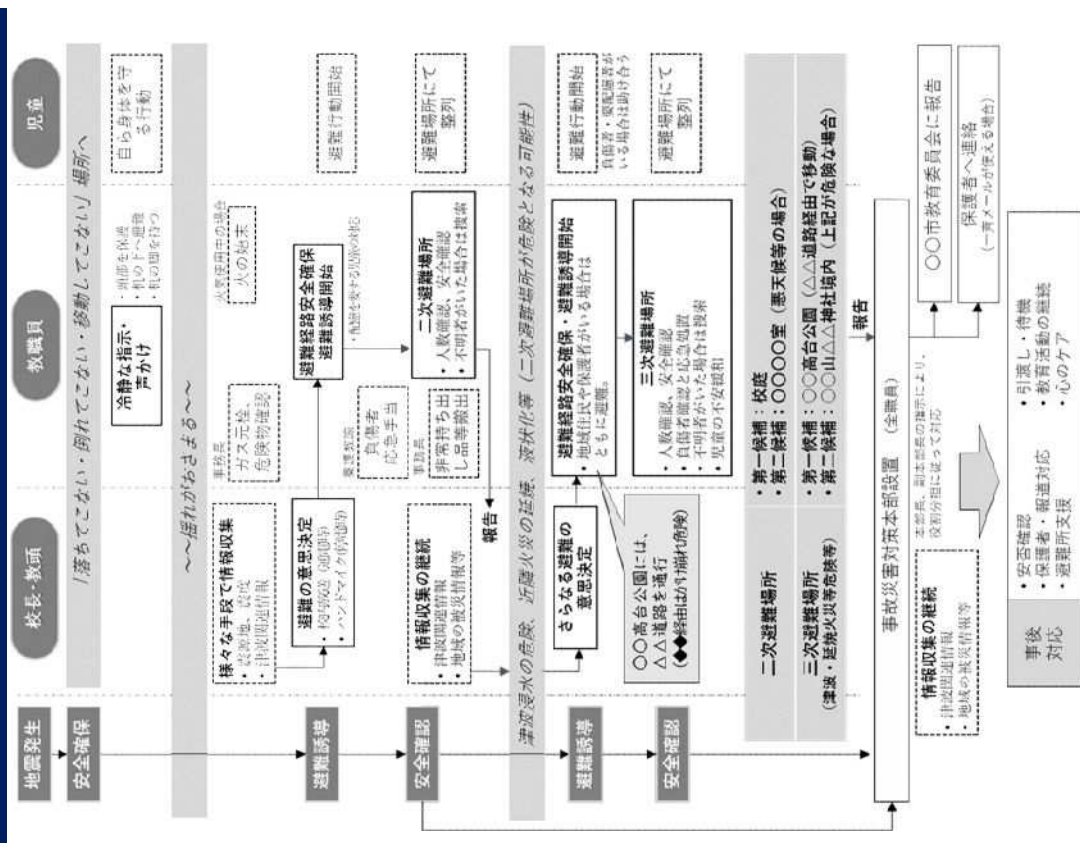
一次避難場所	グラウンド （※津波の襲来が予想される場合は、校舎上層階への垂直避難も検討）
二次避難場所 （ある場合）	○○（市町指定の学校近隣の広域避難所）
三次避難場所 （ある場合）	○○

◎地震発生時の避難経路図（例）



(参考) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン・サンブック編(文部科学省)

◆ 地震発生直後の対応フロー (授業中)



◎ 登下校時又は校外活動中における児童生徒への指導 (例)

指導項目	実施者
<input type="checkbox"/> 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 <input type="checkbox"/> バス・電車等では、運転手・駅員の指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> デマや不正確な情報に惑わされず行動すること。	<input type="checkbox"/> 防災教育担当者等

「教職員のための危機対応BOOK」(静岡県教育委員会)



● 応急危険度判定士の判定

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で利用することができる。避難所として開放できる区域と、学校の管理あるいは教育活動の再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、要配慮者の状況等に応じ、柔軟に対応することが必要である。

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク (I a、I b、II、III) を公表しており、県及び一部の市町では、建物玄関等の見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。耐震性能ランクがもつとも高いI aの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できるとされているが、場合によっては亀裂が入ったり、照明や看板等の落下物の危険は残ったりするため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。また、I b以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

※静岡県が所有する公共建築物の耐震性能については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040807/1030090.html>)

4. 緊急地震速報の基礎知識

●緊急地震速報の発表の基準

- ・地震により、最大震度が5弱以上又は最大の長周期地震動階級が3以上と予想される場合に、震度4以上の揺れが予想される地域及び予測長周期地震動階級3以上の地域に緊急地震速報を発表する。
- ・高度利用者向受信端末等では、予想する震度が独自に設定した基準を超えた時に報知音が鳴る。

●利用にあたっての留意事項

- ・地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに合わないことがある。
- ・緊急地震速報で予想する震度には、±1階級程度の誤差を伴う。
- ・複数の地震が時間的・距離的に近くで発生した場合、別々の地震と区別できず、緊急地震速報を適切に発表できないことがある。

「緊急地震速報—地震による強い揺れを事前にお知らせ—」(A級発行)



5. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

Point

- 情報に応じた教育活動の実施基準や教職員の参集基準を定めておくこと。
- 日頃の備え(地震災害対応、備蓄品、施設の安全等)を再確認すること。

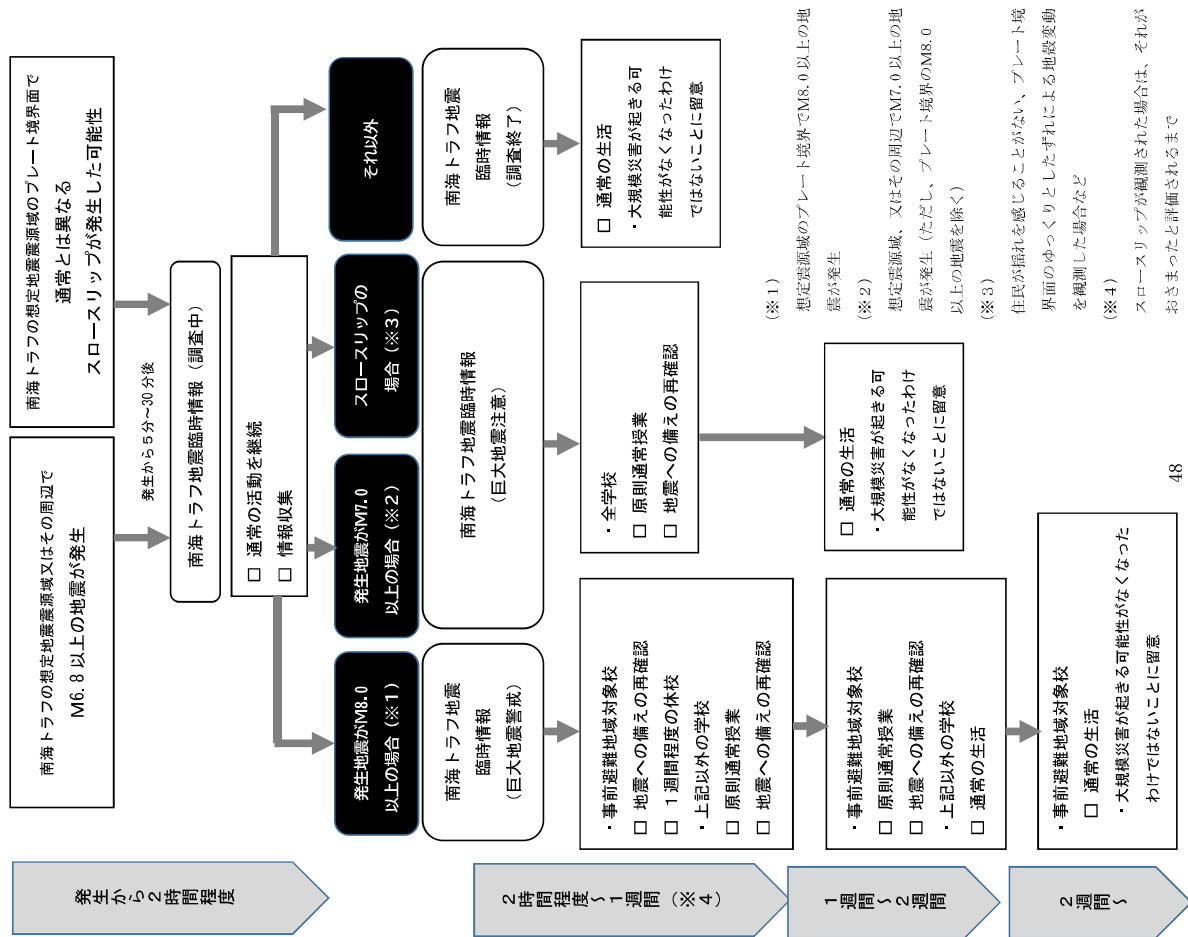
●南海トラフ地震臨時情報について

- ・近年、地震発生時期や規模、位置等の精度の高い予測が困難との考えが示されたことから、東海地震の発生を前提とした予知情報や警戒宣言の発表がなくなり、令和元年5月31日から新たに「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始された。
- ・南海トラフでは、想定震源域の東側と西側で時間差で大規模地震が発生した事例があることから、想定震源域内で大規模地震や地震変動等、異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、後発地震に備えるよう国や県・市町等から住民への呼びかけが行われる。

●南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	調査中	南海トラフの想定震源域等で異常な現象(想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生、又は南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なる「スロースリップ」が発生した可能性がある場合)が観測された場合
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なる「スロースリップ」が発生したと評価した場合、等
南海トラフ地震臨時情報	調査終了	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ（例）



◎「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
<input type="checkbox"/> 応急対策要員による情報収集	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の学校の対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域の例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 授業中止（1～2週間程度の休校）の決定、保護者への休校の連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認（集団下校する場合）	<input type="checkbox"/> 全職員
<input type="checkbox"/> 集団下校班の編成	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
<input type="checkbox"/> 集団下校路の確認	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
<input type="checkbox"/> 保護者への休校及び集団下校の連絡（引渡しをする場合）	<input type="checkbox"/> 保護者対応班
<input type="checkbox"/> 保護者への休校及び引渡し場所の連絡	<input type="checkbox"/> 保護者対応班
<input type="checkbox"/> 保護者引渡し時の身元確認	<input type="checkbox"/> 保護者対応班
<input type="checkbox"/> 保護者引渡し後の状況把握	<input type="checkbox"/> 保護者対応班

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域以外の例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の学校の対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡（大規模地震が起きる可能性がなくなつたわけではないことに留意）	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

【参考】地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法又は確認者
地震災害への対応	<input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡（内容・方法・タイミミング）	<input type="checkbox"/> マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	<input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 施設管理班による安全点検
児童生徒の安全	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全確認 <input type="checkbox"/> 照明器具・窓ガラス等の非構造部材 <input type="checkbox"/> 収納棚等の転倒防止対策	<input type="checkbox"/> 各班で確認

(3) 津波対策

1. 津波対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定では1mの高さの津波の到達時間は早いところでは2分とされており、地震発生から30分ほどで各地に大きな津波が到達したとされる東日本大震災よりも早い時間で大きな津波が襲来する可能性があることから、静岡県地理情報システム（GIS）や市町のハザードマップ等を活用し、学校及び学校周辺の津波被害（浸水深・到達時間等）を把握する。

「地震防災ガイドブック」（静岡県危機管理課）

静岡県で予想される津波

津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報があります。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。
※詳細の情報は静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）で確認できます。



●静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波）において浸水域内に立地する県立学校

高等学校	松崎高等学校／清水南高等学校／焼津水産高等学校／相良高等学校／榛原高等学校／浜松南高等学校／浜松江之島高等学校／新居高等学校
特別支援学校	浜松特別支援学校／藤枝特別支援学校焼津分校／伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校／伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校

※県教育委員会健康体育課調べ

●津波警報・津波注意報

地震により沿岸で津波の発生が予想される場合には、地震発生後約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される。その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

(気象庁資料)

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動		想定される被害
大津波警報	予想される津波の高さ 巨大地震の場合の警報 (発表基準) 10m超 (10m<高さ)	想定される被害 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 
	巨大 10m (5m<高さ≤10m)	とるべき行動 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！ 
	高い 5m (3m<高さ≤5m)	津波警報 10mを超える津波により、津波警報が発令される。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 写真：東27号線(2003年) 
津波注意報	低い 3m (1m<高さ≤3m)	津波警報 海の中では人は強い流れに巻き込まれる。 船中では、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。 

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限りの避難をしましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

2. 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

Point
 情報を正確に理解し児童生徒・教職員の安全を第一に考えて対応を決定すること。
 授業の実施や教職員の参集については、各学校の立地や通学区域を考慮して決定すること。

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準(例)

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 <input type="checkbox"/> 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止
大津波警報	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校 <在校時> <input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

◎津波警報・注意報発表時の学校の対応(例)

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	<input type="checkbox"/> 教育活動継続 (沿岸部の活動は中止) <input type="checkbox"/> 上層階、屋上又は周辺高台等への避難指示 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 津波に関する情報収集(テレビ・ラジオ等) <input type="checkbox"/> 学校周辺状況の目視 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡調整 <input type="checkbox"/> 学区内(通学路)の状況把握 <input type="checkbox"/> 近隣学校との情報交換 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 学校が避難場所(津波避難ビル等)に指定されている場合、避難者の誘導等	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班
津波警報	<input type="checkbox"/> 上層階、屋上又は周辺高台等への避難指示 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 津波に関する情報収集(テレビ・ラジオ等) <input type="checkbox"/> 学校周辺状況の目視 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡調整 <input type="checkbox"/> 学区内(通学路)の状況把握 <input type="checkbox"/> 近隣学校との情報交換 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 学校が避難場所(津波避難ビル等)に指定されている場合、避難者の誘導等	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班
大津波警報	<input type="checkbox"/> 上層階、屋上又は周辺高台等への避難指示 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 津波に関する情報収集(テレビ・ラジオ等) <input type="checkbox"/> 学校周辺状況の目視 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡調整 <input type="checkbox"/> 学区内(通学路)の状況把握 <input type="checkbox"/> 近隣学校との情報交換 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 学校が避難場所(津波避難ビル等)に指定されている場合、避難者の誘導等	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班

3. 津波避難における留意事項

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ 少しでも早く、少しでも高いところへ避難すること。 □ 児童生徒に対し通路の津波避難タワーや津波避難ビルを確認するよう指導する。 □ 情報収集を継続し、警報等が解除され安全が確認されるまでは、沿岸部に近づかないこと。 □ 教職員不在等においては、児童生徒だけでも避難を開始することができるよう、事前の訓練を徹底すること。 □ 保護者への引渡し後においても、安全が確保されるまでは下校させないこと。
-------	---

●津波避難における留意事項

避難開始 【ただちに】	<ul style="list-style-type: none"> □ 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 □ 教職員不在時は、児童生徒だけでも避難を開始する。 □ 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。
避難中 【続ける】 【あきらめない】	<ul style="list-style-type: none"> □ 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 □ 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し、避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	<ul style="list-style-type: none"> □ 津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 □ 児童生徒・教職員の安全確認を行い、正確な情報収集に努める。 □ 児童生徒の心身の状態を把握する。

●津波避難後の下校（引渡し）における留意事項

津波避難後の下校（引渡し）の判断基準について、次の留意事項を予め定めておく。

判断者	避難状態の解除を誰が行うのか（判断者の代理者は誰か）
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> □ 大津波・津波警報は解除されているか □ 保護者等との連絡手段の確保ができているか □ 学校周辺の浸水状況の確認 □ 利用できる交通機関はあるか □ 保護者の自家用車での来校は可能か □ 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか <p>※引渡し後においても、児童生徒及び保護者の安全が確保されるまでは下校させない</p>
引渡し (帰宅)方法	<ul style="list-style-type: none"> □ 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について児童生徒に調べさせる □ 津波浸水域を迂回した安全なルートを考える

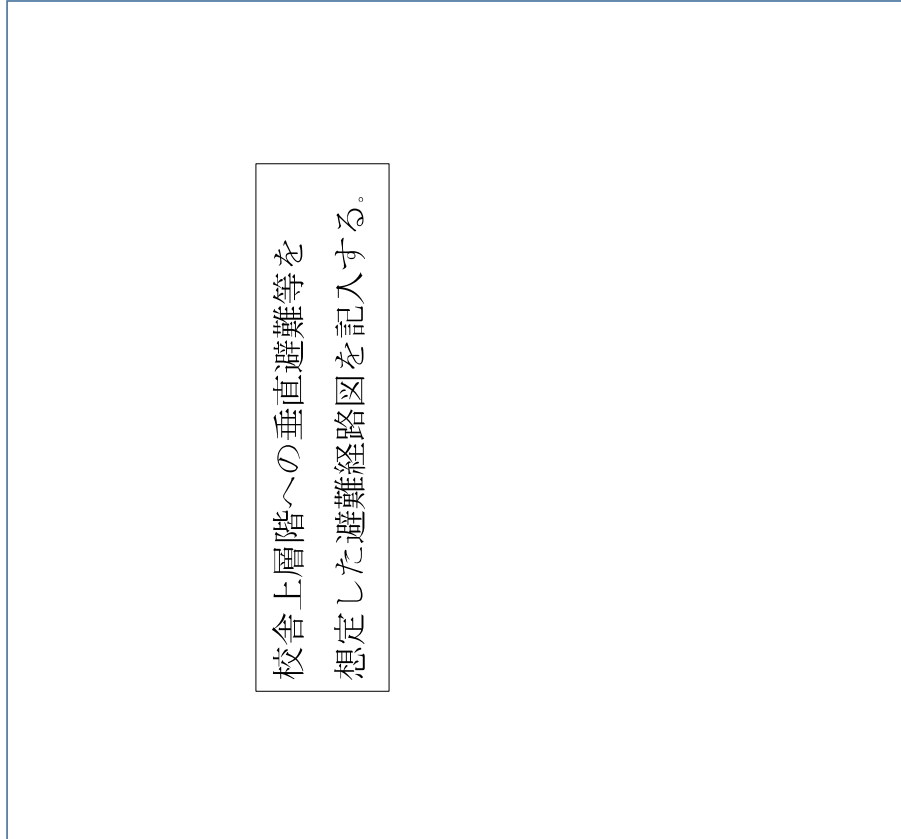
「津波から命を守るために」(文鏡庁)

	<p>「より高いところ」を目指して逃げる</p> <p>津波は低い場所を襲います 海や川からはなれ、高いところへ逃げましょう</p>
	<p>津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が出ている間は避難を続ける</p> <p>はじめの波より後に来る波が大きいきることがあります</p>
	<p>ゆれを感じていなくても、津波警報を見たり聞いたりしたら急いで逃げる</p> <p>ゆれが小さくても大きな津波が起こることもあります</p>

●津波発生時の避難場所

一次避難場所	校舎上層階（垂直避難）
二次避難場所 （ある場合）	学校近隣の津波避難タワー
三次避難場所 （ある場合）	○○

●津波発生時の避難経路図（例）



校舎上層階への垂直避難等を
想定した避難経路図を記入する。

(4) 風水害対策

1. 気象情報の基礎知識

●気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区分	種類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注意報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／靄雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着水／着雪

●その他重要な気象に関する情報（第2章6「情報の収集方法」参照）

情報	内容
台風情報	台風が発生したときや台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は既に影響を及ぼしているときに発表
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ^{mm} 以上）を観測したり、解析したりしたときに発表
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表（避難が必要とされる警戒レベル4に相当） □ 避難指示の目安となる重要情報 □ 災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という用語により解説する情報

●波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
<p>□ 高い波によって重大な災害が生じる可能性がある</p> <p>□ 「波浪」とは風によって生じる波</p> <p>□ 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸に近づかなければ比較的安全）</p> <p>□ 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は警戒が必要</p>	<p>□ 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性がある</p> <p>□ 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象</p> <p>□ 水位が想定以上に高くなると、防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な場合もある）</p>

風の強さと吹き方

風の強さ (m/s) (学校周辺)	風の強さ (m/s) (家庭)	風の強さ (m/s) (歩行者)	風の強さ (m/s) (車)	風の強さ (m/s) (飛行機)	風の強さ (m/s) (船舶)	風の強さ (m/s) (航空機)
10~15 やや強い風 -約10km/h	風に向かって歩みにくくなる。傘が飛ばない。	風に向かって歩みにくくなる。傘が飛ばない。車の外側は濡れる。	車の外側は濡れる。歩行者は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。
15~20 強い風 -約15km/h	風に向かって歩むことができなくなる。車の外側は濡れる。	風に向かって歩むことができなくなる。車の外側は濡れる。歩行者は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。
20~25 非常に強い風 -約20km/h	歩むことができない。車の外側は濡れる。	歩むことができない。車の外側は濡れる。歩行者は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。	歩行者は濡れる。車の外側は濡れる。
25~30 -約25km/h						
30~35 -約30km/h						
35~40 猛烈な風 -約35km/h						
40~						

2. 気象警報・注意報発表時における教育活動実施基準

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校立地や通学路の地理的特徴による危険性を把握し、授業等の実施基準を定め、保護者との共通理解を図ること。 □ 授業の中止等の決定を児童生徒及び保護者に伝達する方法は、複数確保しておくこと。
-------	---

◎平常時の対策 (例)

<ul style="list-style-type: none"> □ 立地環境と災害予測 (各種ハザードマップ等)を確認し、予測される災害をマニュアルに明記) □ 気象情報の収集 (第2章6「情報の収集方法」参照) □ 防災設備等の確認、必需品の備蓄 □ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知 □ 初動体制の確立 □ 連絡体制の確立 (教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関) □ 避難先、避難経路等の確認 □ 避難訓練の実施
--

◎気象警報・注意報発表時の教育活動の実施基準 (例)

情報	授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	<ul style="list-style-type: none"> □ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
	暴風	<ul style="list-style-type: none"> □ 午前○時の時点で△△市又は居住市町に警報が発表されている場合は午前●時まで自宅待機 □ 午前●時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 □ 午前●時の時点で警報が解除されている場合は、安全を確認した上で、午後の授業に間に合うように登校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
警報	大雨 洪水	<ul style="list-style-type: none"> □ 安全を確認した上で登下校 □ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校
	その他 気象警報	<ul style="list-style-type: none"> □ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) □ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

※ 各学校、児童生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

【参考】特別警報発表時における対応（平成27年2月24日付教総健第558号）

種類	対応
気象等	<p>県内全域又は学校所在地の特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動が発表された市町に特別警報が発表された場合</p> <p>学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合</p> <p>大津波警報発表時の対応とする。</p> <p>火山噴火</p> <p>噴火警報発表時の対応とする。</p> <p>地震動</p> <p>緊急地震速報発表時の対応とする。</p> <p>（対応方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においては児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・児童生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。

●浸水の恐れがある場合の避難場所（浸水が想定される学校）

一次避難場所	校舎上層階（垂直避難）
二次避難場所（ある場合）	〇〇
三次避難場所（ある場合）	〇〇

●土砂災害の恐れがある場合の避難場所（土砂災害が想定される山・崖等が近隣にある学校）

一次避難場所	校舎上層階（垂直避難）
二次避難場所（ある場合）	〇〇
三次避難場所（ある場合）	〇〇

令和3年5月20日から避難指示で必ず避難、避難勧告は廃止です（内閣府・消防庁）

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ② 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者は避難）、警戒レベル4で（全員避難）です。
※1警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に陥らざる全員が危険な場所から避難するタイミングです。



- ① 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。
・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができませんな危険な状況です。
・警戒レベル5緊急安全確保の発令が待ってはいけません！
・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

① 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の消防法改正以前の警戒レベル4避難指示と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の消防法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立派な避難に必要な時間や日没前等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

① 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は高齢のある人や避難を支援する者も含みます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じて、警報の行動を命じられる場合があります。主体的に避難するタイミングです。

① 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

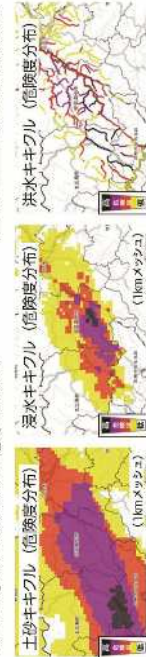
避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

■ キキクル（危険度分布）で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報が出されます。お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報（キキクル（危険度分布））を確認してください。紫の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご利用ください。



崖・溪流の近くは危険
低地は危険
河川沿いは危険
※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

警戒レベル	避難情報等 (警戒レベル)	対応	避難情報等 (警戒レベル)	対応
5	災害発生 又は初段	任意がとるべき行動	河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	大雨特別警報 (土砂災害)
4	災害のおそれ高い	命の危険 直ちに安全確保！	危険な場所から 全身避難	警戒レベル4までに必ず避難！
3	災害のおそれあり	命の危険 直ちに安全確保！	危険な場所から 高層等避難	避難指示
2	気象は比較的 穏やか	命の危険 直ちに安全確保！	気象は比較的 穏やか	高層等避難 危険・状況変化
1	気象は比較的 穏やか	命の危険 直ちに安全確保！	河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	早期避難促す

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。
 (発令)内閣府ホームページ「避難情報」に関するガイドラインの概要(令和3年刊)
https://www.bousai.go.jp/oukyu/ninan/jouhou/r3_hinan/jouhou_guideline

3. 気象警報等が発表された場合（又は発表が予定される場合）

Point
<input type="checkbox"/> 児童生徒の在校時・不在時それぞれにおける対応を定めること。 <input type="checkbox"/> 各種防災情報を確実に入手すること（第2章6「情報の収集方法」参照）。

◎児童生徒在校時の対応（例）

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予定されたとき）	実施者
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 <input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 教職員及び児童生徒への定期的な情報提供開始 <input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定 <input type="checkbox"/> 教職員及び児童生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告（※）	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部
3 下校対応 <input type="checkbox"/> 通学路、交通機関等の状況を把握（自転車下校の可否の判断） （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留め置き、引渡し等の措置の検討、実施 自転車下校の禁止 （必要に応じて） 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 保護者対応班

◎児童生徒不在時の対応（例）※参集した応急対策委員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予定されたとき）
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 <input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 必要な教職員の参集（管理職等） <input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有 <input type="checkbox"/> 児童生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡 <input type="checkbox"/> 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 <input type="checkbox"/> 必要に応じて児童生徒、保護者等に連絡 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告（※）

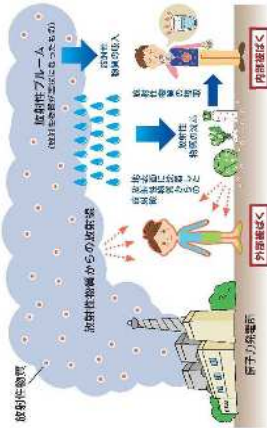
※教育委員会大規模災害等に関する情報伝達実施要領（毎年度当初に県教委から通知）による。

1. 原子力災害対策の基礎知識

「原子力防災のしおり 平成30年10月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

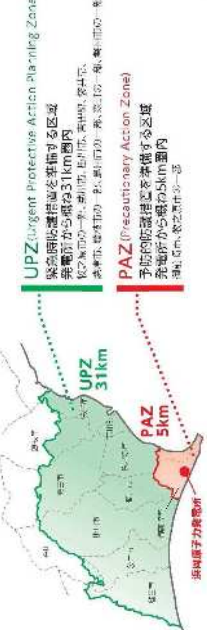
原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。



- 放射性物質は、放射線を放出しなから雲のようにならなりとなって風下へ広がります。
- 放射性物質や放射線は、人間の五感で感じることで自分自身も、放射線測定器を用いることにより検知することができます。
- 放射線による線量から身を守るためには、屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市位置に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)			
事象	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 濃度6倍以上の 放射線が検出 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 安全設備部が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起る 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 ……… 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能が喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起る 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定コウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難……… 避難を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)	
放射線モニタリングの値	防護措置
500μSv/h超過	数時間以内を自速に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20μSv/h超過	1週間程度内に移行する 一時移動の指示が出ます。
0.5μSv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μSv：マイクロシーベルト

原子力発電所で緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広電車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



<p>慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で避難しましょう。</p>	<p>うわさやデマに惑わされないようにしましょう。 県や市町からの正しい情報は、したがって行動しましょう。おかしな噂があったら、警察の広報まで確認してください。</p>
<p>電話の使用は極力控えましょう。 安全情報の確認などは、災害時伝言ダイヤル1711などを利用しましょう。</p>	<p>おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。 お年よりや遠くの近所の方には、特に声をかけましょう。</p>

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。住民が一言に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の報知、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見ることができているシステムを開発しました。(H28.3)

QRコードでもアクセス可能

静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

屋内退避の指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全開閉めてください。建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

- (学校の場合)
- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
 - 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
 - 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
 - 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
 - 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を児童生徒に説明する。
 - 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

2. 浜岡地域原子力災害広域避難計画

Point	<p>□ 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかるとなる11市町に居住する児童生徒を避難計画の対象とすること。</p> <p>□ 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、予め避難先の市町村を定めておくこと。</p>
-------	--

●避難元市町ごとの避難先（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

PAZ	UPZ	避難先1 原子力災害が単独で発生した場合等	避難先2 大規模地震との複合災害等で、避難先1に避難できない場合
御前崎市	○	静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）※
牧之原市	△	山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）※
高島市	△	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韭崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南都町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
藤枝市	○	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、因南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都（特別区、市町村（島しょ部を除く））
焼津市	○	神奈川県（全38市町村）	埼玉県（全63市町村）
吉田町	○	静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
菊川市	○	静岡県内（浜松市、湖西市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
掛川市	○	愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
袋井市	○	三重県（全29市町）	福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）

PAZ	UPZ	避難先1	避難先2
磐田市	△	岐阜県（全42市町）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
森町	△	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

○：市町全域がPAZ又はUPZ対象範囲

△：市内の一部がPAZ又はUPZ対象範囲

(※) 長野県の地域

地域	市町名
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
北アルプス	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、軽井沢町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上田	上田市、東御市、長和町、青木村

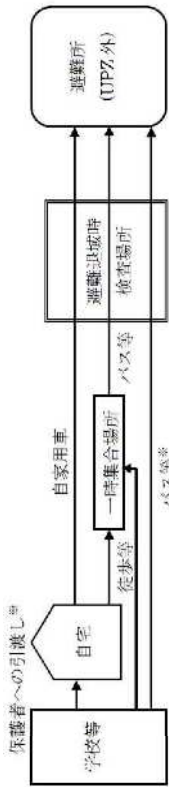
●対象となる学校の考え方

市町名	学校の対応
御前崎市	市内の全ての学校がPAZ内に該当
牧之原市	市内の一部の学校がPAZ内に該当 それ以外の学校はUPZ内に該当
掛川市・菊川市・吉田町・袋井市・焼津市・豊田町・島田市・藤枝市・森町	UPZ内に該当 (下線の市町に所在する学校については、同一市町内にUPZ内と外の地区が含まれるため、市町防災担当部局に自校が求められる対応について確認すること)

●PAZ内の公立学校

所在地	幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援
御前崎市	御前崎／白羽／さくら／北こども／池新田／高松	御前崎／白羽／第一／浜岡東／浜岡北	御前崎 浜岡	池新田	掛川特支御前崎分校
牧之原市	地頭方相良	地頭方相良	相良	相良	
計	8校	7校	3校	2校	1校

◎学校等の避難フロー（P・A・Z・U・P・Z共通）（例）



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受ける）。

（『福岡地域原子力災害広域避難計画 H30.6月修正』（福岡県危機管理部）参照）

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ P・A・Z、U・P・Zで避難のタイミング及び避難単位が異なるため、学校の所在地及び児童生徒の居住地に合わせた対応を検討しておくこと。 □ 自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう、下校又は引渡しの時期を判断すること。 □ 避難が広域、長期に及ぶこともあるため、教職員及び児童生徒の緊急連絡先を持ち出せるようにしておくこと。 □ 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール／HP／災害伝言ダイヤル等）。
-------	---

●P・A・Z又はU・P・Z圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	<ul style="list-style-type: none"> □ 原子力発電所のある地域から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について、保護者と共通理解を図るとともに、連絡が取れる体制を整えておく。 □ 災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。 □ 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 □ 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。
-------	--

- ◎各市町の広域避難確保計画を確認しておくことよ
- ◎防災教育推進のための連絡会議等の場で、原子力災害時の対応について、市町に事前に確認しておくことよ
- ◎学校の所在地がP・A・Z・U・P・Z地区外の場合でも、同地区から通学している児童生徒の有無を確認しておくことよ

◎P・A・Z内の学校における対応（例）

P・A・Z内の学校は、全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

警戒事態	施設敷地緊急事態 (避難準備)	全面緊急事態 (避難)
<ul style="list-style-type: none"> □ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 下校又は引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> □ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 下校又は引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡 □ 学校等に留め置き □ 一時集合場所への避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> □ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 自治体からの避難指示に備え、原則引渡しは一旦中断 □ 上記の対応を教育委員会に連絡 □ 学校等の屋内に退避 □ 自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始
<ul style="list-style-type: none"> □ 下校又は引渡し □ できない児童生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校等に留め置き □ 一時集合場所への避難準備を開始 	

◎U・P・Z内の学校における対応（例）

U・P・Z内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
<ul style="list-style-type: none"> □ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 下校又は引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> □ ただちに教育活動を中止 □ 屋内退避準備 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 下校又は屋内での引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡 □ 学校等に留め置き 	<ul style="list-style-type: none"> □ ただちに教育活動を中止 □ 屋内退避 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 屋内での引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡 □ 学校等の屋内に留め置き
<ul style="list-style-type: none"> □ 下校又は引渡し □ できない児童生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校等に留め置き 	

●学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合場所（P・A・Z・U・P・Z内の学校）

一次集合場所	屋内待避（被爆を避ける）
学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合場所	○公民館 ※市町の原子力災害広域避難確保計画により確認

◎UPZ外の学校における対応（例）

原子力災害発生時は、PAZ内及びUPZ内の住民等は事態の進展によって避難等が実施されることから、当該地域から通学する児童生徒が保護者と一緒に行動できるよう、警戒事態から下校または引渡しが行われるよう努めること。

	警戒事態	施設地域緊急事態	全面緊急事態
学校がただちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 平常授業（※） <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZまたはUPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業（※） <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> UPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業（※） <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZまたはUPZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡

（※）原子力災害が地震・津波に起因する場合は、地震・津波時の対応に準拠する。

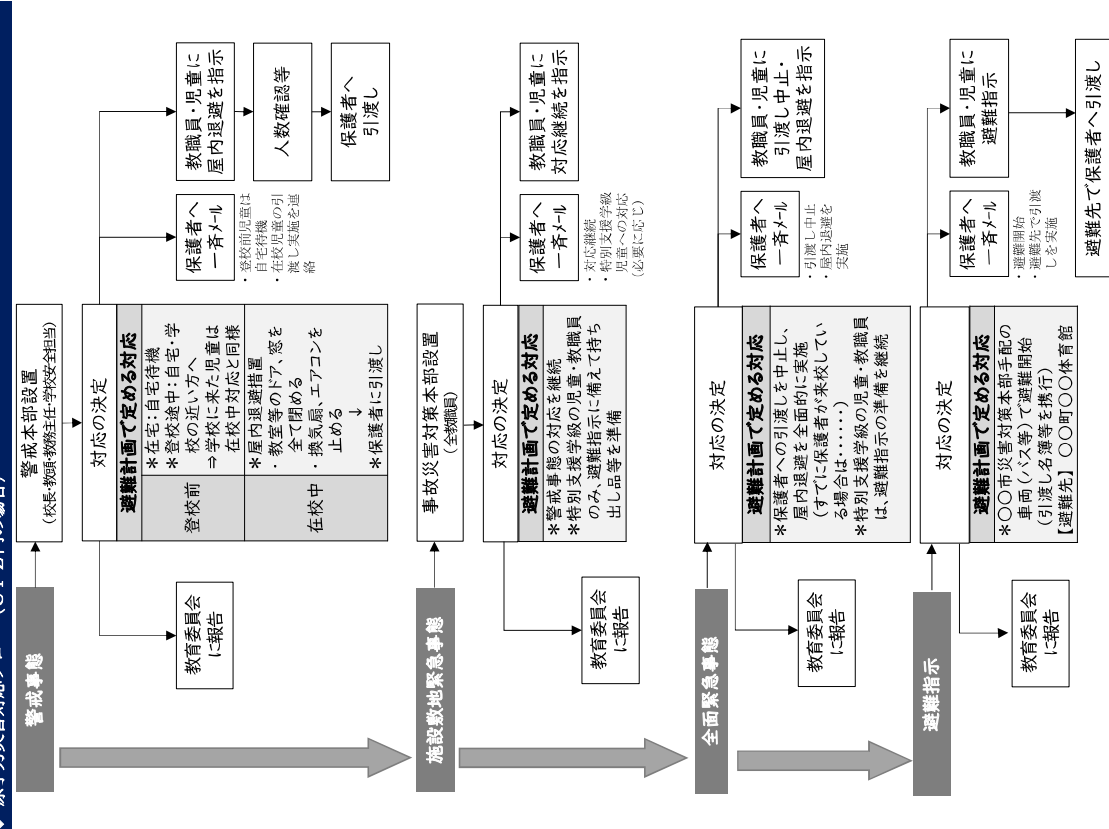
【参考】下校・引渡しのルール（まとめ） 上段：警戒事態 中段：施設地域緊急事態 下段：全面緊急事態

学校	児童生徒の居住地		
	PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	【引渡し】	【下校または引渡し】	【下校または引渡し】
	【引渡し】	【下校または引渡し】	【引渡し】
	【引渡し】	【下校または引渡し】	【引渡し】
	【引渡し】	【下校または引渡し】	【引渡し】
	【引渡し】	【下校または引渡し】	【引渡し】
	【引渡し】	【下校または引渡し】	【引渡し】

（※）自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

（参考）学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-サンプル編（文部科学省）

◆原子力災害対応フロー（UPZ内の場合）



(6) 火山災害対策

1. 火山災害の基礎知識

●静岡県内における活火山

県内には、富士山と伊豆東部火山群の2つの火山群が存在し、近隣では箱根山も活火山である。また火山の噴火物は火山ごとに異なるが、火山活動に起因する現象を、「流下物」と「降下物」に分類した。

区分	現象名	内容
流下物	火砕流	火山灰や火山弾等が、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一体となって時速数十kmから数百kmの速度で斜面を流下する現象 火砕流よりさらに気体の割合が多いものを火砕サージという
	溶岩流	マグマが火口から噴出し、高温の溶岩として地表を流れる現象
	融雪型火山泥流	積雪期に火砕流などの熱によって斜面の雪が一気に溶けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを流下する現象(時速60kmを超えすることもある)
	降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰などが、山の斜面に堆積した後には起る土石流
降下物	降灰	火山灰が降下、堆積する現象 木造家屋では約30cm堆積すると倒壊のおそれあり
	噴石	大きな噴石は火口から数km先まで飛散することがある 小さな噴石は風に流され、火口から10km程度の場所へ落下のおそれあり

「噴火警報と噴火警戒レベル」(気象庁)

噴火警報が対象としている主な火山現象

大きな噴石 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた直径50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っています。

火砕流 高温の火砕物(火山灰、軽石等)と高温のガスが一体となって陡壁を駆け下る現象です。時速800mを超えることもあり、積雪の状況によっては台断や沢沿いをはるか遠方まで一気に落下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

融雪型火山泥流 噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が溶け、大量の水と土砂が一体となって高速で流れ下る現象です。時速600mを超えることもあり、積雪の状況によっては台断や沢沿いをはるか遠方まで一気に落下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

噴火警報では、主にこれらの現象に対する「警戒が必要範囲」を発表します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等が必要です。

2. 警報発表時及び噴火発生時の対応

Point
<input type="checkbox"/> ハイザードマップ上の自校の立地(避難場所指定の有無も含む)を確認すること。 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の自宅や通学路についても、上記について確認すること。 <input type="checkbox"/> 火山災害独自の被害について理解し、対応策を検討すること。 <input type="checkbox"/> 噴火警戒レベルや噴火警報等の情報に対する行動を理解すること。

●事前の対策

<input type="checkbox"/> 立地環境と災害予測(各種ハザードマップ等)を確認し、予測される災害をマニュアルに明記) <input type="checkbox"/> 防災設備等の確認、必需品の備蓄(ヘルメット、マスク、ゴーグル等) <input type="checkbox"/> 初動体制の確立 <input type="checkbox"/> 授業等の実施基準の制定と保護者等への周知 <input type="checkbox"/> 休校期間中を含めた連絡体制の確立(教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関) <input type="checkbox"/> 避難先、避難経路等の確認や避難訓練の実施 <input type="checkbox"/> 避難場所に指定されている学校は、受け入れ態勢の確立 <input type="checkbox"/> 学校の設備維持(防災対策等)や搬出すべき重要書類の確認
--

◎教職員の参集基準(例)

レベル	勤務時間内	勤務時間外
レベル5 (避難)	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> ただちに配備につく <input type="checkbox"/> 休校措置を取る <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校又は引渡し、避難場所への避難 ※児童生徒、教職員の安全確保を最優先	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 避難安全確保後に校長等の指示で参集 <input type="checkbox"/> (その他の教職員) <input type="checkbox"/> 避難安全確保後に連絡が取れる状態を確保
レベル4 (避難準備)	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> ただちに配備につく <input type="checkbox"/> 休校措置を取る <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校又は引渡し、避難場所への避難 <input type="checkbox"/> 児童生徒、教職員の安全確保を最優先	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 避難安全確保後に校長等の指示で参集 <input type="checkbox"/> (その他の教職員) <input type="checkbox"/> 避難安全確保後に連絡が取れる状態を確保
レベル3	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> ただちに配備につく <input type="checkbox"/> 休校措置を取る <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校又は引渡し、避難場所への避難 <input type="checkbox"/> 児童生徒、教職員の安全確保を最優先	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 避難安全確保後に校長等の指示で参集 <input type="checkbox"/> (その他の教職員) <input type="checkbox"/> 避難安全確保後に連絡が取れる状態を確保
レベル2	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> 休校措置を見据え、情報収集に努める	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 安全に留意し、連絡が取れる状態を確保、情報収集に努める <input type="checkbox"/> (その他の教職員) <input type="checkbox"/> 安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
レベル1	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> 休校措置を見据え、情報収集に努める	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 安全に留意し、連絡が取れる状態を確保

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況(避難対象エリア)を踏まえた検討が必要

◎教育活動の実施基準（例）

	レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	レベル5	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 休校	<input type="checkbox"/> 下校又は引渡し
	レベル4	<在校時> <input type="checkbox"/> 休校措置	
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	レベル3	<登校前・登校時> <input type="checkbox"/> 原則として休校 <input type="checkbox"/> 在校時>	<input type="checkbox"/> 下校又は引渡し
	レベル2	<input type="checkbox"/> 原則として速やかに休校措置 <input type="checkbox"/> 通常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり
噴火子報	レベル1	<input type="checkbox"/> 通常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況（避難対象エリア）を踏まえた検討が必要

◎その他の留意事項（例）

児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 噴火を察知した場合、ただちに堅牢な建物内へ退避させる。 <input type="checkbox"/> 噴火の状況により避難経路や経路を判断し、臨機応変に対応する。 <input type="checkbox"/> 退避場所では、窓ガラス・カーテンを閉め、窓から離れた場所で静かに待機させる。 <input type="checkbox"/> 予め定めたルールに従い、児童生徒の下校又は引渡しを行う。
降灰対策	<input type="checkbox"/> 電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は、備蓄品等で対応する。 <input type="checkbox"/> 屋外での作業時は、マスク、ゴーグル、軍手、長靴、ヘルメット、レインコート等を着用する。 <input type="checkbox"/> 屋内への出入口を限定し、靴や衣類に付いた火山灰を除去する。 <input type="checkbox"/> 火山灰を覆らせて巻き上げらないようにする等、屋内へ火山灰を持ち込まない対策をする。
その他	<input type="checkbox"/> 長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒（保護者）との連絡体制を確立する。 <input type="checkbox"/> 重要書類等を搬出する。

（参考）避難方法

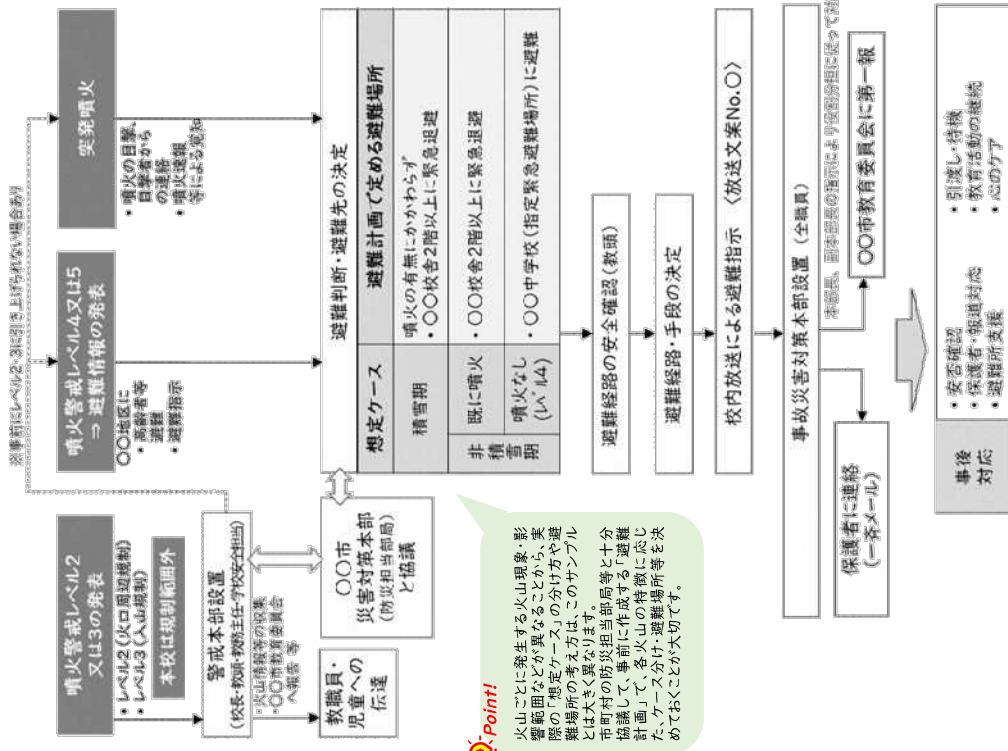
富士山火山	富士山はどこから噴火するか事前にはわからないと言われており、地域に応じて噴火前・噴火後の避難時期と避難手段が設定されている。特に、動きの遅い溶岩流に対しては噴火後の徒歩避難を基本とし、深刻な渋滞による逃げ遅れが生じないよう計画されている。（詳細は富士山火山避難基本計画）
伊豆東部火山群	伊豆東部火山群の過去の噴火においては、噴火前に群発地震活動が発生したことが知られている。居住地域に噴火後すぐ影響が生じることもあるので、噴火の可能性が高くなった段階で、影響範囲の外へ避難するよう計画されている。（詳細は伊東市避難計画）

◎噴火発生時に求められる対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置、対応方針の決定	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 児童生徒の安否確認、安全確保（必要に応じて避難行動）	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集、児童生徒及び保護者等への情報提供	<input type="checkbox"/> 保護者対応班
<input type="checkbox"/> 教育委員会への報告	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 下校または引渡しの指示	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 留置となる児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 児童生徒班

(参考) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(サンフレック編(文部科学省))

◆ 火山噴火対応フロー

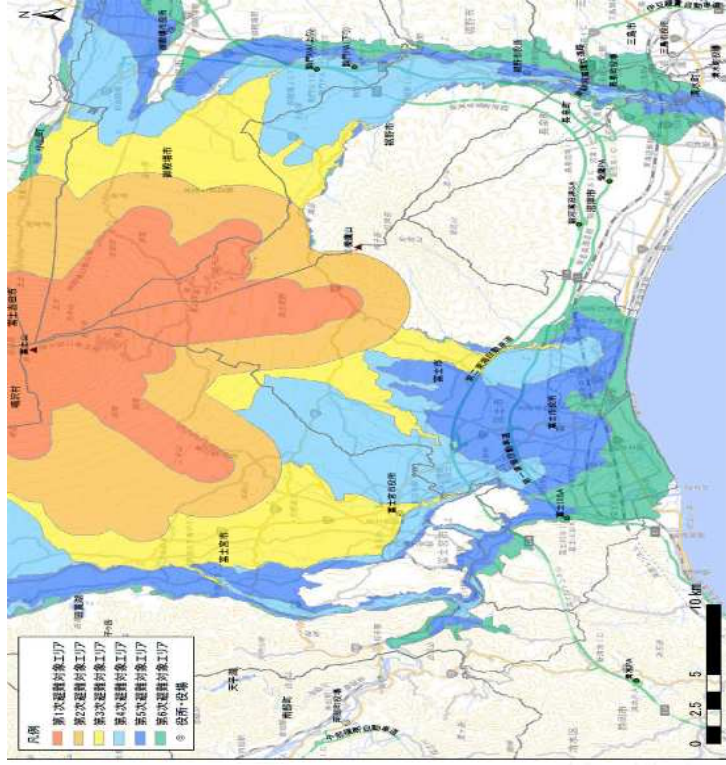


3. 富士山火山災害対策が必要な学校

- Point
- 富士山ハザードマップ等で、影響が想定される火山現象や避難対象エリアを把握すること。
 - 市町の地域防災計画等で自校が取るべき対応を確認すること。
 - 火山現象が想定される学校については、自校の学校防災マニュアルに「富士山火山災害対策」を記載すること。

● 避難対象エリア

富士山火山避難基本計画 (富士山火山防災対策協議会)



●富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始
令和5年3月29日改定

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者への対応	想定される被害等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口周	5 (警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	●噴火が発生。 12月16日噴火開始(翌年1月1日)にかけて16日連続噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【主な1707年噴火の経過】 百鬼噴火(864～866年)； 北西山根から大規模噴火、大量の溶岩を噴出 ●林に燃じる地帯を含む顕著な地震活動、地震家動の増加、噴火開始後の噴火活動の激増等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 【主な1707年噴火の経過】 12月15日朝～16日午前(噴火開始日～直前)； 噴火多量、東谷など広域で噴れ
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生(可能性が高まっている)。	4 (注意)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生(可能性が高まっている)。	警戒が必要で居住地域での高齢者等の避難が必要。一部の地域では住民の避難が必要。	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 【主な1707年噴火の経過】 噴火開始直前～；地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(直前)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口周から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。一部の地域では住民の避難が必要。観光客等は帰宅。	●地震増加、地殻変動、後部の低周波地震や火山性振動の持続的な発生など、火山活動の高まり。 【主な1707年噴火の経過】 12月15日以後(噴火開始直前)；山中のみで体感する地震が多発、地動がほぼ毎日あった。居住地域に被害を及ぼす噴火の発生等。 ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
		火口周辺	2 (火口周辺警戒)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3～5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1 (注火山)	火山活動に著しい増進が見られる。噴火の発生、あるいは発生すると予想される。	状況に応じて登山者は下山。 住民は通常の生活。火山活動は静穏。	●明確な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等)を発表してお知らせする。 ●火山活動は静穏(高周波低周波地震の多発も含む)。

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山が複数存在する。火山周辺のみに影響を及ぼす程度で噴火が発生する噴火(噴火警戒レベル1)と、噴火の発生が予想される火山の周辺に著しい影響を及ぼす程度で噴火が発生する噴火(噴火警戒レベル2)とを区別して発表している。噴火警戒レベル1と2の区別は、噴火の発生が予想される火山の状況に応じて発表する場合がある。噴火警戒レベル3～5の発表は、噴火の発生が予想される火山の状況に応じて発表する場合がある。

※2) 噴火警戒レベル1と2の区別は、噴火の発生が予想される火山の状況に応じて発表する場合がある。噴火警戒レベル3～5の発表は、噴火の発生が予想される火山の状況に応じて発表する場合がある。

●最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページに掲載されています。各都府県にお住まいの方は、各都府県のホームページをご覧ください。
https://www.jma.go.jp/

気象庁
Japan Meteorological Agency
気象庁長官 官公署

●富士山火山避難基本計画の策定

令和5年3月29日に富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山避難基本計画」が策定された。各学校に今後求められる内容については、以下のとおり。

・避難確保計画の作成

富士山噴火に係る第1～4次避難対象エリア内に位置する学校のうち、本計画に基づき各市町が策定する「地域防災計画」において避難促進施設に指定された場合、避難確保計画を作成し、市町に提出することが求められる。(第5～6次避難対象エリア内の学校においても、市町から策定を求められる場合もあるので、留意すること)

・休校措置の実施

第1～6次避難対象エリア内の学校においては、噴火警戒レベルが3に引上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

(但し、第5～6次避難対象エリア内の学校が溶岩流到達の可能性や降灰の影響等を加味し、休校措置の対応を判断することを妨げるものではない)

・児童生徒の引渡し

休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引渡しや帰宅等の具体的な方法を検討する。

※富士山火山避難基本計画については、以下の静岡県HPから、最新の状況を確認すること

特に第3編第3章「学校・児童関連施設の避難対策について」を参照すること

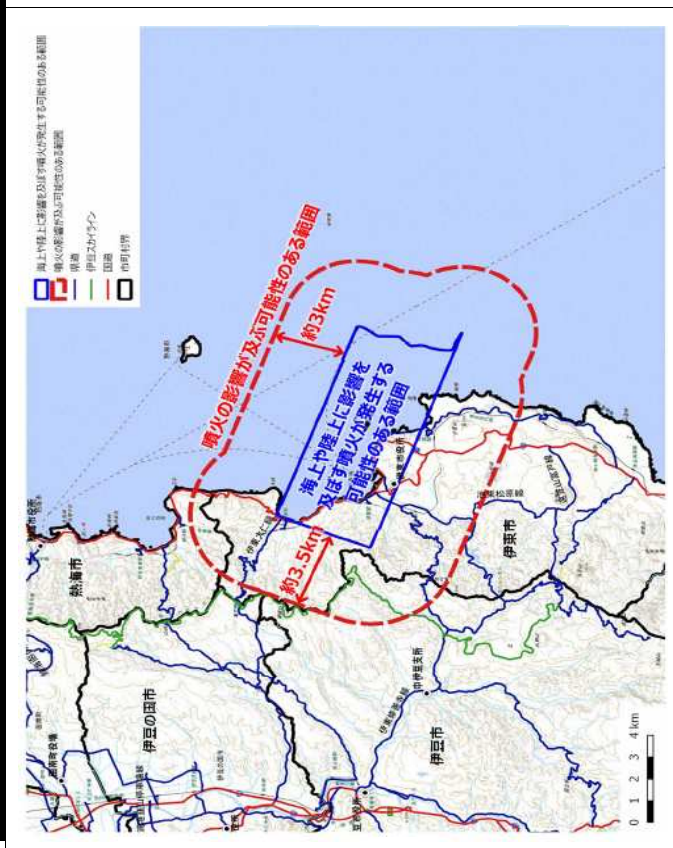
(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosa/inkinkyu/sonae/kazanfunka/fuji.sankazan/1053271.html>)

4. 伊豆東部火山群災害対策が必要な学校

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ 「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲」等を確認の上、影響が想定される火山現象を把握すること。 □ 「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」により自校が取るべき対応を確認すること。 □ 火山現象が想定される学校については、自校の学校防災マニュアルに「伊豆東部火山群災害対策」を記載すること。
-------	--

●噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲
噴火に伴い噴火地点から概ね陸域で3.5km、海域で3kmの範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響を受ける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周辺概ね3～3.5kmの範囲とする。ただし、水深500mより深い所で噴火した場合の影響範囲は想定しない。

ハザードマップ（伊豆東部防災協議会）



●避難行動が必要とされる公立学校（伊東市及び伊豆市、熱海市）
必ず防災担当部署に自校がどのエリアに属しているかを確認する。

エリア	噴火が発生する可能性のある範囲	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	左記以外
高		伊豆伊東	
伊東市		東部特支伊東分校	
特		東部特支伊豆高原分校	
中	北	南/宇佐美/門野	対島
小	伊東	南/宇佐美/川奈/大池	八幡野/富戸/池
熱海市			
伊豆市			

該当する学校等はないが、伊豆東部火山群に起因する揺れの可能性も考慮した対策を講じておく。

●伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

不特定多数の被害	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態がある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●マグマが高温高圧の発生により大きな噴石、ベースサージが居住地域に到達する。 ●低周波地震や火山性地震の多発、顕著な火山性地震の発生。 【過去事例】 1980年7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性地震の発生、7月13日の高圧噴火。
火口周辺警報	レベル4 (避難者等知照)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高圧着震等の事前被害の回避、住民の避難の準備等が必要。	●低周波地震や火山性地震の増加、継続時間や長い火山性地震の発生、顕著な地殻変動。 【過去事例】 1980年7月10日の低周波地震の増加、1985年10月4日の継続時間や長い火山性地震の発生、低周波地震の増加。
	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。危険な地域への立入規制等。	【レベル2,3の発表について】 ○活動が活発化するとき ○噴火の可能性が高まっている段階では、レベル2,3の発表はなく、レベル4以上が発せられます。 ○活動が沈静化するとき ○火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状態に応じてレベル2,3を発せると考えられます。
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●火山活動は静穏。 ●活発な群発地震により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなる可能性がある。
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) 噴火予報の発表	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。危険な場所を避けたら、家具を固定するなどの、大きな揺れに対する対策が必要。	【過去事例】 1987年3月、1998年4～6月、2006年4月、2009年12月の群発地震等。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに保壁を越えて飛散するものとする。
注2) 噴火警報（噴火警戒レベル4（高圧着震等知照）、5（避難））は、特別警戒態に位置付けられています。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/>



●段階別の避難計画

平成7年9月から平成22年12月の間に伊東沖から川奈沖で発生した群発地震活動及び平成元年手石海岸での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。

活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火 警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応
—	平常時		噴火予報 (レベル1 (活火山で あることに留意))	— ・情報収集
2, 3 時間～ 1 週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわず かな地震変動 ・群発地震活動開始 ・ 相違のマグマの地震活動 ・ 相違のマグマの地震活動 ・地震活動の相当量のマ グマの貫入を示す顕著 な地震変動 ・ 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・避難の表層への移動	1	・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活性化し、レベルを引き上 げる際に、レベル1 (活火山であるこ とに留意) からレベル2 (火山周辺 警戒) からレベル3 (火山周辺 警戒) が発表されず、レベル4 (避難 準備) 又はレベル5 (避難) が発表され る。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備
2, 3 時間～ 2, 3 日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向 がみられることもある)	4	・噴火警報 (レベル4 (避難準備)) ・火山活動解説資料 (噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備
2, 3 時間～ 2, 3 日間	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性地震の発生	5	・噴火警報 (レベル5 (避難)) ・火山活動解説資料 (噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・ 避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設
2, 3 週間～	噴火発生 ○溶岩流で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○降域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による 大きな噴石の飛散やベ ースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	噴火 5	・噴火警報 (レベル5 (避難)) ・火山の状況に関する解説情報 (噴火の状況等) ・火山活動解説資料 (上空からの 観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・ 避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営
2, 3 週間～	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地震活動の停止	1	・噴火予報 (レベル1 (活火山で あることに留意)) ※火山活動が定着化し、レベルを引き下 げる際に、レベル3 (火山周辺 警戒) からレベル2 (火山周辺 警戒) が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖 (住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除

複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。

(7) 国民保護対策

1. 国民保護対策の基礎知識

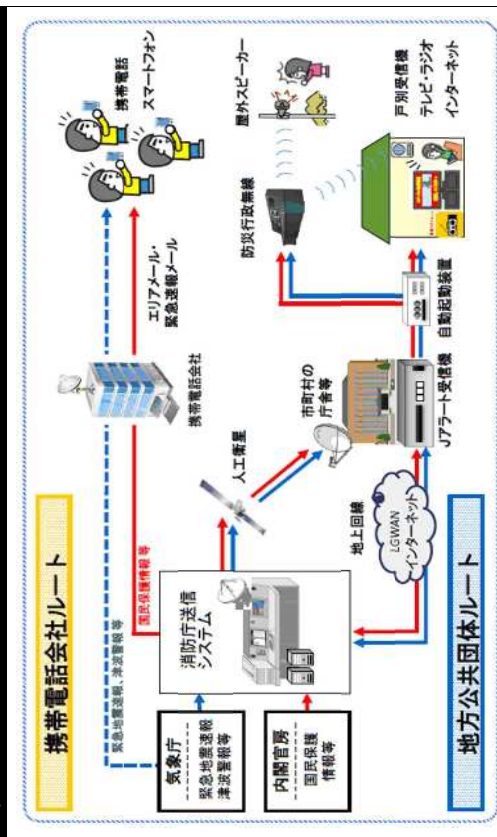
●国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命身体及び財産を保護する。

●全国瞬時警報システム (Jアラート)

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報をスマートフォン等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

「Jアラート」(総務省消防庁)



(8) その他

1. 大規模停電発生時における学校の対応
- | | |
|-------|---|
| Point | <input type="checkbox"/> 自然災害等に起因して発生する事象（大規模停電等）が学校運営に与える影響とその対策を予め検討する。 |
|-------|---|

- 事前の対応
- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 気象情報の収集（静岡地方気象台HP/サイボウレスレーダー/静岡県地理情報システム等）
<input type="checkbox"/> 防災設備等の確認、必需品の備蓄
<input type="checkbox"/> 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
<input type="checkbox"/> 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関） |
|--|

◎大規模停電発生時における教育活動の実施基準（例）

状況	基準
<input type="checkbox"/> 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない。 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水が確保できない。 <input type="checkbox"/> 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の運休	<input type="checkbox"/> 原則として休校

◎大規模停電発生時の対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 通学路等の安全確保の確認 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水の確認 <input type="checkbox"/> 授業実施等の判断 <input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 非常電源の確保	<input type="checkbox"/> 応急対策委員

2. 児童生徒の引渡し及び待機
- | | |
|-------|---|
| Point | <input type="checkbox"/> 児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引渡すかは、地震の規模や被災状況により判断すること（他の災害でも同じ）。
<input type="checkbox"/> 引渡しの基準等について、保護者に対する周知徹底を図ること。
<input type="checkbox"/> 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと。（一斉メール/HP/災害伝言ダイヤル等）。 |
|-------|---|

◎引渡しのルール（例）

状況	基準
震度4以下 <input type="checkbox"/> 状況に応じて下校（地区ごと集団下校等）。 <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。	学校を含む地域の震度 <input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

- 引渡しにおける留意事項
- 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。
 - 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。
 - 児童生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。
 - 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは、保護者とともに学校に留置くなどの対応も必要である。
 - 引渡しカード（緊急連絡先届）等を活用し、引受人や連絡先を把握しておく

◎引渡し手順（例）

	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（児童生徒等待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 引渡しカード準備 ② 児童生徒を待機場所へ移動
引渡し		③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない児童生徒の保護 【学校待機の留意点】 <input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 児童生徒の身体的・精神的ケア	⑥ 引渡しが完了していない児童生徒の保護

【参考】緊急時引渡しカード

緊急時引渡しカード		年 組 番 氏名	(男 女)
学年・組・氏名	年 組 番 氏名		(男 女)
住所	〒		
上記住所における避難所等	(避難場所) (避難所)		
本校在学兄弟等	年 組 番 氏名	(男 女)	(男 女)
	年 組 番 氏名	(男 女)	(男 女)
緊急時の引受人（実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む）			
順位	引受人	本人との関係	連絡先
1		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
2		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
3		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
大枠内は引受人が署名			
引受人署名		引渡し日時	引渡した教職員
		月 日 時 分	
引渡し後の連絡先（ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外）			

3. 校外活動における危機未然防止対策

◎事前の検討・対策（例）

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講ずることとする。

校外活動全般	
<ul style="list-style-type: none"> 校外活動先における地蔵固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減することともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 事前の下見で、現地で被災した場々の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（ABD配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在任教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 一人で避難できない児童生徒への対応について検討する。 	
<p>宿泊を伴う活動・食に関係する活動* (食物アレルギー対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーをもつ児童生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 エビペン[®]等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> エビペン[®]等持参薬の使用方法的再確認 迅速可能な医療機関の事前調査 円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用意 	

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童生徒同士の手当のおかずやおやつとの交換）、社会科見学、豆まき、稲物の栽培、給食ではない朝食を伴う活動（PTA主催イベントの機織店など）、アレルゲンとなる食品の清掃 等

◎校外活動の携行品 (例)

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- 緊急連絡体制表
- 児童生徒名簿 (緊急連絡先を含む)
- 訪問先の地図等 (遊覧経路・避難場所)
- 緊急搬送先医療機関の情報
- 携帯用救急セット
- 携帯電話・スマートフォン
- モバイルバッテリー
- 携帯ラジエータ
- 笛 (危険を知らせるため)

◎校外学習開始時の対策 (例)

- 校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。
- 現地に到着直後に、引率職員間 (必要に応じて児童生徒も含む) で、緊急時の対処方法を確認する。
 - 校外活動開始時に、児童生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - (食物アレルギーを持つ児童生徒がいる場合) 弁当のおかずやおやつを交換しないこと
 - 学校側では、職員室の〇〇 (掲示場所) に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-サンプル編 (文部科学省) より

4 章 傷病者発生時の対応について

1. 傷病者発生時の基本の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傷病者発生時の初期対応における救急・緊急連絡の手段・体制について、簡潔・具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> 一次救命処置の方法、留意点を簡潔・具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> AEDの使い方について、教職員に対する研修を行うこと。
-------	---

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-解説編 (文部科学省)

◆ 傷病者発生時の基本の対応

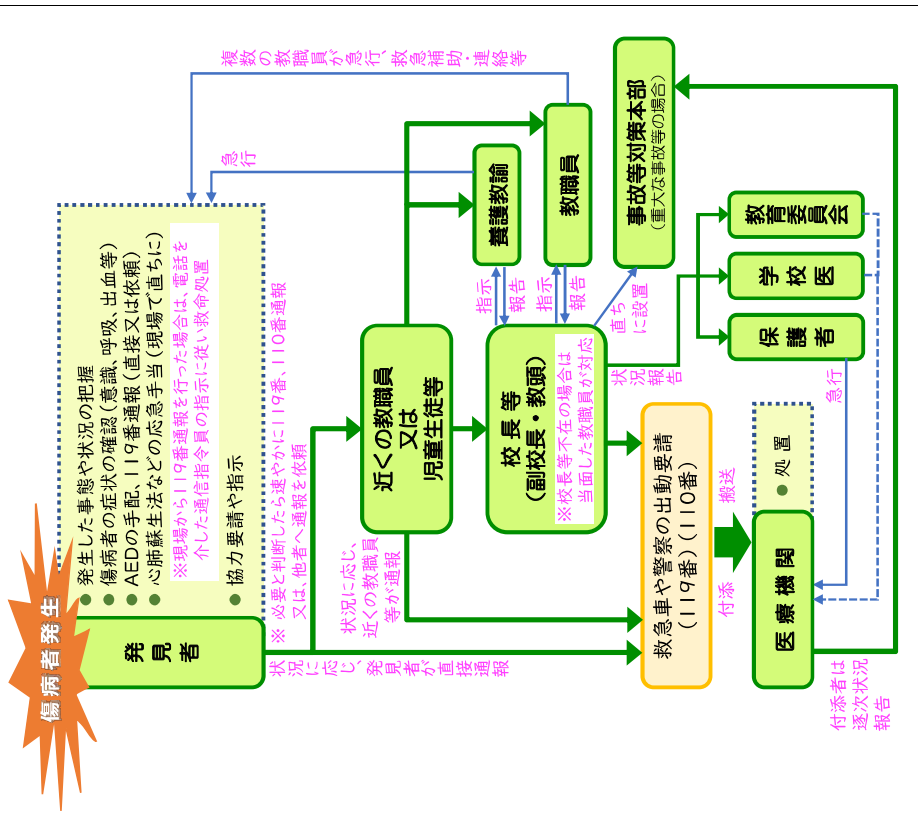
事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請等を行うことが重要です。
このための基本の対応については、次ページの例に示すように、1枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめとめておくことが望まれます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発見者の役割 (状況把握、症状確認、応急手当、協力要請、指示等) <input type="checkbox"/> 救命処置の優先 (管理職への報告よりも優先する) <input type="checkbox"/> 複数の教職員等による対応 (応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊誘導、記録等の役割分担) <input type="checkbox"/> 119番、110番の通報者 (必要な場合は発見者など管理職以外も通報) <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 (第一報、第二報の連絡) <input type="checkbox"/> 学校設置者への第一報 (※) <input type="checkbox"/> 学校医への連絡 	<p>【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項 (例)】</p>
---	--------------------------------------

※学校事故対応に関する指針 (毎年当初に県教委から通知) に基づき報告すること。

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきましょう。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておくことが有効です。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

事故災害発生時の対応、救急及び緊急連絡体制の一例
 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成

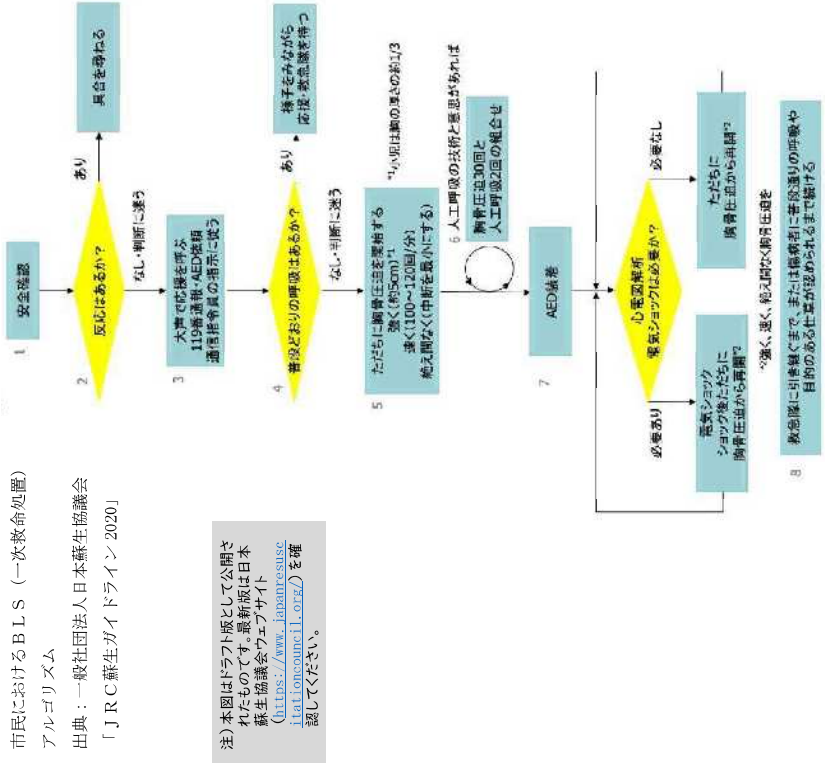


一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の詳細なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通して身に付けておきましょう。

- 【一次救命処置を行う上での留意点】
- 意識や呼吸の有無がわからないときは、例え「死戦期呼吸」がみられる場合もあること ※
 - 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること ※
 - 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
 - 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
 - AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

※死戦期呼吸とは、しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸で「普段どおりの呼吸」ではない



市民におけるBLS（一次救命処置）

アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会

「JRC蘇生ガイドライン 2020」

注）本図はドラフト版として公開されたもので、最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト（<http://jrcs.jp/aweb/index.aspx>）（<http://longsume.jp/02/>）を確認してください。

2. 頭頸部外傷発生時の対応

Point

□ 頭頸部外傷が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めていること。

学校の「危機管理マニュアル」等の整備・見直しガイドライン一解説編（文部科学省）

◆ 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられた頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒等で頭部を打撃した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なものにも留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておくこと、より適切な対応が可能となるでしょう。

頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童生徒等に対する注意事項

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。^{※1}
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。^{※2}
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさずに速やかに救急車を要請する。^{※3}
- 練習・試合への復帰は慎重に。^{※4}

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合ももちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも2時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳への損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後も急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きる場合があります。

※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸髄や頸椎損傷を起している可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人が抱えようまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭部に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。

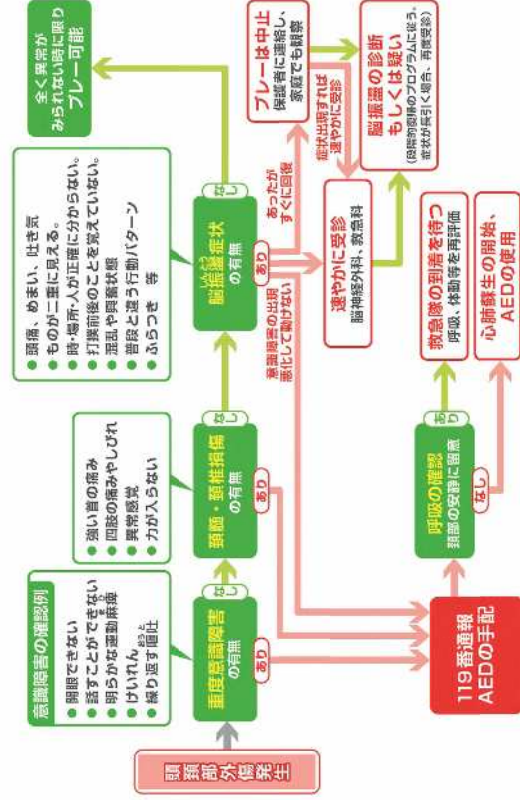


頸部等の損傷に注意する。
両手で両手の頭を固定する。

※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起ることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(GRT: Graduated Return to Play)のプロトコルに沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから24時間経過（ステップ1）したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経過したら完全に完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している冊子を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



3. 熱中症の防止対策及び発生時の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症を予防するために取るべき措置について、判断方法・判断基準や留意点等を具体的に定めていること。 熱中症が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めていること。
-------	--

学校の「危機管理マニュアル」等の整備・見直しガイドライン・サンプル欄（文部科学省）

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	暑球温度 (注1)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外に運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。	
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃	31～35℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	28～31℃	強い生活活動で起こる危険性	暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減又は中止。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するの注意。	

- (注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より、同指針補足 *乾燥指数(気湿)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ラング程度低い環境条件での運動指針を適用する。
*乾燥指数は個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」 <https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tahid922.html>

(2) 熱中症防止の留意点

校長は各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 急激な暑さ、高い湿度：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 衣服の状況等：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくいのが、実際には発汗しているため気が付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童生徒に対し以下の指導を行うことにより熱中症の未然防止に努める。

<ul style="list-style-type: none"> 暑い日には帽子を着用する、薄着になる、運動するときにはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。 暑い日の運動前は、自らの体調が確認できるような表を用意するなど、児童生徒の体調管理に努めること。 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異常を感じた場合には、躊躇なく申し出ること。

学校の「危機管理マニュアル」等の整備・見直しガイドライン解説編（一部改変）

◆ 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に至結することももある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載していただきます。その際、以下のような情報も併記しておくこと、より迅速・的確な対応が可能となります。

- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤、水のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請、連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上での留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

熱中症の応急処置フロー（例）

山典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」(スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）) (令和2年12月)



熱中症は、症例によっては急速に進行し重症化するため、救急搬送先の医療機関で迅速に検査・治療を開始することが望まれます。救急搬送の付添者は、発症までの経過や発症時の状況等を伝える必要がありますので、次表等を参考にした「発症時状況伝達様式」を定め、これを用いて医療機関に情報提供するとよいでしょう。

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」を一部改変

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

- ①様子がおかしくなるまでの状況
- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
 - ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
 - ・気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）
 - ・何時間その環境にいたか（ ）時間
 - ・活動内容（ ）
 - ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
 - ・帽子はかぶっていたか 無 有
 - ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）
- ②不具合になったときの状況
- ・失神・立ちくらみ 無 有
 - ・頭痛 無 有
 - ・めまい（目が回る） 無 有
 - ・のどの高さ（口渇感） 無 有
 - ・吐き気・嘔吐 無 有
 - ・倦怠感 無 有
 - ・四肢や腰筋のこむら返り（痛み） 無 有
 - ・体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
 - ・脈の数 不規則 速い（ ）回/分
 - ・呼吸の状態 不規則 速い（ ）回/分
 - ・意識の状態 目を開けていない ウトウトしがち 刺激で閉眼 開眼しない
 - ・発汗の程度 極めて多い（たらたら） 多い 少ない ない
 - ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
 - ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）
- ③最近の状況
- ・今シーズンいつ頃から活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
 - ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
 - ・睡眠が足りているか 充分 不足
 - ・風邪を引いていたか 無 有
- ④その他
- ・身長・体重（ cm kg）
 - ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
 - ・いままでに熱中症【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】病名（ ）
 - ・現在服用中の薬はあるか 無 有
 - ・種類（ ）

4. 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ アレルギー疾患をもつ児童生徒等に関する情報の把握・共有・管理方法について具体的に定めること。 □ エピペンを使用する児童生徒等に関する情報の把握・共有を行うこと。 □ エピペンの使用について、教職員に対する研修を行うこと。 □ 食物アレルギー、アナフィラキシーを予防するための措置について、具体的に定めていること。 □ 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した（又は疑われる）場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めていること。
-------	--

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-サンブル編（一部改変）（文部科学省）

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組
 校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

◎対応委員会（例）

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長・教頭	校長の補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭・副校長の補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・重篤の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> * 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、県及び市町教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 * 食物アレルギー対応委員会を設置する。 * 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 * 関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態や個別の取組プランを情報共有する。 * 緊急措置方法等について共通理解を図る。 * 学級担任が不在のときカギボードに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒等のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 * 食物アレルギーを有する児童生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 * 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 * 他の児童生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 * 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

(3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下图のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会等の機会が出发点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童生徒等の把握	<p>(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。</p> <p>(B) アレルギー疾患の児童生徒等に対する取組について、相談を受け付ける旨の保護者通知を配付する。</p>	11月～3・4月
2. 対象となる児童生徒等の保護者への管理指導表の配付	<p>○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。</p> <p>○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。</p>	11月～3・4月
↓	<p>① 主治医による管理指導表の記載</p> <p>② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出</p> <p>③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼</p> <p>④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出</p>	
↓	<p>○校長、副校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校内での取組の検討・具体的準備</p>	1月～3月・4月

○ 養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。		
① 個々の児童生徒等の病型・症状等に応じた緊急体制の確立（医療機関・保護者との連携）		
② アレルギー取組対象児童生徒等の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など		
○ 「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月	
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童生徒等の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じて保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じて、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指図書表の配付等	配慮・管理を継続する児童生徒等の保護者に対し、次年度に活用する管理指図書表を配付する。	2月～3月

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年版改訂》」p.14を基に作成

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー疾患等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指図書表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポーターに入るとする教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】詳細な献立表対応	*最も誤食事故が起きやすい対応のため、配付された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】弁当対応	*持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。

【レベル3】除去食対応	*配付された献立内容を確認する。
【レベル4】代替食対応	*対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでアレルギー症状を引き起こす児童生徒等がいることを念頭に「取組プラン」に基づき対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	*家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際に、それらの食物アレルギーを有する児童生徒等に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	*卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により、顔面の腫脹など症状を引き起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	*リサイクル体験などで児童生徒が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する必要があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童生徒にとつては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
ソバ打ち・うどん打ち体験	*ソバ打ち・うどん打ち体験は、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけ練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童生徒にとつては注意が必要である。
小麦粘土を使った図工授業	*うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとつて問題になることがある。 *小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童生徒がいる。 *小麦アレルギーの児童生徒等が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(7) 当事者以外の児童生徒等に対する説明

アレルギー疾患の児童生徒等への取組を進めるに当たっては、他の児童生徒等からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童生徒等に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒等の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童生徒等及び保護者の意向も踏まえて決定する。

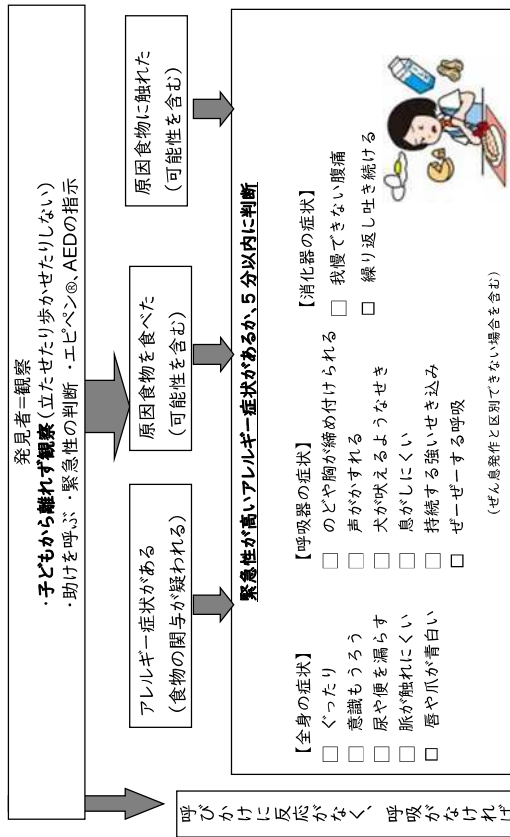
また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについて的基本的な理解を促す指導を行う。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン解説編（一部改定）（文部科学省）

◆ 食物アレルギー発生時の対応

学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間で重症な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エビデンの使い方や、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

● アナフィラキシー発症時の対応の流れ



緊急性が高いアレルギー症状への対応 チームワークが大切

- 救急車を要請(119番通報)
- ただちにエビベン®を使用
- 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う → AEDの使用
- その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない!

<安静を保つ体位>

意識もうろうの場合
ぐったり、意識もうろうの場合
血圧が低下している可能性があるため、おお向けで足を15〜30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合
呼吸が苦しく、おお向けにならない場合

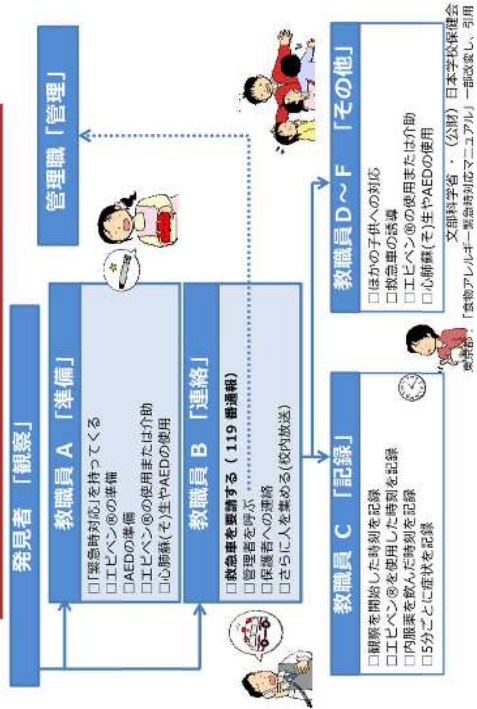
呼吸を楽にするため、上半身を起こし、後ろ向きにさせる

【文部科学省(公財)日本学校保健会「緊急時の対応」から引用・参照】

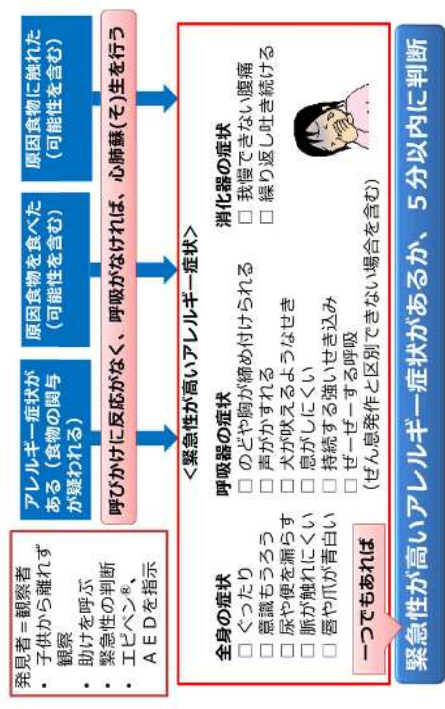
チームワークが大切(役割分担)

準備	連絡	記録	その他
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応マニュアルの準備 <input type="checkbox"/> エビベン®の準備 <input type="checkbox"/> エビベン®の使用又は解除 <input type="checkbox"/> AEDの準備	<input type="checkbox"/> 観察の要請 <input type="checkbox"/> 管理職を呼ぶ <input type="checkbox"/> 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 観察の開始時間 <input type="checkbox"/> エビベン®を使用した時間 <input type="checkbox"/> 5分ごとの症状 <input type="checkbox"/> 内服薬を飲んだ時間	<input type="checkbox"/> ほかの子どもへの対応 <input type="checkbox"/> 救急車の誘導

学校内での役割分担



緊急時の対応



【文部科学省(公財)日本学校保健会「緊急時の対応」から引用・参照】

東原謙: 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用 文部科学省(公財)日本学校保健会

エビペン®の使い方

- ① ケースから取り出す
ケースのカバーキャップを
開けエビペン®を取り出す
- ② しっかり握る
オレンジ色のニードルカ
バーを下に向け、利き手で
“グー”で握る！
- ③ 安全キャップを外す
青い安全キャップをははずす
- ④ 太ももの外側に注射する
太ももの外側に、エビペン®
の先端(オレンジ色の部分)
を軽く当て、“カチッ”と音
がするまで強く押しあて、
そのまま5つ放える
注射した跡すくに抜かない！
押しつけたまま5つ放える！
- ⑤ 確認する
エビペン®を太ももから離
しオレンジ色のニードルカ
バーが伸びているか確認す
る
伸びていない場合は
「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの
先端は、注射が出るところ
です。絶対に指や手等で触れたり、
押しつたりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
取組名：「学校アレルギー疾患対策の推進」(2017年度) 改訂版、引用

【文部科学省(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」】

エビペン®の使い方

介助者がいる場合

介助者は、子供の太ももの付
け根と膝をしっかり押さえ、
動かないように固定する

服の上から注射できます
が、注射部位を触つて、縫
い目がないこと、ポケット
の中に何も入っていないこと
を確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)
よりやや外側に注射する

あお向けの場合

座位の場合

取組名：「学校アレルギー疾患対策の推進」(2017年度) 改訂版、引用 文部科学省・(公財)日本学校保健会

【文部科学省(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」】

5章 交通事故対応について

1. 交通事故発生時の対応

Point
□ 登下校中等に児童生徒等が関わる交通事故が発生した場合の初期対応について、簡
深・具体的に定めている。

登下校中等で交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっ
ては、被害に遭った児童生徒等と行動を共にしていた児童生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあ
るかもしれません。

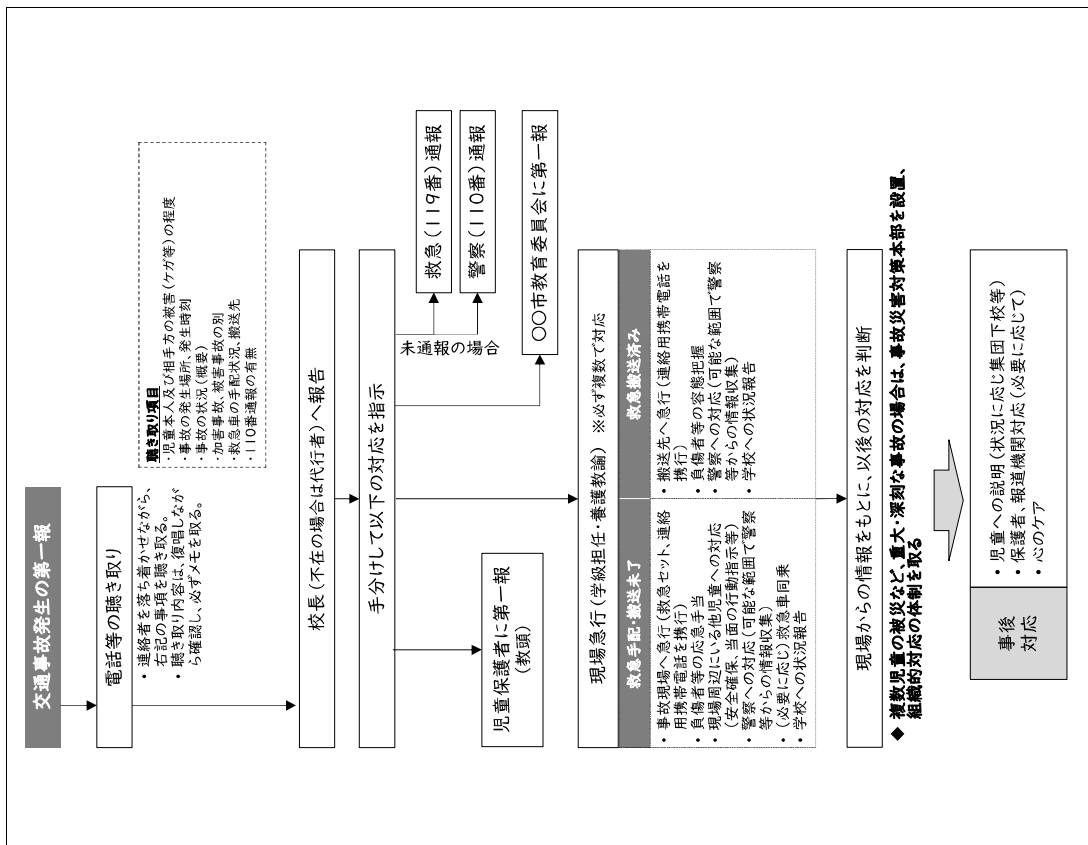
このため、交通事故発生第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から
119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事
故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行
したりします。現場周辺に他の児童生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場
には複数の教職員が向かうことが望まれます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよ
う、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう。

自転車や自動車・二輪車での通学が認められている学校の場合は、児童生徒等が交通事故の被害者ではなく加害
者となってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者
として児童生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、児童生徒等が自らの力で適
切な対応が取れないこともありますので、事故後に児童生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合に
は、支援・指導を行うことが必要です。

また、交通安全教室等の機会を利用して、事故発生に取るべき対応や責任について、事前に指導することも
必要です。

◆ 交通事故発生時の対応フロー



6章 犯罪被害対応について

1. 不審者侵入事案の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> □ 不審者侵入を防止するための校門等の利用方法や施設管理、来校者管理等の対策について具体的に定めている。 □ 校内に不審者が侵入した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 □ 校内にいる教職員・児童生徒等に不審者侵入を知らせ、対応（避難・待機等）を指示するための具体的な方法（緊急放送の文案等）を定めている。
-------	--

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（一部改変）（文部科学省）

◆ 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階視点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりがちですので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施設管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せてまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施設管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう左札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

段階	具体的の方策（例）
① 校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定、フェンス等の設置 等
② 校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③ 校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 防犯カメラの設置 等

※危機管理マニュアルは、不審者侵入時の対応についても記載されているものであるため、マニュアルそのものの管理に留意することも重要である。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-サンブル編（一部改変）（文部科学省）

◆ 犯罪被害者防止に関する日常管理（例）

- (1) 校門及び校舎入口の管理（例）
 通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童生徒に徹底させる。

時間	児童生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 〇〇時〇〇分～〇〇分	<input type="checkbox"/> 児童生徒は校庭門から登校する。 <input type="checkbox"/> 施設担当教職員が、校庭門を〇時〇〇分に解錠し、〇時〇〇分に施錠する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する。	<input type="checkbox"/> 常に正門横の通用口を使って出入りする。
授業中	<input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。	
下校時間 *曜日・学年により時間帯は異なる	<input type="checkbox"/> 施設担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。	
下校時間後	<input type="checkbox"/> 正門横の通用口より出入りする。	

- (2) 来校者の管理（例）

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るように努める。

<input type="checkbox"/> 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。 <input type="checkbox"/> 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室設置の来校者予定表に記入する。 <input type="checkbox"/> 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求めめる。 <input type="checkbox"/> 一般来校者には来校者胸章を1人1つ配付し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求める。 <input type="checkbox"/> 保護者には、年度初めに配付する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。 <input type="checkbox"/> 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。
--

- (3) 巡視・巡回（例）

校内の巡視	<input type="checkbox"/> 通常授業日は、毎日始業前・授業中・業中・業後の休み時間・昼の休み時間・放課後の計〇回、当日の〇〇担当教職員が「校内巡視チェックリスト」を用いて巡視を行う。 <input type="checkbox"/> 登下校時の巡視 別に定める「巡視担当表」に基づき、担当教職員が学校周辺の巡視を行う。 また、毎月第1〇曜日には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。
校外の巡視・巡回	<input type="checkbox"/> 通学路の合同点検 「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、P.T.A.・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。 <input type="checkbox"/> 校区内パトロール P.T.A.の協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施する。 <input type="checkbox"/> 地域見守り 「子ども110番の家」「子ども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童生徒の見守り活動を実施する。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-解説編（一部改変）（文部科学省）

◆ 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入りたり、立ち入りろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求め等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

また、特に不審者が校内に侵入してしまっただけの場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

不審者対応の留意事項（例）
<input type="checkbox"/> 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。 <input type="checkbox"/> 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。 <input type="checkbox"/> 相手を刺激せず、落ち着かせるような声掛けを行う。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等から不審者をできる限り遠ざける。 <input type="checkbox"/> 相手に背を向けない、相手が持っている荷物等から目を離さない。 <input type="checkbox"/> 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。 <input type="checkbox"/> 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。 <input type="checkbox"/> 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所でも事件発生の可能性もある）。 <input type="checkbox"/> 防犯は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

2. 登下校時の不審者事案

Point	<input type="checkbox"/> 近隣での事件や不審者等の発生情報を得た場合における、対応とその判断基準、関係機関との連携について、具体的に定めている。
-------	--

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-解説編（一部改変）（文部科学省）

◆ 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の児童生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられた場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事案が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っていないか、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中なのかなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への嫌がらせや脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、児童生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めおきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、

危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（一部改定）（文部科学省）

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童生徒等への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

- ※ 緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合
 - ※ 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
 - ※ 登下校中の児童生徒が不審者に襲われケガをした。
 - ※ 不審者が登下校中の児童生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
 - ※ 登下校中の児童生徒が金品を奪われた。
 - ※ 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
 - ※ その他、学校近隣において児童生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の児童生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、〇〇市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた児童生徒への連絡を行う。

ケース	発生時間帯	児童生徒	教職員
通学路上で児童生徒が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅・学校・付近の「子ども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする）のうち、最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）児童生徒は学校待機→保護者引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災児童生徒の居場所へ急行（学級担任） ● （未通報の場合）110番通報等 ● 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	学校待機→保護者引渡し	
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難 学校に残る児童生徒は集団下校	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
	登校前	集団登校（又は保護者送迎）	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて通学路の巡回

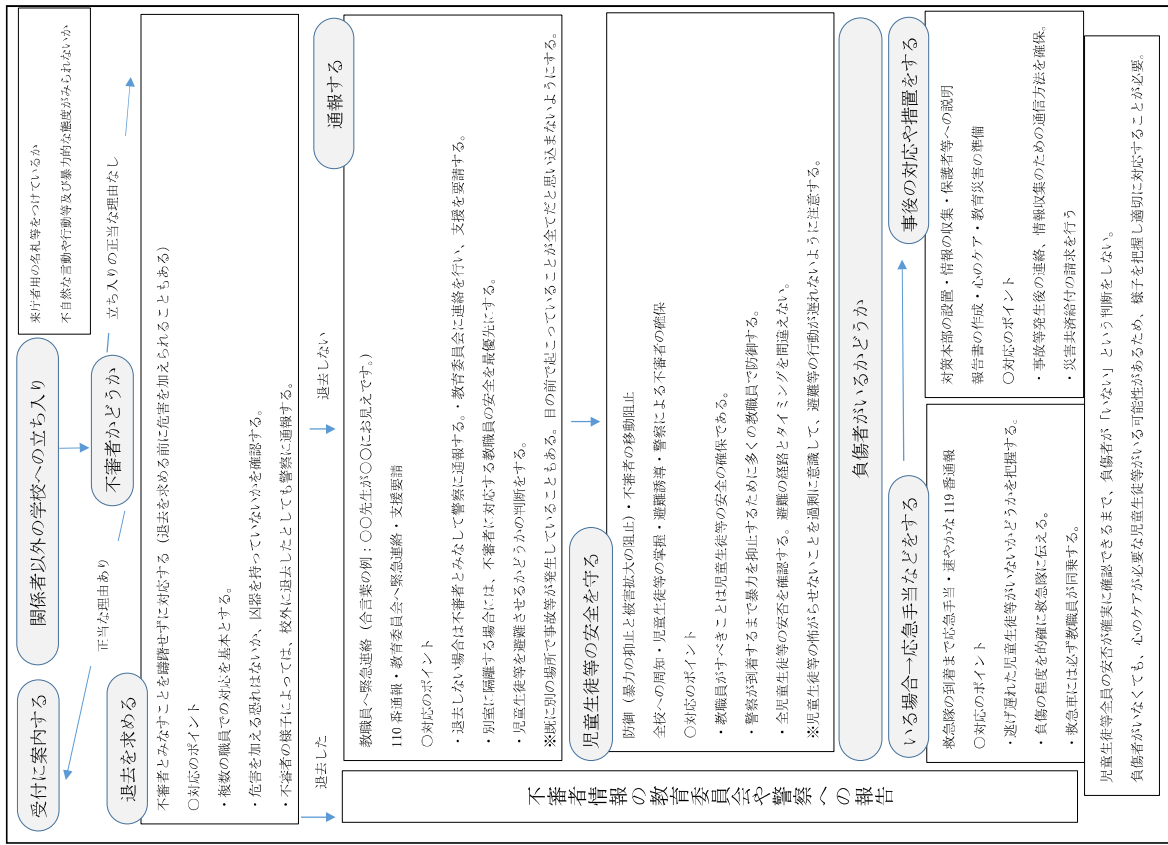
(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において児童生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

◎各関係機関等との連絡・協力依頼（例）

	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
〇〇県（市町）教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ※ 発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・交換要請 ※ 近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼
警察（〇〇警察署）	<ul style="list-style-type: none"> ※ 地域パトロール等の要請 ※ （未通報の場合）110番通報
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ※ 発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ※ 引渡し等への対応依頼 ※ 登下校中の見守り依頼
地域ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ※ 発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ※ 登下校中の見守り、通学路パトロールの要請
：	：
：	：

◎不審者侵入時の対応フロー（例） 学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）より



3 学校への犯罪予告への対応

Point □ 学校への犯罪予告や校内に不審物があつた場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。

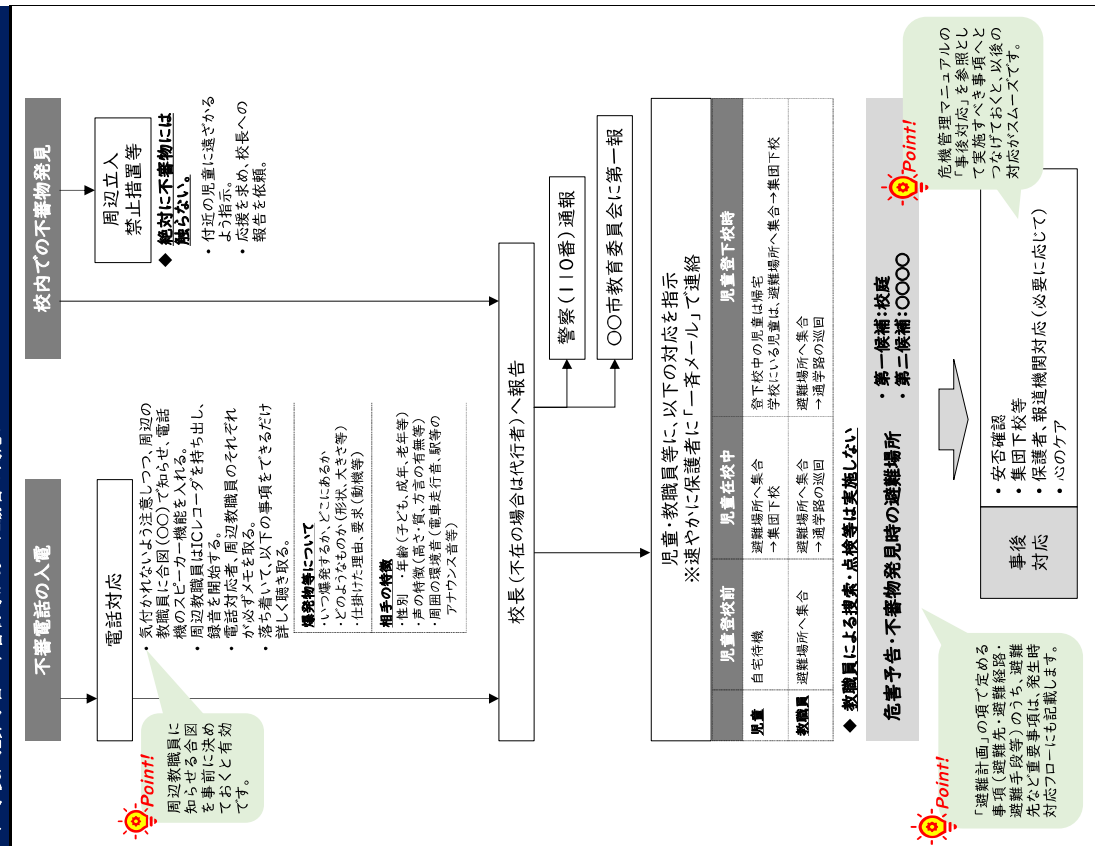
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン解説編（一部改変）（文部科学省）
◆ 学校への犯罪予告等への対応

学校に対して爆破予告等の犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、児童生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。犯罪予告等は電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があつた場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理しておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。児童生徒等を遠ざけるなど、その場で取り扱うる安全確保も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、児童生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて児童生徒等・教職員へ指示する事項等を、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の捜索、不審物対応等は教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ決めておきましょう。

犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくことで良いでしょう。

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



7 章

学校再開について

1. 教育活動の再開に向けた流れ

Point	□ 災害発生後から教育活動の再開に向けた流れを理解すること。
-------	--------------------------------

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化（学校再開）のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

◎教育活動の再開に向けて必要な取組（例）

I 教育環境の維持と整備	⑤ 教育活動再開についての検討、決定 ⑥ 遺族対応 ⑦ 報道対応
① 災害対策本部の立ち上げ ② 教育活動再開に必要な教室の確保 ③ 非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理 ④ 避難所開設及び運営支援	
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	④ ライフラインの状況確認 ⑤ 破損箇所の修繕の申請、依頼
① 災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等） ② 飲料水、食料、寝具等の調達、管理 ③ 救援物資の受け取り、仕分け、保管 等	
III 傷病者の対応と児童生徒の心のケア	④ 職員研修の実施 ⑤ ストレス反応が出ている児童生徒への対応
① 組織体制、役割分担 ② 児童生徒の健康チェック ③ 心のケア委員会の設置	
IV 児童生徒の安否確認と被災状況確認	③ 安否不明児童生徒の捜索、救助 ④ 保護者への引渡し
① 児童生徒が避難予定の避難所を把握 ② 児童生徒の状況と健康状態の把握	
V 教職員の安否確認と被災状況確認	
① 教職員が避難予定の避難所を把握 ② 教職員の健康チェック	
VI 外部機関との調整	
① 教育委員会との連絡、調整 ② 給食再開に向けての準備、献立等の検討 ③ スクールバスの手配	

●学校再開に向けた校内組織対応

- 発災直後の応急体制（本マニュアル2章参照）と教育活動の早期正常化（学校再開）を両立できるように
- 以下に示した日数は、発災から1か月程度で学校を再開するための目安であり、出来る限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> □ 災害に関する情報収集 □ 通信手段の確保（防災無線等） □ 情報の発信（学校HP、一斉メール等） □ 情報の被害情報、休校情報等 □ 学校の被害情報、休校情報一斉メール等） □ 市の災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 □ 児童生徒及び教職員の被害状況の集約 □ 関係機関との協力体制の確立 □ 危険箇所の集約、応急処置の依頼 □ 報道対応 □ 避難対応 □ 《住民等対応》 □ 避難所運営支援 □ 市町職員、自主防災組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 災害に関する情報収集 □ 情報の発信（学校HP、一斉メール等） □ 学校の被害情報、休校情報等 □ 教育委員会と復旧方針と再開場所の調整 □ 学校再開日の検討 □ 応急教育、カリキュラムの検討・作成 □ 給食再開の検討 □ スクールバス運行の検討 □ 報道対応 □ 避難対応 □ 《住民等対応》 □ 避難所運営支援 □ 避難所縮小・解消に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> □ 災害に関する情報収集 □ 情報の発信（学校HP、一斉メール等） □ 学校再開場所、再開日の決定 □ 応急教育計画の作成（教材等の確保・手配） □ 給食再開計画の作成 □ 報道対応 □ 避難対応 □ 《住民等対応》 □ 避難所運営支援 □ 避難所縮小・解消に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校再開に関する保護者説明会 □ 教育活動再開の連絡（学校HP、一斉メール、連携等） □ 災害対策本部調整 □ 避難所縮小・解消開始 □ 報道対応 □ 連絡対応 □ 《住民等対応》 □ 避難所運営支援 □ 避難所縮小・解消に向けた協議
児童生徒・保護者対応班	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭訪問、避難所巡回 □ 安否確認、居場所（避難先等）の確認 □ 引渡し完了していない児童生徒の避難生活支援 □ 保護者等への引渡し □ 児童生徒の被災状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭訪問、避難所巡回 □ 健康観察・怪我の有無 □ 児童生徒の心身の状態把握 □ 被災状況の把握（家族を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭訪問、避難所巡回 □ 児童生徒の心身の状態把握 	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭訪問、避難所巡回 □ 児童生徒の心身の状態把握

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
搬入・搬出	<ul style="list-style-type: none"> □ 非常持出品、重要書類等の管理 □ 物の管理 □ 必要な用品、教材の調査 □ 物資（食料、学用品等）の受入、管理 	<ul style="list-style-type: none"> □ 非常持出品、重要書類等の管理 □ 学用品等の確保 □ 物資（食料、学用品等）の受入、管理 	<ul style="list-style-type: none"> □ 非常持出品、重要書類等の管理 □ 学用品等の確保 □ 物資（食料、学用品等）の受入、管理 	<ul style="list-style-type: none"> □ 非常持出品、重要書類等の管理 □ 学用品等の確保 □ 物資（食料、学用品等）の受入、管理
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> □ 被害状況、危険箇所の調査（含写真撮影） □ ライフラインの状況確認 □ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 □ トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け □ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） □ スクールバス運行ルート等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> □ 被害状況、危険箇所の調査 □ 学校周辺、通学路の安全点検 □ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 □ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） □ ライフラインの復旧状況の確認 □ スクールバス運行ルートの検討 	<ul style="list-style-type: none"> □ 被害状況、危険箇所の調査 □ 学校周辺、通学路の安全点検 □ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 □ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） □ ライフラインの復旧状況の確認 □ スクールバス運行ルートの検討 	<ul style="list-style-type: none"> □ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） □ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 □ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） □ 給食再開に向けての準備 □ 給食再開に向けた準備 □ ライフラインの復旧状況の確認 □ スクールバス運行ルートの検討
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> □ 負傷者の応急手当（救傷） □ 応急処置（搬送） □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 負傷者の応急手当（救傷） □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 負傷者の応急手当（救傷） □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 教職員の健康状態の確認 □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携
救護班	<ul style="list-style-type: none"> □ 負傷者の応急手当（救傷） □ 応急処置（搬送） □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 負傷者の応急手当（救傷） □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 負傷者の応急手当（救傷） □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □ 教職員の健康状態の確認 □ 急病人、体調不良者の対応 □ 学校医、関係医療機関との連携 □ 心のケア班との連携
心のケア班	<ul style="list-style-type: none"> □ 心のケアに向けての組織体制・役割分担 □ スクールカウンセラー派遣のための調査 □ 児童生徒及び教職員の健康チェック □ 児童生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童生徒及び職員員の健康チェック □ 児童生徒への対応 □ 心のケアに関する資料の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童生徒及び職員員の健康チェック □ 児童生徒への対応 □ 心のケアに関する資料の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童生徒及び職員員の健康チェック □ 児童生徒への対応 □ 心のケアに関する資料の作成、配布

2. 心のケア

Point	<p>□ 児童生徒のストレス反応には個人差があり、時間経過や年齢等によっても異なるので、特徴を理解しておくこと。</p> <p>□ 教職員の定期的な休息に配慮し、負担を控え込むことがないよう役割を分担して実施すること。</p>
-------	---

● 児童生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起したり、ぐずったりする。



小学生の特徴

- 朝にまとわりつくなど子どもが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 言葉にないことを言うことがある。

中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、ストレス反応の表れ方はそれぞれです。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れるとされています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすぐくシヨックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

● 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。

状態変化の把握

一見、元氣に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。



●心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声をかけてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1か月以上続いたり、悪化していく場合は、専門家や医療機関に相談しましょう。

支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期間に亘って積極的な休息をとりましょう。

- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 独りで抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）

●児童生徒の健康チェック

「健康チェックシート」（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

健康チェックシート

年 組 番 男 女 名前																							
No	健康状態（健康チェック項目に相当）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	対応
1	食欲がない																						無理をしないで、本人の好みを摂取する。水分はこまめに摂る。
2	眠れない																						苦痛を和らげる手段をとり、話を聴いたりして安心感を与える。
3	眠気が強い、うとうとする																						症状が通園以上続く場合は、医療機関に相談する。
4	体の痛み（頭痛、腰痛など）																						発災前から悪化している場合は、継続して治療が必要。薬が切れあわてることがないように早めに早めの受診を勧める。
5	吐き気がする																						（平素時の症状より悪化する場合は、注意深く観察）
6	下痢をしている																						
7	皮膚がかゆい																						
8	発汗の回数が増える																						
9	体重減少あるいは急激な体重増加																						
10	家に帰りにくい																						・叱責罰は禁物。気持ちを落ち着かせること、素直な気持ちを認めるようにする。
11	学校に行きたくない																						・時間を取って相手をする。深い寝るなど、安心・安全な生活を送られるようにする。
12	怖いこと心配事がある																						
13	落ち着きがない																						
14	ぼんやりすることが多い																						・症状が強かったり、表引いたり、ひどくなつていくようであれば、医療機関に相談する。
15	イライラしている																						（変化ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する）
16	元気がなく、意欲が低下している																						下記参照
17	ハイテンションである																						最初には症状が目立たなかったり、2、3ヵ月後に現れるケースもある。
18	あまり話さなくなった																						被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい
19	物事に敏感になる																						
20	人が進んだように見えることがある																						
21	にだわりが強くなる																						
22	ハニツクの回数が増える																						
23	薬の服用がきていない																						

●急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出ししたり、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
体験を連想されるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く等

●災害時の心のケアに関する実施事項（例）（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

担当	役割 (危機管理に対する啓発)	災害発生後 (安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立)	
		在校避難生活～引渡し	避難生活～学校再開
心のケア委員会 管理職・その他の職員	状況の把握 ・心のケアに対する対応の検討、マニュアルの作成 ・危機管理に対する啓発 ・児童生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 ・心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備	心のケア委員会の開催 ・児童生徒の心身健康状態の把握と情報の共有 ・心のケアについて対応方針の決定と共通理解 ・児童生徒が安心して暮らせる生活環境の整備 ・校舎内の被災状況や衛生状況の確認 ・心のケアに向けて組織・体制・役割分担確認	心のケア委員会の開催 ・学校再開後の方針立案 ・活動内容 ・安心できる環境整備等 ・地域の関係機関との協力体制の確立 ・県教育委員会 ・医療機関 ・民生委員 ・保健師
	職員へのケア	教職員被災状況確認	教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
保健主事・養護教諭	心のケアに関する研修の実施	心のケアに関する研修の実施	学校再開後の心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備
	児童生徒へのケア	学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り ・体調不良、怪我等への対応 ・児童生徒の健康チェック担任サポート ・学校医、スクールカウンセラーとの情報共有	心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ・個別のケースについて、担任へのアドバイス ・学級担任からの情報集約、心のケア委員会への報告
学校医 S C 等	専門的対応	学校の被災状況、対応、児童生徒の状況の確認	職員へのアドバイス等 ・児童生徒や保護者との個別面談 ・必要に応じて専門機関への紹介
学級担任	児童生徒の心のケア	児童生徒の健康・行動の観察 ・児童生徒の健康管理 ・養護教諭との連携 ・安心して暮らせる環境づくり	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 ・保護者との連携 ・教職員間の情報共有

	学校再開から1週間まで	学校再開から1ヶ月まで	再開1ヶ月から6ヶ月まで
	状況の把握／判断・方針の指示	心身の健康状態の把握と支援活動 ・児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・家庭での様子の調査 ・相談希望調査 ・教職員間の情報共有 ・保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 ・心のケアに関する講話 ・教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	心身の健康状態と中心的な心のケア ・児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・心身に支障をきたした児童生徒への対応 ・保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 ・医療機関等との連携 ・二次的被害防止への対応 ・学年等で取り組む心のケアの企画
職員へのケア	教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
職員研修	心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ・校内研修の準備	心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ・校内研修の準備	心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ・校内研修の準備
児童生徒へのケア	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・保健だより等の開発資料 ・学校医専門機関との連携	心身の健康状態の把握 ・児童生徒への質問紙調査 ・個別面談希望調査 ・保健だより等の開発資料 ・学校医専門機関との連携	心身の健康状態の把握 ・個別面談希望調査 ・心のケアの継続支援 ・保健だより等の開発資料 ・学校医専門機関との連携
専門的対応	職員へのアドバイス等 ・児童生徒や保護者との個別面談 ・必要に応じて専門機関への紹介	職員へのアドバイス等 ・児童生徒や保護者との個別面談 ・必要に応じて専門機関への紹介	職員へのアドバイス等 ・児童生徒や保護者との個別面談 ・必要に応じて専門機関への紹介
児童生徒の心のケア	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・保護者との連携 ・教職員間の情報共有	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 ・保護者との連携 ・教職員間の情報共有	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・保護者との連携 ・教職員間の情報共有 ・心のケアを図る学級経営

<県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成24年度以降）>

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル」及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し、基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、東日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の視点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
R1	静岡県学校安全教育目標 命を守る力を育てる ～学校安全計画推進のため に～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の観点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
R1	静岡県危機管理マニュアル 作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各学校の危機管理マニュアル作成の一例となるよう手引き形式で内容を再編集した。

<参考文献（リーフレット等を含む・順不同）>

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に（文部科学省）
- ・緊急地震速報一地震による強い揺れを事前にお知らせ（気象庁）
- ・津波防災（気象庁）
- ・津波から命を守るために（気象庁）
- ・命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・雨と風（気象庁）
- ・噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡大学防災総合センター）
- ・静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・原子力防災のしおり 平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）
- ・伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・はまどくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）
- ・南海トラフ地震一その時の備え一 令和元年6月（気象庁）
- ・防災気象情報と警戒レベルについて 令和元年6月（気象庁）
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）

<参考ウェブサイト>

- ・文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp）
- ・内閣官房国民保護ポータルサイト（http://www.kokuminhogo.go.jp）
- ・総務省消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp）
- ・気象庁ホームページ（http://www.jma.go.jp/）

静岡県教育委員会危機管理担当連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 静岡県教育委員会健康体育課危機管理・安全班と各課危機管理担当（健康体育課兼務）及び総務部各地域局防災教育担当（健康体育課併任）との円滑な連携を推進するため、危機管理担当連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 防災対策（災害対策全般）に係る事項
- (2) 防災教育推進に係る事項
- (3) 防災関係調査に係る事項
- (4) 災害対策本部の設置に係る事項
- (5) 放射線対策に係る事項
- (6) その他危機管理に係る事項

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び担当をもって組織する。

2 会長は、静岡県教育委員会健康体育課長をもって充てる。

3 担当は、次に掲げる者をもって充てる。なお、議題等により会長が出席者を決定する。

(1) 静岡県教育委員会

- ア 教育総務課（危機管理・安全班）
- イ 教育政策課（危機管理・安全班）
- ウ 教育施設課（危機管理・安全班）
- エ 義務教育課（危機管理・安全班）
- オ 高校教育課（危機管理・安全班）
- カ 特別支援教育課（危機管理・安全班）
- キ 健康体育課（危機管理・安全班）
- ク 社会教育課（危機管理・安全班）
- ケ 新図書館整備課（危機管理・安全班）

(2) 危機管理部及び総務部

- ア 危機情報課（防災教育担当）
- イ 賀茂地域局（防災教育担当）
- ウ 東部地域局（防災教育担当）
- エ 中部地域局（防災教育担当）
- オ 西部地域局（防災教育担当）

(3) その他静岡県教育委員会が必要と認める者

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、あらかじめ会長が指名する者に職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、静岡県教育委員会健康体育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月14日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

20-3-2

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

災害時等における県有施設の使用に関する要領（案）

（県危機情報課）

昭和 51 年 3 月 1 日
 改正 平成 6 年 3 月 10 日
 改正 平成 19 年 7 月 18 日
 改正 平成 21 年 4 月 1 日
 改正 令和 2 年 4 月 1 日

1 目的

市町が災害対策基本法第 2 条の 1 で定義する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）に対応するため、県有施設（行政財産に限る。以下「施設」という。）を「3 定義」で定める避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることにより、市町と県との緊密な連携を図り、住民の避難対策に万全を期することを目的とする。

2 手続

市町長及び施設の管理者（静岡県財産規則第 2 条の 2 に定める財産事務取扱者をいう。以下「施設管理者」という。）は、災害の態様による施設の使用の可否等を事前に十分協議し、覚書（別紙案）を締結するものとする。

特に、勤務時間外等における連絡先、連絡方法等を明確にしておくこと。

3 定義

（1）避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施設または場所

ア 指定緊急避難場所

人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるもので、災害対策基本法施行令第 20 条の 3 の基準を満たす施設であり、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所。

イ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるための施設。

ウ 準避難所

被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害の規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等を想定した場合の補完施設。

（2）避難所利用者

自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民及び帰宅困難者等。

20-4

4 期 間

使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市町長及び施設管理者が協議の上、延長できるものとする。

5 原状変更制限

市町長は、当該施設の原状を変更しようとするときは、事前に書面（緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする）をもって施設管理者の承認を受けなければならない。

6 原状回復義務

市町長は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

7 使用料の免除

当該施設の使用料は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、免除する。

8 費用の負担

付帯設備の使用に要した経費は、原則として市町長が負担する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

9 運 営

市町長は、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。

10 平時の連携

市町長は、役割分担の確認やマニュアルの整備、開設訓練等、円滑な受入の推進のため、年に1回以上、避難所所管課職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者等が参加する会議や訓練等を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。

施設の管理者等は、円滑な受入を推進する会議等に積極的に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。

11 報 告

市町長は、施設管理者と覚書を締結したとき、若しくは覚書を廃棄したときは、静岡県危機管理部及び当該施設県所管課に対し、直ちにその旨を報告するものとする。

12 関係者への周知

市町長及び施設管理者は、当該市町の避難所派遣予定職員及び当該施設の職員等に対し、覚書の趣旨の周知に努めるものとする。

13 覚書の有効期間

覚書は、当該施設の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、市町長及び施設管理者が協議し、当該施設が避難所等として不適當又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

14 勤務時間外等における連絡先の確認等

市町長は、毎年度当初に、「2 手続」後段に定める連絡先等を確認するとともに、当該年度の施設の状況を把握するものとする。

15 施行期日

この要領に基づいて、令和2年4月1日以後、覚書を締結するものとする。

覚 書 (案)

静岡県〇〇〇〇〇（施設の管理者）（以下「甲」という。）と〇〇市町長（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産〇〇〇〇（以下「行政財産」という。）を避難所等として使用することについて、次のとおり定める。

第1条（目的）

甲は、その所管する行政財産のうち、指定緊急避難場所として〇〇〇〇〇を、指定避難所（もしくは準避難所）として〇〇〇〇〇を、乙に使用させるものとする。

第2条（定義）

（1）避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施設または場所

ア 指定緊急避難場所

人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるもので、災害対策基本法施行令第20条の3の基準を満たす施設であり、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所。

イ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法施行令第20条の6の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるための施設。

ウ 準避難所

被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害の規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等を想定した場合の補完施設。

（2）避難所利用者

自ら居住の場所を確保することや帰宅が困難な被災した住民、その他の被災者。

第3条（申請等）

乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合、乙は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第4条（許可等）

20-4

甲は、前条第1項前段の規定に基づき、乙から緊急の要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、前条第1項後段及び同条第2項の規定に基づき、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付して、その使用を許可するものとする。

第5条（期間等）

使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市町及び管理者が協議の上、延長できるものとする。また、乙は、当該行政財産の使用を終了したときは、甲へ「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨文書にて通知するものとする。

第6条（避難所の運営）

乙は、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。

第7条（原状変更制限）

乙は、当該行政財産の原状を変更しようとするときは、事前に書面（緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする）をもって甲の承認を受けなければならない。

第8条（原状回復義務）

乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

第9条（使用料の免除）

甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

第10条（費用の負担）

当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第11条（規則等の遵守）

乙は、当該行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び使用許可条件を遵守しなければならない。

第12条（許可の取消）

知事又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 乙が覚書又は使用許可条件に違反したとき
- (2) 県が当該行政財産を必要とするとき

20-4

- 2 前項第1号の規定に該当することにより、知事又は教育委員会が使用許可の取消し又は変更をした場合において、その取消し又は変更により乙に損失が生じても、知事又は教育委員会は、その損失を補償しない。

第13条（平時の連携）

乙は、年に1回以上、当該市町の避難所担当職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者、その他の関係者により、当該施設が避難所となることを想定した話し合いによる役割分担の確認やマニュアル等の整備及び訓練を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。

甲は、積極的に話し合いや訓練に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。

第14条（覚書の有効期間）

この覚書は、当該行政財産の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難所等として不適當又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- 2 甲は、当該行政財産の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、乙に対し文書をもって連絡するものとする。

第15条（連絡先等の確認）

乙は、毎年度当初に以下の事項について、甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

- (1) 施設管理者、同代理者（県事務所における次長、県立高校における教頭等）及び当該施設の近辺に居住する職員（施設使用時に市町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先
- (2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項

第16条（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所
静岡県立〇〇〇〇（施設名）
施設管理者名

乙 住 所
○○○○市町名

20-5 南海トラフ地震等における航空偵察実施要領

(「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」から抜粋)

1 目的

南海トラフ地震等大規模災害発生時において、県災害対策本部（以下「県本部」という。）が行う航空偵察について定めるとともに、防災関係機関が行った航空偵察情報も入手して全県の被災状況を把握し、発災初期段階からの的確な災害応急対策の実施に資する。

2 航空偵察実施要領

(1) 航空偵察の基本的考え方

ア 発災当初、静岡県消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）及び県警ヘリコプター（以下「県警ヘリ」という。）が相互に協力し、県内の被害状況等の偵察を実施する。

イ 県有ヘリコプターによる偵察と並行して、県内の被害状況等の確認のため、陸上自衛隊東部方面隊所属の映像伝送ヘリコプター（以下「方面隊ヘリ」という。）の偵察支援を受ける。

ウ 陸上自衛隊東部方面隊以外の航空機を有する各機関又は国・他県市に対し、航空偵察を要請する。

エ 発災直後においては、被害状況の全容把握に重点を置いて航空偵察を実施するものとし、その後、被害が大きいと見込まれる地域から詳細な航空偵察を行うものとする。

オ 航空偵察業務については、天象、気象、地勢及び各関係機関の航空機の運用制限等に留意し、飛行安全に万全を期すものとする。

(2) 航空機の運用・要請

ア 防災ヘリ

発災直後、速やかにヘリコプターテレビ伝送システムを搭載した後、富士山静岡空港まで航空偵察を行い、空港に要員及び資機材を降ろした後、伊豆地域の航空偵察を実施する。（本編別図1—1—1航空偵察ルート図（1）（防災ヘリ、県警ヘリ））

また、定められた航空偵察ルートその他、県本部の指示に基づき必要とする情報を入手する。

イ 県警ヘリ

静岡市以西から愛知県境までの県中部・西部地域管内の航空偵察を行う。（本編別図1—1—1航空偵察ルート図（1）（防災ヘリ、県警ヘリ））

ウ 方面隊ヘリ

「東部方面隊及び陸災南海東方部隊南海トラフ地震対処計画B航空偵

察計画」の「発災当初の映像伝送経路」に基づき航空偵察の支援を受ける。
(本編別図1—1—1 航空偵察ルート図(2)(自衛隊へり))

エ 関係機関等への要請

県本部(指令部航空調整スタッフ/対策グループ)は、自衛隊などの関係機関の連絡幹部(LO)を通じ、航空偵察の実施及び情報の提供について所要の調整を実施する。

3 航空偵察情報の収集

- (1) 県本部(指令部情報収集スタッフ/情報グループ)は、防災へり、県警へり及び方面隊へりから伝送される映像や、防災関係機関が航空偵察により収集した情報に基づき被害状況等をまとめる。
- (2) 県本部(情報収集スタッフ)は、県が入手を必要とする具体的箇所の航空偵察を、東部方面総監部情報部資料課に対し要請する。

4 情報の共有

- (1) 県本部(情報収集スタッフ)は、3により収集した航空偵察情報をふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)に入力し、4方面本部と情報を共有し連携を図る。
- (2) 県本部(情報収集スタッフ)は、県本部に派遣される災害対策現地情報連絡幹部(LO)等を通じ航空偵察情報の提供を求めるとともに、得た情報は関係する防災関係機関に提供する。
- (3) 県本部(情報収集スタッフ)は、平素から航空偵察に必要な資料を作成し、航空偵察を実施する関係機関と共有する。

5 偵察事項

地域の実情に応じて、主として、次の事項の偵察を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時(必要がある場合、その都度の判断により実施)
 - ア 道路の混雑状況
 - イ 避難の状況
 - ウ 集客施設及びその周辺の混雑状況(駅、バスターミナル、観光施設、動物園、野球場、サッカー場、体育施設、海水浴場、大規模商業施設等)
 - エ 船舶の沖出し状況 等
- (2) 南海トラフ地震等大規模災害発生時
 - ア 津波による被災状況
 - イ 火災の発生状況
 - ウ 建物の被災状況
 - エ 石油コンビナート及び浜岡原子力発電所の被害状況

- オ 緊急輸送ルート、鉄道、港湾等の被災状況
- カ 山間地の被災状況（孤立状況、土砂崩れによる河道閉塞等）
- キ ダム、通信施設の被害状況
- ク その他

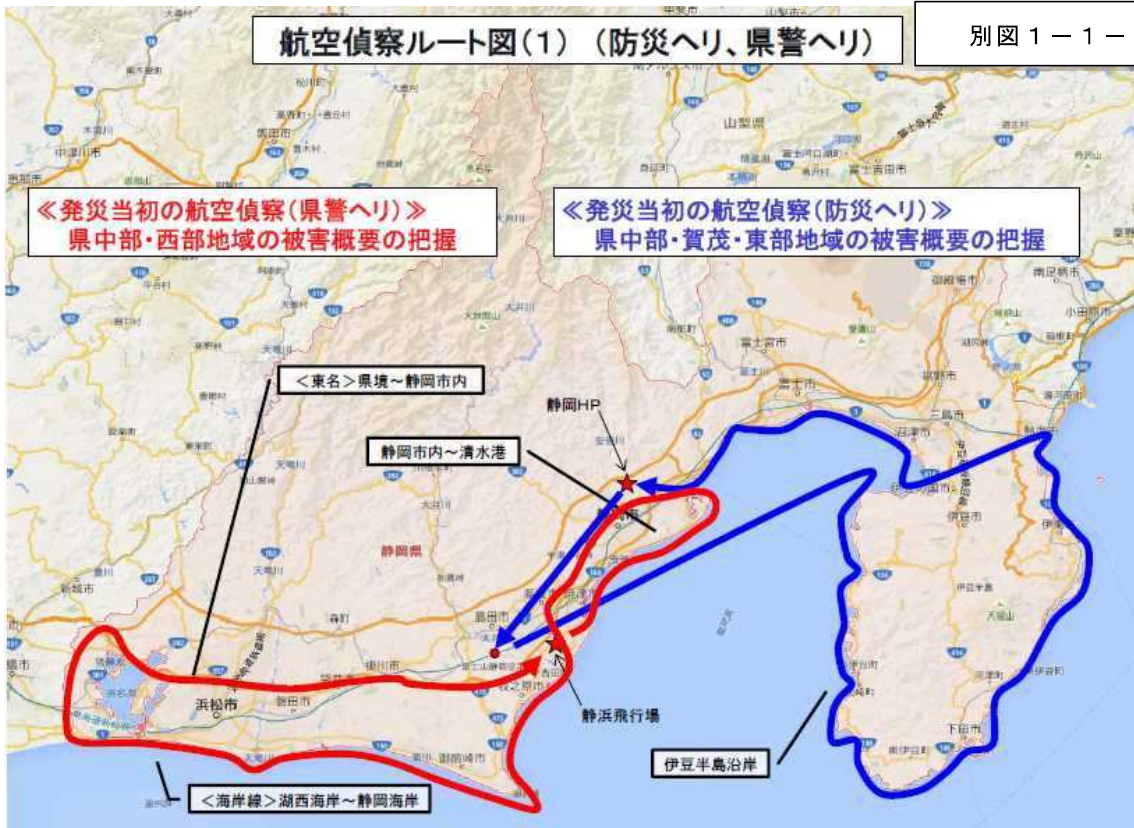
6 発災初期段階において把握が必要と考えられる航空偵察箇所

県本部（航空調整スタッフ）は、県本部が必要とする被害情報等を入手するため、防災ヘリ等ヘリ運行機関の連絡幹部（LO）に、下表「偵察候補箇所一覧」の箇所等を主体に偵察箇所を示すものとする。

表【偵察候補箇所一覧】

偵察項目		業務内容・偵察箇所
県内全域	津波被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災の有無や規模等について全容を把握する。 （防災ヘリ、県警ヘリ及び方面隊ヘリによる） ・浜岡原子力発電所、石油コンビナート、油槽所 ・その他
	火災発生状況	
	建物被害状況	
	その他	
海岸		<ul style="list-style-type: none"> ・津波の遡上や津波による被災状況
活動拠点等 （ ）内は、 箇所数	方面本部（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡不通の施設を優先 ・施設被害状況の把握 ・方面本部：賀茂危機管理庁舎、東部、藤枝、中遠総合庁舎 ・方面本部以外：下田、熱海、富士、静岡、浜松総合庁舎 ・単独土木事務所：島田、袋井 <静岡県第4次地震被害想定において、津波浸水域に市町村庁舎がある市町> 下田市・焼津市・牧之原市・東伊豆町・松崎町 西伊豆町
	県総合庁舎等（7） （方面本部以外、 単独土木事務所）	
	市町村庁舎（35）	
	災害拠点病院（23）	
	広域物資輸送拠点（8）	
	航空搬送拠点（3）	
	その他	
道路（緊急輸 送ルート等）	道路全般	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル、法面等の施設被害状況 ・事故、交通混雑状況等
	東西幹線	
	南北幹線	

(続き)	(続き)	小泉出入口 ・ 中部横断自動車道 (新東名新清水 JCT～富沢 IC) ・ 国道 52 号 (国道 1 号～双葉 JCT) ・ 国道 138 号 (東名御殿場 IC～河口湖 IC) ・ 国道 139 号 (小泉出入口～河口湖 IC) ・ 国道 414 号 ・ 国道 473 号 (新東名島田金谷 IC～東名牧之原 IC)
	沿岸部	・ 国道 135 号、国道 136 号、国道 150 号ほか
	山間部	・ 国道 152 号、国道 362 号、国道 469 号ほか
鉄道		・ 東海道新幹線や東海道本線、身延線、私鉄等における列車事故、施設被害及び列車停止状況
港湾施設	防災拠点港湾	・ 港湾施設の被害状況及び浮遊物の状況
	防災港湾	・ 漂流者等の有無
	その他 (漁港等)	
河川	河川全般	・ 水門施設、堤防等の被害状況 ・ 河道閉塞の有無
	一級河川	・ 狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川
	二級河川	・ 太田川、都田川 (浜名湖今切口) ほか
山間部	富士川河口断層帯	・ 断層のずれの有無や被害状況
	白鳥山を含む山体崩壊	
	孤立予想集落	・ 安倍川、大井川の上流域及び天竜川の中流域及び伊豆地域の孤立の状況
	防災行政無線施設	・ 通信が途絶した場合、丹那、安倍、秋葉山の無線中継所の被害状況
	その他	
ダム		・ 連絡不通の場合、大井川、天竜川水系のダム施設の被害状況



20-6-1 全国被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

平成8年4月5日設立制定
平成21年5月20日改訂(い)
平成24年5月11日改訂(ろ)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行い、もって地震後の二次災害からの国民の安全確保に寄与することを目的とする。(い)

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 応急危険度判定の方法等の標準化
- 二 応急危険度判定に係る都道府県間の相互支援の体制の整備
- 三 応急危険度判定従事者に対する補償制度の整備
- 四 応急危険度判定の普及及び啓発
- 五 被災建築物の被災度調査の方法の整備
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した国、都道府県、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体その他応急危険度判定体制の整備のために参画が必要と考えられる法人とする。

(入会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(負担金)

第6条 会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。
2 前項の規定にかかわらず、第4条における国及び応急危険度判定体制の整備のために本協議会への参画が必要と考えられる団体等は、幹事会の承認を得て負担金を免除することができるものとする。(ろ)

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 会員である法人が消滅したとき

(退会)

第8条 会員は、幹事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(届出)

第9条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
幹事	10名以上20名以内(会長及び副会長を含む。)
監事	2名

(選任等)

第11条 幹事及び監事は、総会において会員の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから選任する。

2 幹事は、互選により、会長及び副会長を選任する。

3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。

(補欠選任)

第15条 役員に欠員が生じたときは、第11条の規定に基づき選任するものとする。

(解任)

第16条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決を経て、役員を解任することができる。

(顧問)

第17条 協議会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で建築に関する学識経験を有するものうちから会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催する。

3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。

(総会の招集及び議長)

第20条 総会は、会長がこれを召集する。

2 総会の召集は、開催の日の10日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により、会員に通知して行う。

3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会の議長は、その総会において、出席会員の代表者又はその代理人のうちから選出する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 規約の変更
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(議決権)

第22条 総会における会員の議決権は、1会員につき1個とする。

2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。

3 欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したものとみなす。

(議決の方法)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(特別議決)

第24条 次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の改正
- 二 協議会の解散

(議事録)

第25条 議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、押印するものとする。

(幹事会)

第26条 幹事会は、幹事をもって組織し、会長が召集する。

2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項その他協議会の運営上必要な事項を審議する。

3 監事は、幹事会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

5 幹事会の議長は、幹事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

6 第22条及び第23条の規定は、幹事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 部会

(部会)

第27条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び委員等の選任は、幹事会がこれを行う。

3 部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第6章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

第29条 協議会の財産は、負担金及び雑収入をもって構成する。なお、負担金の額は、総会において別に定める。

2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第30条 協議会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業報告及び収支決算)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、財団法人日本建築防災協会に置くものとし、協議会はこのための事務局経費を支弁することができるものとする。

(い)

第8章 雑則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

(附則)

1 この会則は、設立総会のあった日(平成8年4月5日)から施行する。

2 協議会の設立当初において幹事会が発足するまでは、入会申込書を会長に提出することをもって入会したものとみなす。

3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

4 協議会の設立初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成9年3月31日までとする。

(附則)

1 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

(附則)

1 この規約は、平成24年5月11日から施行する。

20-6-2 10都県被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

(名称)

第1条 本会は、「10都県被災建築物応急危険度判定協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ確に実施するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」と連携を図りつつ、「震災時等の相互応援に関する協定(平成16年2月24日締結)」第1条の規定による10都県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議、その他必要な措置を行う。

- 一、応急危険度判定に係る都県間の相互支援の体制整備
- 二、その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第4条 協議会の会員は、別表第1に掲げる都県とする。

2 協議会は、会長が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(役員)

第5条 協議会は次の役員を置く。

- 一、会長 一名
- 二、副会長 一名
- 三、幹事 三名

(選任)

第6条 役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。

- 2 会長は、総会を開催する時間がなく早急に会務を決定する必要がある場合は、総会に代わって会務を定めることができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代行する。
- 4 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員で構成する。

- 2 総会は、会長が召集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催することができるものとする。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 議決権は、会員の代表者若しくは代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 5 前項の規定により、その議決権を行使できない会員は、他の会員若しくはその代理人に委任して行使するものとする。
- 6 前項の規定によりその議決権を行使する会員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会は会員の総数の2分の1以上の出席をもって成立することとする。
- 8 総会の議事は、出席の会員の総数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第11条 議長は、総会の議事について、議事録を作成する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、協議会役員で構成する。

2 幹事会は会長が召集するものとし、必要に応じて開催する。

3 幹事会は、会務の執行に関する事項を審議し、決定するものとする。

4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

5 前項の場合、その直後の総会において、その内容を報告し、会員の了承を求めるものとする。

(作業部会)

第13条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び委員の選任は、幹事会がこれを行う。

3 作業部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(活動年度)

第14条 協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第15条 協議会は、総会において会員総数3分の2以上の議決をもって解散できるものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は総会の議決を経て、会長が定める。

(附則)

1 本規約は、平成9年1月24日から施行する。

(附則)

2 本規約は、平成16年10月25日から施行する。

(附則)

3 本規約は、平成19年11月15日から施行する。

(附則)

4 本規約は、平成20年11月11日から施行する。

(附則)

5 本規約は、平成22年4月1日から施行する。

(別表第1)

会 員	代 表 者
茨 城 県	土 木 部 長
神 奈 川 県	建 築 住 宅 部 長
群 馬 県	県 土 整 備 部 長
埼 玉 県	都 市 整 備 部 長
静 岡 県	く ら し ・ 環 境 部 長
千 葉 県	県 土 整 備 部 長
東 京 都	都 市 整 備 局 市 街 地 建 築 部 長
栃 木 県	県 土 整 備 部 長
長 野 県	建 設 部 長
山 梨 県	県 土 整 備 部 長

20-6-3 中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

(名称)

第1条 本会は、中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、災害時等の応援に関する協定書(平成19年7月26日締結)に基づく応援の一環として、地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会(平成8年4月5日設立)と連携を図りつつ、会員間の相互支援、協力体制の整備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 応急危険度判定に係る会員間の相互支援体制の検討、整備
- 二 応急危険度判定に係る情報交流
- 三 その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第4条 協議会の会員は別表第1に掲げる県及び政令指定都市とする。

2 協議会は、会員が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(役員)

第5条 協議会は次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

(選任)

第6条 役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。

2 副会長は、会長の職務を補佐する。

(任期)

第8条 役員は、任期は次回総会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、後任者が選出されるまでの間は、前任者がその任務を行う。

(総会)

第9条 総会は会長又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、これを開催する。

2 議長はその総会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席した会員の過半数の賛成により決する。

4 次の事項は、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の改正
- 二 協議会の解散

(部会)

第10条 第3条の事業を行うため、協議会は部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び委員等の選任は、会長がこれを行う。
- 3 部会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

(細則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

(附則)

- 1 本規約は、平成10年2月10日から施行する。

(附則)

- 1 本規約は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 本規約は、平成27年1月23日から施行する。

別表第1

会 員	代 表 者
富山県	土木部長
石川県	土木部長
福井県	土木部長
長野県	建設部長
岐阜県	都市建築部長
静岡県	くらし・環境部長
愛知県	建築局長
三重県	県土整備部長
滋賀県	土木交通部長
名古屋市	住宅都市局長

20-6-4 被災宅地危険度判定連絡協議会規約

平成 9年5月23日施行
平成11年6月 3日改正
平成21年8月21日改正
平成24年7月19日改正
平成26年11月12日改正
令和5年10月31日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、被災宅地危険度判定連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大地震又は豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して被災宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、危険度判定の方法の改善、会員相互の支援等に関する事前の調整などを行うことにより、危険度判定の実施体制の整備などを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 判定士の養成及びその知識の向上のための講習会の実施に関すること
- 二 危険度判定に係る会員間の相互支援体制の整備に関すること
- 三 危険度判定手法の研究に関すること
- 四 判定士に対する補償制度の整備に関すること
- 五 他のボランティア制度との調整に関すること
- 六 その他協議会の目的を達するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する都道府県、指定都市等の地方自治体並びに第2条の目的の達成のため入会が相当であると会長が認める特殊法人、独立行政法人、公益法人及びこれらの地方自治体又は法人の機関によって構成される。

(入会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(負担金)

第6条 会員は、通信連絡費、会議費、講習会開催費等の協議会の事業・運営に必要な費用を賄うため、別表に定める額を協議会に納入するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(届出)

第8条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名以内
- 三 幹事 8名以上12名以内
- 四 監査員 2名

(選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会長、副会長及び幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監査員は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で宅地防災に関する学識経験を有するものの中から会長が委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第14条 会議は、総会及び幹事会とする。

第15条 総会は会員をもって構成し、幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 規約の変更
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の招集等)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項等を、書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。
- 4 総会は、必要に応じ関係機関又は関係者に出席を求めることができる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれを務める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。この場合において、次条第3項又は第4項の規定に基づき総会に出席せず、代理人によって又は書面若しくは電磁的方法によって総会の議決権を行使することとした会員がいるときは、当該会員の数は出席した会員に算入する。

(総会の議決権)

第20条 総会における会員の議決権は、一会員につき一個とする。

- 2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 3 総会に出席しない会員は、他の出席する会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 総会に出席しない会員は、書面又は電磁的方法により、議決権(第10条第1項の選任の場合の選挙権を含む。前条から次条までにおいて同じ。)を行使することができる。
- 5 第3項又は前項の規定に基づき行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の議決方法)

第21条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。

- 2 総会において選任又は議決をすべきものとされた事項については、第17条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、総会を開催せず、書面又は電磁的方法によって、選任又は議決をすることができる。この場合においては、前項及び次条の規定を準用し、これらの規定中「出席した会員」は「会員」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による書面又は電磁的方法による選任又は議決は、総会における選任又は議決と同一の効力を有するものとする。

(特別決議)

第22条 次の事項は、総会において、出席した会員の議決権の3分の2以上による議決を必要とする。

- 一 規約の変更
- 二 協議会の解散

(幹事会の権能)

第23条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない協議会の運営に関する事項

(幹事会の招集等)

第24条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及審議事項等を、書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ幹事会で定めた方法により通知することができる。

3 幹事会は、必要に応じ関係機関又は関係者に出席を求めることができる。

4 監査員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(幹事会の議長等)

第25条 幹事会には、第18条から第21条までの規定(第20条第4項かつこ書きを除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「会長、副会長及び幹事」と、「選任又は議決」とあるのは「議決又は定め」と、「第17条から前条まで及び次条の規定」とあるのは「第23条、第24条、第26条及び第31条の規定」と、「前項及び次条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(財産の管理)

第26条 協議会の財産は、幹事会の定めるところにより、事務局が管理する。

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第28条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監査員の監査を経なければならない。

第6章 事務局等

(事務局)

第29条 協議会の事務を処理するため、公益社団法人全国宅地擁壁技術協会に事務局を置く。

(国土交通省の助言・協力)

第30条 協議会は、国土交通省都市局都市安全課に必要な助言・協力を求めることができる。

第7章 雑則

(細則)

第31条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 この会則は、設立総会のあった日(平成9年5月23日)から施行する。
- 2 協議会の当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第12条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成11年3月31日までとする。

附則(平成11年6月3日改正)

- 1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成11年6月3日)から施行する。

附則(平成15年5月19日改正)

- 1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成15年5月19日)から施行する。

附則(平成21年8月21日改正)

- 1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成21年8月21日)から施行する。

附則(平成24年7月19日改正)

- 1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成24年7月19日)から施行する。

附則(平成26年11月12日改正)

- 1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成26年11月12日)から施行する。

附則(令和5年10月31日改正)

- 1 改正後の規約は、改正の議決の日(令和5年10月31日)から施行する。

別表(第6条関係)

負担金	1団体あたり 27,000円/年
-----	---------------------

災害復旧技術専門家派遣制度要綱

(目的)

第1条 災害復旧技術専門家派遣制度（以下「本制度」という。）は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、「災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援（試行）について」（平成26年5月1日国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知）に基づく要請、又は地方公共団体等からの要請（以下「要請」という。）に基づいて災害復旧技術専門家（以下「技術専門家」という。）を災害現地に派遣し、ボランティア活動として、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言を行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて現地に派遣され、技術的助言等が可能な者として、(公益社団法人)全国防災協会会長（以下「会長」という。）が認定し、登録された者をいう。

(認定申請)

第3条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて会長あて申請する。

(派遣)

第4条 技術専門家は、別に定める派遣基準を踏まえ災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議（電磁的会議でも可）を経て、会長が派遣する。

- 2 災害規模、災害の範囲及び災害の特殊性を鑑みて、現地調査等が必要になった場合、運営委員会の委員等（有識者も含む）による調査団を構成し、現地調査を行うことができる。現地調査の結果は会長に報告する。

(派遣手続)

第5条 技術専門家の派遣は、別に定める派遣手続により行う。

(業 務)

第6条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害調査に関する支援
- (2) 復旧工法に関する技術的助言
- (3) その他地方公共団体等が行う災害復旧に関する支援・助言

(責 務)

第7条 技術専門家は次に掲げる責務を有する。

- (1) 技術専門家は、講習会の受講等により災害復旧に係る技術の研究等に努める。
- (2) 災害現地に派遣された場合には、別に定める様式により現地活動の概況をとりまとめて会長に報告する。

(災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会)

第8条 本制度を的確に運営するために災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。運営委員会の委員は、会長が委嘱する。

- 2 運営委員の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。
- 3 運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 技術専門家の認定登録審査（認定判断基準は、別に定める。）
 - (2) 技術専門家の派遣に関する審議（電磁的審議も可。）
 - (3) 本制度の運営に関する事項についての審議
- 5 運営委員会は、本制度の運用に関し相談役を置くことができる。また、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 6 運営委員会に地域毎にブロック会議を設置し、技術専門家の教育・研修、派遣時の候補者の人選等を行う。

(派遣費用)

第9条 技術専門家派遣に要する費用（交通費、宿泊費等）は、以下のとおりとする。

- (1) 別に定める派遣基準及び災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援（試行）について（国水防第18号平成26年5月1日国土交通省水管理・国土保全局防災課長）にともなう派遣に要

する費用は、（公社）全国防災協会が負担する。
（２） 上記以外は、要請した地方公共団体等が負担する。

（その他）

第10条 本要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は
会長が定める。

（附 則）

この要綱は、平成31年2月22日より適用する（平成15年11月20日
の災害復旧技術専門家派遣制度要綱は廃止する）。

20-7 静岡県地震防災センターの設置及び管理に関する条例

(県危機情報課)

平成元年静岡県条例第16号

平成18年静岡県条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県地震防災センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の地震防災を推進するため、静岡県地震防災センター(以下「センター」という。)を静岡市に設置する

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(利用の制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) センターの風紀若しくは秩序を乱し、又は施設若しくは設備を損傷するおそれのある者

(2) センターの管理上支障があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成元年4月20日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。